

〈一般対策編〉

七宗町地域防災計画 一般対策編 目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第1項 目 的	1
第2項 計画事項	1
第3項 想定する災害	2
第4項 計画の修正	2
第5項 他計画との関連	2
第6項 計画の徹底	2
第7項 計画の用語	3
第2節 防災に関する組織	4
第1項 七宗町防災会議	4
第2項 実施責任	4
第3項 防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4項 住民等の基本的責務	9
第5項 七宗町地域の概要	10
第6項 七宗町灾害対策本部の組織	13
第2章 災害予防	18
第1節 総 則	18
第1項 防災協働社会の形成推進	18
第2項 防災業務施設・設備等の整備	21
第3項 災害に強いまちづくり	23
第2節 防災思想・防災知識の普及	24
第3節 防災訓練	27
第1項 防災訓練対策	27
第2項 防災教養対策	29
第4節 自主防災組織の育成と強化	32
第1項 自主防災組織の育成と強化	32
第2項 災害危険地域の予防対策	35
第3項 地域別災害危険雨量等	36
第5節 ボランティア活動の環境整備	37
第6節 広域応援体制の整備	39
第7節 緊急輸送網の整備	41
第8節 防災通信設備等の整備	42
第9節 火災予防対策	45
第10節 水害予防対策	48
第11節 雪害予防対策	51
第12節 渇水等予防対策	53

第 13 節 観光施設等予防対策	55
第 14 節 孤立地域防止対策	56
第 15 節 避難対策	57
第 16 節 緊急離着陸場等の整備	65
第 17 節 必需物資の確保対策	66
第 18 節 要配慮者、避難行動要支援者対策.....	70
第 19 節 応急住宅対策	76
第 20 節 医療救護体制の整備	76
第 21 節 防疫対策	77
第 22 節 河川防災対策	77
第 23 節 砂防対策	78
第 24 節 農地防災対策	78
第 25 節 治山対策	79
第 26 節 土地災害対策	80
第 27 節 建築物灾害予防対策	81
第 28 節 防災営農対策	82
第 29 節 文教対策	83
第 30 節 行政機関の業務継続体制の整備.....	86
第 31 節 企業防災の促進	87
第 32 節 防災対策に関する調査研究.....	89
第 33 節 放射性物質災害対策	90
第 34 節 危険物等保安対策	91
第 35 節 大規模停電対策	94
第3章 災害応急対策	95
第1節 町本部活動体制	95
第1項 活動体制の整備.....	95
第2項 職員の動員体制.....	98
第2節 災害労務対策	101
第1項 町職員の応援体制.....	101
第2項 協力組織の編成及び活動.....	101
第3項 技術者等の雇用.....	102
第4項 技術者等の強制従事に関する対応.....	104
第3節 ボランティア活動	107
第4節 自衛隊災害派遣要請	109
第5節 災害応援要請	112
第6節 交通応急対策	113
第1項 道路交通対策.....	113
第2項 輸送手段の確保.....	115
第7節 通信の確保	120
第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達.....	122

第 9 節 災害情報等の収集・伝達	134
第 10 節 災害広報	156
第 11 節 消防・救急・救助活動	159
第 12 節 水防活動	163
第 13 節 雪害対策	164
第 14 節 県防災ヘリコプターの活用.....	165
第 15 節 孤立地域対策	166
第 16 節 災害救助法の適用	167
第 17 節 避難対策	171
第 18 節 食料供給活動	184
第 19 節 給水活動	186
第 20 節 生活必需品供給活動	188
第 21 節 要配慮者、避難行動要支援者対策.....	190
第 22 節 応急住宅対策	192
第 23 節 医療・救護活動	197
第 24 節 救助活動	201
第 25 節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬.....	202
第 26 節 防疫・食品衛生活動	204
第 27 節 保健活動・精神保健	206
第 28 節 清掃活動	207
第 29 節 愛玩動物等の救援	211
第 30 節 災害義援金品募集配分	212
第 31 節 その他被災者の保護対策.....	216
第 32 節 産業応急対策	218
第 1 項 商工業の応急対策.....	218
第 2 項 観光客等の応急対策.....	218
第 3 項 農作物の応急対策.....	218
第 4 項 畜産の応急対策.....	219
第 5 項 林地、林産物等の応急対策.....	220
第 6 項 干害応急対策.....	222
第 33 節 公共施設の応急対策	223
第 1 項 公共施設の応急対応.....	223
第 2 項 鉄道等の応急対策.....	224
第 34 節 ライフライン施設の応急対策.....	226
第 1 項 通信施設の応急対策.....	226
第 2 項 電力施設の応急対策.....	227
第 35 節 文教災害対策	228
第 1 項 施設等の応急対策.....	228
第 2 項 学用品等の支給.....	228
第 3 項 小中学校関係の対策.....	231

第 4 項 学校保健の対策.....	233
第 5 項 文化財、その他文教関係の対策.....	235
第 36 節 災害警備活動	236
第 37 節 航空災害対策	237
第 38 節 鉄道災害対策	240
第 39 節 道路災害対策	242
第 40 節 危険物等災害対策	245
第 41 節 林野火災災害対策	247
第 42 節 大規模な火事災害対策	250
第 43 節 大規模停電対策	252
第 4 章 災害復旧	253
第 1 節 復旧・復興体制の整備	253
第 1 項 基本方針.....	253
第 2 項 復旧・復興の基本方針の決定.....	253
第 3 項 人的資源等の確保.....	254
第 4 項 その他	254
第 2 節 公共施設災害復旧事業	255
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	257
第 4 節 被災者の生活確保	259
第 5 節 災害援護資金等の貸与	261
第 6 節 被災商工業者の振興	265
第 7 節 被災農林漁業者への支援	266

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、七宗町防災会議が七宗町（以下「町」という。）及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画事項

- (1) この計画は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成されている「町地域防災計画」の「一般対策編」として、町の地域にかかる災害の対策に関しあおむね次の事項を定め、防災の万全を期するものである。
 - (2) この計画は、風水害等災害に対し町、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を具体的に整理した実施細目(マニュアル)等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。
 - (3) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、並びに七宗町災害対策本部の組織
 - (4) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要な地域の調査・指定、その他の災害予防計画
 - (5) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ 被災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク 災害警備に関する計画
 - ケ その他災害時における応急対策の計画

- (6) 災害の復旧に関する計画
- (7) その他必要な計画

第3項 想定する災害

「一般対策編」の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策編」の作成の基礎として想定した災害は、「本章第5節3」のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する複合災害発生の可能性を認識すること。

第4項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年（おおむね梅雨期前）検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。

第5項 他計画との関連

この計画と他の防災に関する計画との関係は、次のとおりである。

- (1) この計画は、防災基本計画に基づいて作成する。
- (2) この計画は、防災業務計画に抵触してはならない。
- (3) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、岐阜県地域防災計画に抵触してはならない。
- (4) この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。



第6項 計画の徹底

この計画は、各機関において普段から研究、訓練、研修、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等にその周知を図り、計画の効果的運用がなされるよう努めるものとする。

また、計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携し総合的な効果が発揮できるよう努める。

第7項 計画の用語

この計画における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町本部とは、七宗町災害対策本部をいう。
- (2) 町本部長とは、七宗町災害対策本部長をいう。
- (3) 町計画とは、七宗町地域防災計画をいう。
- (4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (5) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (7) 県支部とは、岐阜県災害対策本部可茂支部をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部可茂支部長をいう。
- (9) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流その他異常な自然現象(地震を除く。)による災害をいう。
- (11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃性・有害物の大量流出、航空灾害、陸上交通灾害その他の大規模な人為的事故災害をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部が設置されているか否かにより、それぞれ次のとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	七宗町
町本部長	七宗町長
町本部○○部○○班	七宗町○○課○○係
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	七宗町役場（総務課）
県本部	岐阜県（防災課）
災害情報集約センター	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県支部	可茂県事務所
県支部長	可茂県事務所長
県支部○○班	可茂県事務所管内の県現地機関

第2節 防災に関する組織

第1項 七宗町防災会議

七宗町防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置され、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

七宗町防災会議の組織及び所掌事務は、災害対策基本法第16条第6項の規定により町の条例（七宗町防災会議条例 昭和37年条例第16号）で定める。

(1) 会長 七宗町長

(2) 委員

ア 国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 町議会議長

ウ 町の職員のうちから町長が任命する者

エ 教育長

オ 消防団長

カ 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから町長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(3) 専門委員

防災会議に、専門事項を調査するため専門委員を置く場合は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、町長が任命する。

第2項 実施責任

災害対策の実施に当たって町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

(2) 県

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言等の措置をとるものとする。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、普段から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災活動を実施する。

また、町その他防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

(6) 住民

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第3項 防災関係機関の事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1. 町

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災町営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇用
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
- (15) その他の応急対策

2. 県

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇用
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における県防災行政無線通信の防護と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 町が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3. 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
- (2) 東海財務局岐阜財務事務所
- (3) 東海北陸厚生局
- (4) 東海農政局、東海農政局（岐阜県拠点）
- (5) 中部森林管理局、中部森林管理局（岐阜森林管理署）
- (6) 中部経済産業局
- (7) 中部近畿産業保安監督部
- (8) 中部運輸局
- (9) 気象庁（岐阜地方気象台）
- (10) 東海総合通信局
- (11) 岐阜労働局
- (12) 中部地方整備局、中部地方整備局岐阜国道事務所、岐阜国道事務所美濃加茂国道維持出張所
- (13) 中部地方環境事務所

4. 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災害情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5. 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（岐阜支店）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
- (3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（加茂営業所）、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- (4) 東海旅客鉄道株式会社（美濃太田駅）
- (5) 日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、福山通運株式会社
- (6) 中日本高速道路株式会社
- (7) 独立行政法人水資源機構
- (8) 日本放送協会
- (9) 日本銀行
- (10) 日本郵政公社東海支社七宗郵便局日本郵便株式会社
- (11) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社
- (12) 独立行政法人国立病院機構

6. 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人岐阜県LPGガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）
- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
- (3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社（美濃加茂総局）、株式会社中日新聞社（美濃加茂通信局）、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社（岐阜東部支局）、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社（東濃支局）、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
- (6) 岐阜県水防協会
- (7) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会
- (8) 公益社団法人岐阜県看護協会
- (9) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、七宗町社会福祉協議会
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
- (11) 日本水道協会岐阜県支部
- (12) 日本下水道協会岐阜県支部
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
- (14) 一般社団法人岐阜県建設業協会
- (15) 一般社団法人岐阜県警備業協会
- (16) 公益社団法人岐阜県バス協会

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 消防団及び消防組合
 - ア 災害の警戒、防御、救助
 - イ 災害に対する広報
 - ウ 避難誘導
 - エ 傷病者の救護、搬送
 - オ 火災の原因及び損害調査
 - カ 防火査察、立入検査及び消防用設備の調査、指導
 - キ 消防機械器具、消防水利の点検整備
 - ク 気象情報の収集
- (2) 農業協同組合、森林組合
 - ア 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
 - エ 農林業施設（共同利用施設）の災害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
 - カ 災害時の家畜に対する応急対策
- (3) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練等の実施
 - イ 災害時における傷病者の収容及び保護
 - ウ 災害時における負傷者の治療及び助産
- (4) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練等の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び要介護者等の入所保護
- (5) 社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の募集、配分
- (6) 商工会
 - ア 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (7) 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
 - イ 義援金の取扱
- (8) 建設、建築業者
 - ア 災害時の応急復旧、復旧作業のための重機等の提供及び作業要員の派遣
 - イ 復旧資材の確保
 - ウ 幹線道路の早期復旧作業

- (9) 運送業者
 - ア 災害対策用物資の緊急輸送
- (10) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガス等の防災管理
 - イ 災害時における高圧ガス等の供給
- (11) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (12) 自治会・自主防災組織
 - ア 防災資機材の整備
 - イ 防災意識の高揚・防災知識の普及
 - ウ 各種防災訓練への参加
 - エ 地震予知情報等の伝達
 - オ 組織的初期消火
 - カ 負傷者等の救出救護
 - キ 組織的避難
 - ク 給食給水活動
 - ケ その他の相互扶助

第4項 住民等の基本的責務

1. 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

2. 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

3. 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第5項 七宗町地域の概要

1. 地理的特徴

(1) 位置、面積

町は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、加茂郡の北部で東経 137 度 2 分 17 秒、北緯 35 度 32 分 21 秒にあり、東は白川町、南は美濃加茂市、川辺町、八百津町、西は関市、北は下呂市に接している。

町域は、東西・南北それぞれ約 12 km の広がりを持ち、総面積は 90.47 km²である。

主な都市までの距離は、美濃加茂市までは約 17 km、岐阜市までは 45 km、名古屋市までは 59 km の距離である。

(2) 地 形

町域の大部分は、標高 200m から 700m の山地で、スギやヒノキの山林で占められている。

平地部は、町内を流れる飛騨川と神淵川及びこれらの支流の渓谷沿いに点在し、居住地及び農地として利用されている。

(3) 気 候

町の気候は、太平洋岸気候と内陸性気候の中間に属し、日較差、年較差ともにやや大きく、特に冬期の寒気は厳しくなっている。

また、降雨は夏期に集中しており、梅雨時や台風時の 6 月から 9 月にかけて集中豪雨となる時もあるが、一方冬期の降雪は少なく、積雪が持続することはまれである。

2. 社会的特徴

(1) 人 口

町の人口総数は、平成 23 年 4 月 1 日時点では 4,640 人であったが、3,244 人(令和 6 年 4 月 1 日現在)となっている。男女別内訳は、男性 1,533 人、女性 1,711 人である。世帯数は、1,513 世帯から 1,412 世帯となっている。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成 22 年には 4,484 人であったが、令和 2 年には 3,402 人で減少傾向となっている。

(2) 産業別就業人口

平成 27 年における産業別人口についてみると、第三次産業に従事している人が 966 人で最も多く、以下、第二次産業の 745 人、第一次産業の 117 人となっている。

昭和 60 年からの推移についてみると、第一次産業、第二次産業、第三次産業全てにおいて減少傾向にある。

(3) 土地利用

町の土地利用は大部分が山地であり、神渕川及びその支流に沿った平坦地は農地として利用され、集落地が点在している。

J R 高山本線上麻生駅周辺には市街地が形成されており、役場、保育園、小学校、郵便局等の公共施設が立地し、行政、商業、交通の中心地となっている。工場、事業所等は、国道 41 号や主要地方道可児金山線沿道に点在している。

また、国道 41 号沿道には、道の駅「ロック・ガーデンひちそう」、ロックタウンプラザ、日本最古の石博物館をはじめドライブイン等が立地している。

(4) 交 通

町の道路は、町の南部にほぼ東西に国道 41 号が、南北に主要地方道可児金山線と主要地方道関金山線が走っている。

また、鉄道は J R 高山本線が、国道 41 号及び飛騨川沿いに通っている。

(5) 観光地施設等

町の観光地としては、国道 41 号沿いに、飛騨川の飛水峡及び日本最古の石博物館、道の駅「ロック・ガーデンひちそう」等があり、年間約 18 万 7 千人の観光客が訪れている。

3. 自然災害等

(1) 水 害

町の水害は、地勢的条件から中小河川の決壊、山地の土砂流出等による家屋、耕地、道路等公共施設への被害が予想される。

過去には、明治 43 年 9 月 3 日の豪雨災害、昭和 43 年 8 月 17 日の飛騨川豪雨災害、及び平成 10 年 9 月 25 日の集中豪雨等が発生している。

(2) 風 害

内陸部にあることから、過去の町における風害は比較的軽微であるが、大型台風が岐阜県西部付近を北上する場合にあっては、伊勢湾台風、昭和 36 年の第二室戸台風時のように相当規模の被害が発生する恐れがある。

(3) 雪 害

過去の雪害による被害はほとんどないが、大陸性の寒波の到来などにより一時的に数十cm積雪する時があり、警戒は必要である。

(4) 火 災

町の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別され、過去 15 年間の実績は、以下のとおりである。

年	建物	林野	車両	その他	計 (件)	年	建物	林野	車両	その他	計 (件)
平成 21 年	2			1	3	平成 29 年				1	1
平成 22 年			1	2	3	平成 30 年		1		1	2
平成 23 年				1	1	令和 1 年				3	3
平成 24 年						令和 2 年	2				2
平成 25 年	2			4	6	令和 3 年		1			1
平成 26 年		2			2	令和 4 年	2			1	3
平成 27 年	1				1	令和 5 年	4			2	6
平成 28 年	2		2		4						
							15	4	3	16	38

第6項 七宗町災害対策本部の組織

災害対策基本法第23条の2の規定に基づく七宗町災害対策本部の組織は、「七宗町災害対策本部条例（昭和37年条例第17号）」及び本計画に定めるところによる。

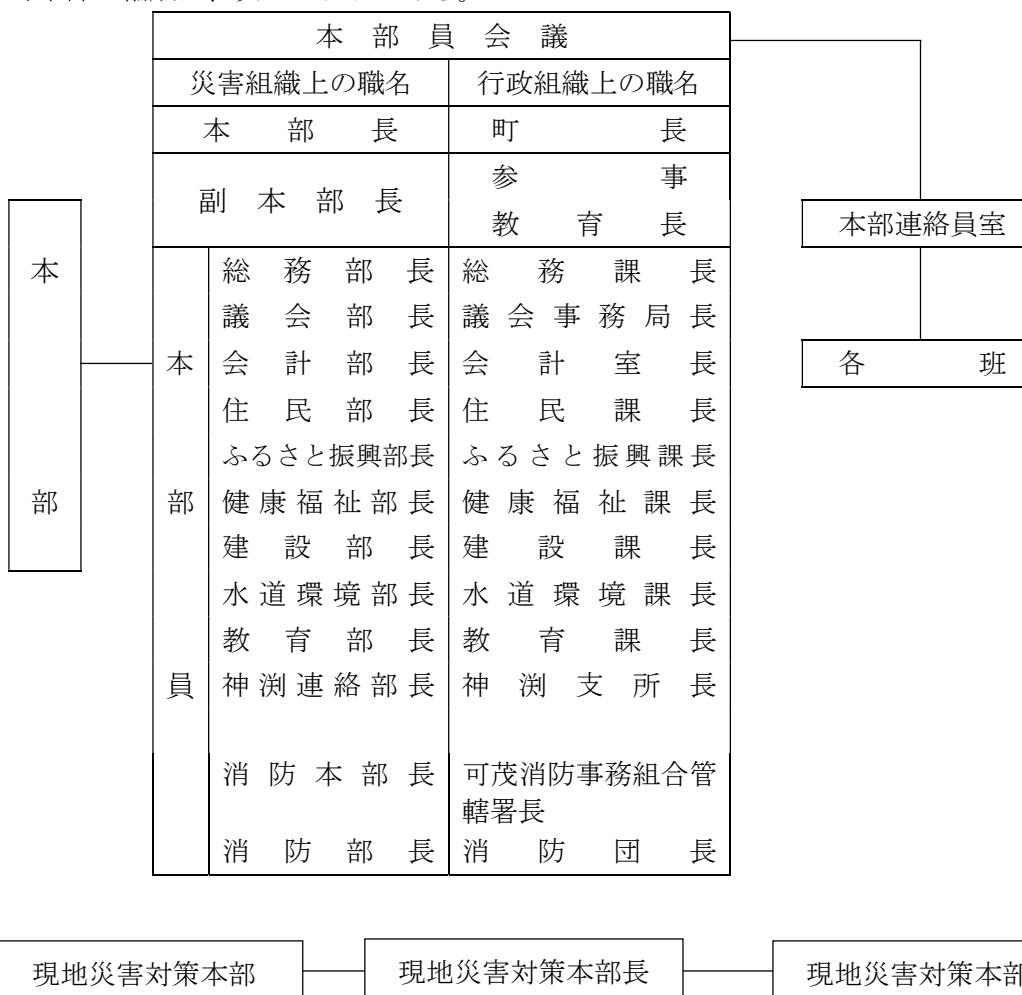
1. 系統

町本部の組織系統は、次のとおりである。

七宗町災害対策本部	七宗町現地本部	神渕連絡部
七宗町役場内	必要に応じて設置する	七宗町役場神渕支所内

2. 編成

町本部の編成は、次のとおりである。



3. 分担任務

(1) 各組織の分担任務等は、次のとおりとする。

担当職		分 担 任 務
部 等	班	
本 部 長		町本部の総括
副 本 部 長		本部長の補佐及び本部長不在の場合の代理
総 務 部	行政防災安全班	1. 災害関係の広報掲載に関すること 2. 各部及び部内各班の連絡調整に関すること 3. 災害時の輸送労力の確保に関すること 4. 災害見舞い及び視察者等に関すること 5. 避難場所の開設に関すること 6. 町有財産（庁舎、連絡所、その他の普通財産）被害調査、報告及び災害対策に関すること 7. 災害業務に従事した者に係る損害補償に関すること 8. 電算機関係の保全に関すること
	財政管財班	1. 災害対策本部の全般に関すること 2. 総合被害状況調書の作成及び防災会議の報告に関すること 3. 職員の動員、派遣及び災害対策に関すること 4. 災害通信、気象予報の伝達の徹底に関すること 5. 自衛隊の派遣に関すること 6. 災害状況の記録撮影及び情報の提供に関すること 7. 防災関係機関との連絡調整に関すること 8. 防災行政無線の発受信及び管理に関すること 9. 災害関係の文書、受理、配布、発送に関すること 10. 県防災ヘリコプターの要請に関すること 11. 被災者の苦情、要望等の相談に関すること 12. 災害時における交通安全対策に関すること 13. 水防資材の調達、保管及び水防に関すること 14. 物資の集積及び集配に関すること
	財政管財班	1. 災害予算等、町財政に関すること
消 防 班 (消防団長)		1. 安否情報の収集、回答に関すること 2. 災害情報の収集に関すること 3. 災害発生が予想される場合の警戒に関すること 4. 消防施設の被害調査、報告及び対策に関すること 5. 可茂消防との連絡調整に関すること 6. 避難誘導、傷病者の救護及び搬送に関すること 7. 行方不明者等の捜索に関すること 8. 災害防除に関すること 9. 被災者の救助に関すること
		1. 議会議員との連絡等全般に関すること 2. 議員の災害活動に関すること 3. 他の部の応援に関すること

会計部	会計班	1. 災害関係経費の出納に関する事 2. 災害時必要な物品の出納に関する事 3. 義援金の収納、保管に関する事
住民部	住民保険班	1. 災害に伴う町税の減免に関する事 2. 義援金品の受付、募集、配分に関する事 3. 住宅等一般被害の調査、報告に関する事 4. 罹災台帳の作成及び証明に関する事 5. 被災者旅行証明書の交付に関する事 6. 他部の応援に関する事 7. 住民部内の連絡調整に関する事 8. 救援の全般的な対策とその実施に関する事 9. 各種保険の一部負担金の減免に関する事
ふるさと 振興部	振興班	1. 開発地域の防災対策に関する事 2. 商工業、観光関係施設の被害調査、報告及び対策に関する事 3. 被災商工業者に対する金融措置に関する事 4. 商工関係団体との連絡調整に関する事
	農務班 林務班	1. 関係施設及び作物の被害調査、報告及び対策に関する事 2. 家畜の被害調査及び応急対策に関する事 3. 病害虫の発生予防及び防除等、家畜の防疫に関する事 4. 農業用共同施設の災害対策に関する事 5. 被災農林水産家に対する金融措置に関する事 6. 林業施設の被害調査、報告及び対策に関する事 7. 山林、治山及び林道の被害調査、報告及び対策に関する事 8. 林産物の被害調査、報告及び対策に関する事
健康福祉部	福祉班 介護班	1. 福祉施設被害の調査、報告及び災害対策に関する事 2. 被災者に対する生活資金の融資及び生活保護に関する事 3. 町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団との連絡調整に関する事 4. ボランティアの受け入れ調整に関する事 5. 災害用主要食料の確保に関する事 6. 被災者、災害関係職員等に対する食料の配給炊出に関する事 7. 行方不明者の公表及び連絡調整に関する事
	健康班	1. 災害時における防疫、助産に関する事 2. 災害時の医療に関する事 3. 医療、衛生施設被害状況の調査、報告に関する事 4. 感染症対策に関する事
建設部	建設班	1. 建設部内の連絡調整に関する事 2. 応急復旧のための労働力の確保に関する事 3. 河川の被害調査及びその災害対策に関する事 4. 急傾斜地崩壊防止対策に関する事 5. 土木事務所等との災害対策のための連絡調整に関する事 6. 土木施設の被害調査、報告及び対策に関する事

		<p>7. 交通規制に関すること</p> <p>8. 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること</p> <p>9. 道路障害物の除去に関すること</p> <p>10. 被災住宅の被害調査、報告及び対策に関すること</p> <p>11. 避難所の仮設施設の建設に関すること</p> <p>12. 応急仮設住宅及び町営住宅の被害調査、報告及び対策に関すること</p>
水道環境部	水道班	<p>1. 災害時における飲料水の確保及び供給に関すること</p> <p>2. 上水道施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること</p>
	下水環境班	<p>1. 下水道施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること</p> <p>2. 下水道使用不可の場合の仮設トイレ設置に関すること</p> <p>3. し尿処理に関すること</p> <p>4. 災害時における公害防止対策に関すること</p> <p>5. 公害防止（有害物質取扱い、企業の指導）に関すること</p> <p>6. 清掃、廃棄物処理に関すること</p>
教育部	学校教育班	<p>1. 教育施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること</p> <p>2. 災害時の授業及び給食対策に関すること</p> <p>3. 災害対策のための教職員の確保及び動員に関すること</p> <p>4. 児童生徒の避難対策に関すること</p> <p>5. 被災児童、生徒に対する災害救助用教科書及び学用品の支給に関すること</p> <p>6. 学校教育施設を避難所として開設したときに関すること</p>
	学校給食班	<p>1. 納食施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること</p> <p>2. 被災時における学校給食の確保に関すること</p> <p>3. 炊出用調理に関すること</p> <p>4. 炊出用食材等の衛生管理に関すること</p>
	生涯学習班	<p>1. 社会教育施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること</p> <p>2. 文化財等の被害調査、報告及び対策に関すること</p> <p>3. 社会教育施設を避難場所として開設したときに関すること</p> <p>4. 避難所開設後の諸事務に関すること</p> <p>5. 避難所開設後の雑務に関すること</p>
	子育て支援班	<p>1. 園児の避難等保護対策に関すること</p> <p>2. 災害時における園児の保育に関すること</p> <p>3. 保育施設に避難所を開設したときに関すること</p> <p>4. 保育施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること</p> <p>5. 避難所開設後の諸事務に関すること</p> <p>6. 避難所開設後の雑務に関すること</p>
神渕連絡部	神渕連絡班	<p>1. 神渕地区の気象、被害状況等の収集、報告及び対策に関すること</p> <p>2. 町本部と神渕地区の災害対策のための連絡調整に関すること</p>
消防本部	消防班	<p>1. 消防に関すること</p> <p>2. 避難誘導に関すること</p>

(2) 災害対策本部

町は、災害対策本部が被災した場合、町庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設(第1:木の国七宗コミュニティーセンター、第2:上麻生小学校屋内運動場)をあらかじめ指定する。

(3) 現地災害対策本部

現地本部は、町本部長が災害の規模、程度により必要があると認めたときに設置される。

現地本部に現地本部長及び若干の現地本部員その他の職員を置き、町副本部長、町本部員その他の職員から町本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部長は、現地本部の事務を掌理するとともに、町本部長の特命事項を処理し、現地における関係機関等との連絡調整に当たる。

第2章 災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1. 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

自然災害からの安全・安心を得るためにには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2. 推進体制

(1) 「災害から命を守る町民運動」の推進

町は、「想定外の常態化」ともいるべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る町民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から町は県等防災関係機関や、企業等との間で協定を締結や連絡手段の確保など連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の移送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(7) デジタル技術を活用した防災対策の推進

町及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制準備を図るよう努めるものとする。

(8) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1. 気象等観測施設・設備等

町は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供するものとする。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2. 消防施設・設備等

町は、可茂消防事務組合において消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

3. 通信施設・設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

4. 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄するものとする。

5. 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及びパン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効かつ適切に活用運用できるよう整備改善及び点検するものとする。

6. 災害対策本部の施設・整備

町は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する町本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、町本部の機能をもった代替施設の確保を推進する。また、保有する施設、設備について再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

7. 迅速な参集体制の整備

町は、災害時に速やかに応急対策体制を確保するため、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒步等による参集時間、参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知識を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

8. 防災拠点施設の整備

(1) 町広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保(バックアップ体制等)及び応急復旧体制(広域的な応援体制等)の確保のための拠点

(2) その他、防災に資する公共施設の整備

町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

9. 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、県と連携し防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

10. その他施設・設備等

町は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路を早期に確実に確保し、ネットワーク機能の向上を図るものとする。

第3項 災害に強いまちづくり

町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進するものとする。

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

災害を最小限に食い止めるには、町、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関(気象庁など)や専門家(気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向やデータを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 地域住民に対する普及

町、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なものの常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等)をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

- カ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと
- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2. 児童生徒等に対する普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、学校において外部の専門家や保護者の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3. 職員に対する防災教育

町は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

4. 災害伝承

町は、地域住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保管するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

5. 企業防災の推進

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6. 防災訓練への積極的参加

町等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

第3節 防災訓練

第1項 防災訓練対策

災害時において、本計画に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするよう努める。

また、訓練の実施にあたっては、地域の特性を反映させるほか、県より毎年度通知される「市町村防災訓練実施要綱」を考慮する。

1. 基本方針

町、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

2. 水防等訓練

町は、地域水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体及び他市町村が連合して実施する。

(1) 洪水が予想される時期前（梅雨期前）の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

- (2) 河川、道路危険箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施する。
- (3) 実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告するものとする。

3. 消防訓練

町は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

具体的な訓練計画については本章第9節「火災予防対策」の定めるところによる。

4. 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、医療機関、体育館、コミュニティーセンター、博物館、社会福祉施設、作業場等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年1回以上の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。

ただし、老人福祉施設については、定期的（おおむね3ヶ月に1回以上）に実施するものとする。

5. その他の訓練

町及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

- (1) 災害警備
- (2) 気象警報等の伝達
- (3) 災害応急対策活動従事者の動員
- (4) 災害情報等の収集及び伝達
- (5) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (6) 土砂災害対策
- (7) 情報連絡員や応援職員等の派遣
- (8) その他

なお、上記(1)の災害警備については、別に定める「岐阜県警察災害警備計画」による。

6. 総合防災訓練

町は、県及び各部門別応急対策実施機関と合同して、次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。さらに、N P O・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。

訓練種目	訓練実施機関
(1) 警報等伝達訓練	気象機関、町、消防団、水防機関、警察機関、通信機関
(2) 通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関(N T T等)
(3) 避難訓練	町、学校、保育園、水防機関、消防機関、警察機関
(4) 救出訓練	町、消防機関、警察機関、自衛隊
(5) 医療訓練	町、日本赤十字社、その他医療機関
(6) 炊出その他救助訓練	町、消防団、自治会、ボランティア団体、N P O
(7) 水防訓練	町、消防機関、水防機関
(8) 消防訓練	消防機関、自治会
(9) その他の訓練	関係各機関、N P O

7. 図上訓練（D I G）

毎年1回以上県等の協力を得て、水害、火災等を想定した図上訓練を実施する。

8. 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

9. 防災訓練に伴う交通規制

加茂警察は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施するものとする。

10. 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2項 防災教養対策

災害を防止し軽減するためには、町及び防災関係機関による災害対策はもとより、住民一人ひとりが各種災害についての認識を深め、災害から自己を守るとともに互いに助け合うという意識と行動が重要であるため、災害予防及び災害応急対策に関する知識の普及に努める。

1. 総合防災についての教養普及

町計画の関係機関及び職員に対する徹底は、本計画書を配布するほか、講習会を開催しその徹底を図る。

また、住民に対する総合的な防災意識の普及は、パンフレット、チラシ等の配布、講

演会、防災映画によるほか、次の方法によって行う。

(1) 普及の方法

- ア 「広報ひちそう」による普及
- イ 防災行政無線による普及
- ウ イベント等の活用による普及
- エ 町ホームページへの掲載による普及

(2) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に防災関係職員及び住民に関して周知徹底を図る必要がある事項を重点的に普及する。

ア 町計画の概要

計画の概要は、計画を作成し又は修正したときに広報誌等により町内各世帯に周知する。

イ 災害予防の概要

火災予防あるいは台風時における家屋の保全方法等、各世帯における防災知識の徹底によって被害が防止される事項については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯に徹底するように努める。

ウ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生しようとするときにおいて、各世帯で承知しておくべき次の事項を徹底するように努める。

- ① 気象警報等の種別と対策
- ② 避難する場合の携帯品
- ③ 避難予定場所と経路等
- ④ 被災世帯の心得ておくべき事項

エ 防災訓練への参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

2. 災害救助等についての教養普及

住民に対して、広報紙、防災行政無線その他の手段により災害救助について普及徹底に努める。

3. 火災予防及び消防についての教養普及

本章第9節「火災予防対策」の定めるところによる。

4. 水防等についての教養普及

(1) 職員に対する教養

通常災害が予想されるシーズン前に関係機関と協力し、消防活動計画の徹底を図るとともに、水防その他土木災害の応急対策に従事する職員に対して、対策実施上の科学的、専門的な知識、技術の教養に努める。

なお、水防活動に従事する消防団員等に対する教養は、火災及び消防についての教養時に併せて行う。

(2) 住民等に対する普及

気象に関する情報、災害の前兆現象、洪水時の避難等、水防に関する留意事項を通常災害が予想されるシーズン前に、本節第2項「1. 総合防災についての教養普及」(1) の方法によって普及徹底する。

5. 火薬、ガスについての教養普及

本章第34節「危険物等保安対策」の定めるところによる。

6. 保健衛生についての教養普及

(1) 職員に対する教養

防災業務従事職員に対し、あらゆる機会をとらえて本計画の内容を徹底するとともに、防災に関する保健衛生上必要な科学的、専門的な知識、技術の教育に努める。

(2) 住民等に対する普及

保健所及び関係の諸団体を通じ、梅雨期、台風季節前に重点をおいて、災害時における防疫、環境衛生、飲料水の確保（飲料水の滅菌使用）、救急看護等について本節第2項「1. 総合防災についての教養普及」(1) の方法によって普及徹底する。

7. 防災営農についての教養普及

本章第28節「防災営農対策」の定めるところによる。

8. 林業についての教養普及

災害による林業被害の軽減と円滑な災害対策を図るため、林業家に対し林業被害の応急対策等について平常時から防災意識の教養普及に努める。

9. 防災知識の学校教育

本章第29節「文教対策」の定めるところによる。

10. 各事業所での教養普及

町内に事業所を置く経営者及びその管理者は、平常時から予防と災害応急対策等に万全を期するとともに、従業員等に対し防災知識の普及に努める。

11. 災害伝承

住民や児童生徒に防災知識を普及させるため、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保管し、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第4節 自主防災組織の育成と強化

第1項 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 地域住民による自主防災組織

(1) 自主防災組織づくりの推進

町は、災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織づくりを推進するものとする。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町は、県や防災関係機関等と連携して、住民に対する防災教育等により自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 消防団・警察OB等のリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化

町は、消防団OB等のうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした地域に密着した指導により自主防災組織の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織の単位

自主防災組織は、自治会等、日常生活において互いに連帯感を保持できる基盤を共有している地域を単位とする。

(5) 各自主防災組織の防災計画の作成

ア 町は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案提示等により指導する。

イ 自主防災組織の防災計画は、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

ウ 各自主防災組織は、町が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

■自主防災組織の規定（例）

地域の実情に応じた組織編成とし、次の事項を定めておく。

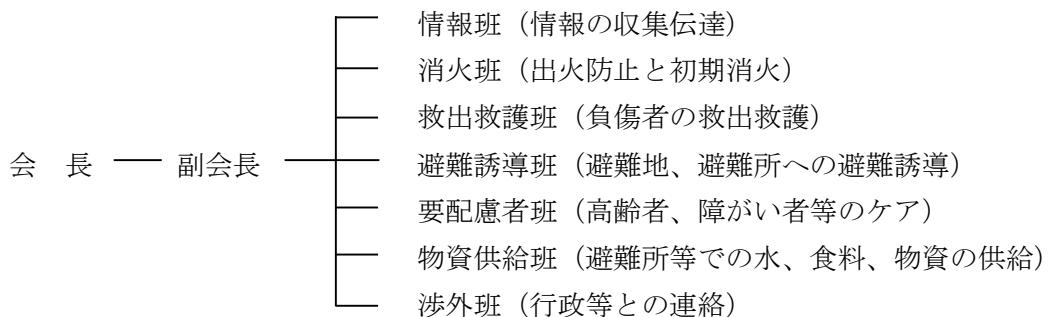
ア 組織の名称

イ 要綱又は規約

ウ 事業の内容

エ 任務分担及び責任者

■自主防災組織の編成（例）



■自主防災組織の活動（例）

- | |
|------------------------|
| (1) 平常時の活動内容 |
| ア 防災計画の徹底 |
| イ 防災知識の習得・普及活動 |
| ウ 防災訓練の実施 |
| エ 火気使用設備、器具、防災施設等の点検整備 |
| オ 生活必需品等の備蓄 |
| カ 要配慮者の把握 |
| キ 地域内他組織との連携 |
| (2) 災害（発生）時の活動内容 |
| ア 情報の収集及び伝達 |
| イ 災害の初期的応急対策 |
| ウ 被災者の救出、救護 |
| エ 避難誘導 |
| オ 炊出や救助物資の配分の協力 |
| カ 要配慮者の支援 |

(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画

の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

(7) 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努めるものとする。

(8) 自主防災資機材の整備

町は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(9) 研修の実施

町、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、町は、連携して地域に根ざした各種の団体（福寿会、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(10) 消防団、駐在所等との連携強化

町及び加茂警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、町は、自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

2. その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛防災組織

一定規模以上の施設、事業所等にあっては、消防法により消防計画を定め自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。

イ 町は、自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携化を図る。

ウ 施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努める。

(2) 建設防災支援隊（建設安全協力会）

地域の建設業者は、町が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進めるものとする。

第2項 災害危険地域の予防対策

1. 災害危険地予察

町は、消防団の協力を得て町内の山崩れ、がけ崩れ、河川はん濫等災害が予想される箇所の予察を実施し、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町計画に反映する。

2. 水害予防対策

大雨、洪水等に対して特に重点をおいて巡視、その他の水防対策等を要する箇所の状況は、別に定める「七宗町消防活動計画」のとおりであるが、これについては本章第2節「河川防災対策」によって改修等を進めていく。

3. 山地等崩壊防止対策

降雨により土石流等の発生が予想される箇所については、本章第23節「砂防対策」及び本章第25節「林地保全対策」により改修等を行う。

4. 土砂流出防止対策

土、岩石等の採取及び宅地造成地等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、町は、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

5. 積雪期における道路交通対策

積雪期における交通を確保するため、本章第11節「雪害予防対策」により対策を行う。

6. 災害危険地域の家屋移転対策

防災のため災害の危険な地域での住宅移転等の必要がある場合は、町は県に対して援助等を求めるとともに、資金融資のあっせんを行う。

第3項 地域別災害危険雨量等

1. 警戒雨量

雨による災害発生の恐れのある場合における町の警戒雨量は、おおむね「別表1」のとおりであり、この雨量を目安として土石流の危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難体制等の確立を図り徹底を期する。

情報収集については、奥田地区、杉洞地区、本郷地区、大柿地区の4箇所に設置したテレメーターにより隨時、情報収集をする。

なお、町における土石流危険渓流32箇所の警戒雨量については別表2のとおりとする。

別表1

注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
前日までの雨量が 150mm以上で	なお当日の雨量が 35mmを超えたとき	前日までの雨量が 150mm以上で	なお当日の雨量が 50mmを超えるとき	時間雨量が 40mmを超えたとき
150mm以下で	50mmを超えたとき	200mm以上で	なお降雨が継続する見込みの場合	

注) 本雨量は、一応の目安であって、これ以下の雨量であっても災害の発生する恐れがあることに注意すること。

別表2

渓流名	注意を要する雨量	警戒を要する雨量
土石流危険渓流32箇所全て	連続雨量120mm又は時間雨量30mm	連続雨量150mm又は2時間雨量60mm

注) 本雨量は、一応の目安であって、これ以下の雨量であっても土石流の発生する恐れがあることに注意すること。

別表3

注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
前日までの雨量が 100mm以上で	なお当日の雨量が 35mmを超えたとき	前日までの雨量が 120mm以上で	なお当日の雨量が 50mmを超えるとき	時間雨量が 40mmを超えたとき
100mm以下で	50mmを超えたとき	150mm以上で	なお降雨が継続する見込みの場合	

注) 本雨量は、町の防災基準とする。

第5節 ボランティア活動の環境整備

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。

町は、日本赤十字社岐阜県支部、町社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図り、平常時の登録、研修制度等を整備し、災害時におけるボランティア活動の環境整備に努める。

1. ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等について、研修や訓練を通じて調整するよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

町は、行政、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2. ボランティアの組織化

町は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

3. 災害ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

なお、町社会福祉協議会は次の要領で災害救援ボランティアの登録を行うものとする。

(1) 対象者

災害救援ボランティア活動に対する熱意があり、心身ともに健康な者を、性別、年齢等を問わず登録する。

(2) 登録後の活動要請

次の場合に、町社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

4. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町は、町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

なお、町は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

町はボランティアセンターの運営に積極的に参画するものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

町は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。

なお、町及び町社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

(3) ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

5. ボランティア活動拠点の整備

町は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と、必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

6. 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、町社会福祉協議会、N P O 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、瓦礫、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やN P O ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域応援体制の整備

大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

町は、県又は町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、町計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。

1. 県域を越えた広域相互応援

町は、必要に応じ、友好市町村等との間の相互応援協定の締結に努める。また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2. 県内相互応援

(1) 広域消防相互応援協定

町は、消防組織法第21条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しており、大規模災害時は、協定に基づき県下5ブロックの代表消防機関を通じて町長が要請する。

(2) 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害時相互応援協定」を締結しており、これにより災害時には周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受け入れ態勢及び活動基盤となる施設等を整備し相互応援を実施する。

(3) 県に対する応援の要請

町は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応急措置を実施するため必要がある場合は、県に対して応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

3. その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊

県内で発生した大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したもとのとするため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置されている。

町は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う「緊急消防援助隊」について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(2) 警察災害派遣隊

国内の大規模災害の発生時に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等応援部隊の派遣について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(3) 広域航空消防応援

町は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(4) 活動拠点の候補地の選定

自衛隊、警察及び消防機関の応援部隊に対する活動拠点候補地とそれに関する業務については、「岐阜県災害時広域受援計画」にもとづいて別に定める。

第7節 緊急輸送網の整備

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行なうことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

1. 緊急輸送道路の指定

町及び県は、緊急輸送道路を次のとおり指定する。

(1) 第1次緊急輸送道路（県指定）

広域的な重要幹線道路で防災拠点（原則として、岐阜県災害対策本部可茂支部の庁舎とする。ただし同庁舎又は同庁舎へのアクセスに支障が生じた場合は近隣の支部庁舎とする。）へ至る一般国道、高速道路

(2) 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路から七宗町役場を結ぶ道路

(3) 第3次緊急輸送道路

町役場から神淵支所及び各避難所を結ぶ道路

2. 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

3. 代替ルートの確保

緊急輸送道路の使用に伴い、一般車両の通行を確保するため、迂回ルートを指定し確保する。

4. 沿道建築物の耐震化の促進

緊急輸送道路沿道については、倒壊等により緊急輸送の障害となる可能性が高い建築物等に対して耐震化を重点的に進め災害時の緊急輸送を確保する。

5. 地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

町は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

第8節 防災通信設備等の整備

災害発生時における、災害予防及び応急対策上必要な情報の伝達、交換を円滑に実施するため、防災通信設備等の情報通信体制の整備拡充に努める。

災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

町においては、防災行政無線及びJ-ALETR（全国瞬時警報システム）やEm-Net（緊急情報ネットワークシステム）等、より高度な通信システムも整備されており、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっている。

1. 防災行政無線等の拡充

町は、有線通信が途絶した場合でも住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現地、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、その機能の充実及び一層の信頼性の向上を図る。

また、平常時から定期及び隨時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努めるものとする。

さらに、災害時における町と防災関係機関との間の通信を確保するための、地域防災無線の整備拡充に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

2. その他の通信網

町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 防災情報ネットワーク

町は、住民に対して、「七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム」（次ページ表参照）を活用することを推進する。

(2) 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

(3) アマチュア無線

町内のアマチュア無線免許取得者の協力を得て、町防災緊急無線局として登録し、災害発生時には被災状況等の情報の収集、伝達を図る。

(4) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(5) 災害情報緊急速報メール

災害に関する情報等を役場のパソコンを通じて発信する体制の活用を推進する。

3. 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

4. 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。

(2) 情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

5. 消防施設等の整備

災害発生時の即応体制の充実を図るため、消防ポンプ自動車等の消火機械、消火栓、耐震型防火水槽等の消防水利の整備、自然水を防火水利として利用するための周辺整備に努める。

また、消防団員等の日頃の訓練、育成を行う拠点施設として町内4箇所に整備した七宗町コミュニティー消防センターに、事故等による災害に対するために必要な救助機械、設備等の整備充実を図り、災害時に備え施設設備を、平常時から定期的に整備点検するよう努める。

6. 防災公園の整備

災害時に自衛隊等の救援隊が前線基地として使用できるよう、ヘリポートを中心に消防専用グラウンド、ヘリコプターにより給水ができるよう大型防火水槽、備蓄倉庫等を備えた防災公園の整備を推進する。

■七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム

① システムの内容	
・地震・気象情報などを携帯電話等のメールで受信できる。 ・何時発生するかわからない災害に備え、迅速に情報を伝達し、防災対策の支援を行うため、携帯電話等のメール機能を活用し、緊急時に必要な情報を伝達するシステムの運用を行っている。	
② 受信できる情報	
七宗町の情報	地 震 地震（震度1以上）を検知するつど
	雨 量 一定の雨量を観測した場合
	火 災 町内で発生した火災情報
気象情報	気象庁から発表される岐阜県内の警報等
町外の地震情報	気象庁から発表される岐阜県内の震度1以上の地震情報、及び日本全国の震度4以上の地震情報
その他の情報	防災対策に関する情報等
③ 登録の方法	
防災情報提供の希望者は、町ホームページの登録用2次元コードで登録する。役場又は神渕支所にある申込書に必要事項を記入の上、役場総務課又は神渕支所に提出する。	
④ 問い合わせ先	
〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町役場 総務課 行政防災安全係 TEL 48-1111（内線123・125） FAX 48-2239	

第9節 火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めるところによる。

1. 消防力の充実整備

町は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

(1) 消防体制の確立

可茂消防事務組合消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

(2) 救助隊の整備推進

大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備推進

(3) 必要な資機材等の整備

災害発生時の即応体制の確立のため、消防機械・器具の充実と、複雑化する災害に対処できる化学消防ポンプ車、補助工作車等の整備

(4) 障害物除去の協力体制の確保

救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

(5) 消防団員の確保・育成

消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

(6) 同時多発災害に備えた自主防災組織等の育成強化

非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮できるよう、消防団員は平常時から常に点検整備に努めるとともに、定期的な性能検査の実施

2. 消防団員等に対する教養訓練

災害の予防あるいは防火活動等の万全を期するため、消防団員に対して専門的な知識、技術の教養訓練に努める。

(1) 消防の近代化に伴い一層高度な知識と技術が要請されることから、消防組織の質的向上を図るため消防団員の県消防学校への派遣を推進する。

(2) 全消防団員を対象に、講演会等を開催する。

(3) 消防訓練の徹底と、住民を一丸とした地域総合防災訓練を実施する。

(※資料編・資料5 消防団の組織体制等)

3. 防火対象物の火災予防の徹底

町は、防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図る。

なお、学校、病院等特定防火対象物（特殊建築物）の対策は、本計画に定めるほか本章第27節「建築物災害予防対策」に定めるところによる。

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期すため立入検査を強化し、防火管理者の資格の取得を促すとともに、現任防火管理者には資質の向上のため、防火管理者上級講習等を受講するよう指導徹底する。
- (2) 旅館、ホテル等多数の者が出入りする特定防火対象物のうち、一定規模以上のものを対象に表示公表制度を実施し、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全確保に努める。
- (3) 危険物の安全管理を図るため、危険物製造所等の立入検査を行い、その指導と取締りを強化する。

4. 住民に対する火災予防の徹底

町は、火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、住民に対し防火、防災に関する思想あるいは可茂消防事務組合火災予防条例の普及徹底に当たるが、高齢社会の進展に応じ、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅防火診断等により対策を総合的に推進する。

また、火災時に備えて初期消火体制を確立するため、消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導する。

(1) 普及の時期

防火思想及び火災予防の普及は、あらゆる機会に行うが、特に「全国火災予防運動」(春・秋年2回)あるいは「文化財防火デー」の期間に重点をおいて広く強力に展開する。

(2) 協力機関

防火思想及び火災予防条例の普及は、消防団、危険物安全協会、幼年消防クラブ等の関係団体と協力して行う。

(3) 普及の方法

防火思想及び火災予防の普及は、次の媒体を通じて行う。

- ア 「広報ひちそう」その他機関誌による周知
- イ ポスター、パンフレットによる啓発
- ウ 防災行政無線による啓発
- エ 町ホームページによる啓発
- オ 広報車による巡回広報
- カ 講習会、研究会等の開催による指導
- キ 消防関係行事への積極的参加による普及

5. 事業所等の消防体制の整備

消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基盤とした自衛消防体制の強化と工場、事業所等に対する自衛消防組織の確立を図るため、幼年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動の万全を期する。

- (1) 学校防火訓練等を開催し、幼年消防クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。

(2) 多数の従業員が勤務する工場、事業所等に自衛消防組織の結成を促進し、防火訓練その他について指導する。

特に、化学工場等危険性の高い工場、事業所等については化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めるよう指導する。

6. 消防計画の樹立

町は、本計画の定めるところにより「消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならない。

第10節 水害予防対策

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、水害と関連する予防対策を実施する。

1. 貯木対策

流木による洪水等の災害を軽減するための貯木の対策は、次による。

製材業者等貯木をするものは、たとえ一時的なものであっても災害時における貯木に伴う被害を軽減するために、次の事項について万全を期するものとする。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努めるものとする。

- (1) 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。
- (2) 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがあるときは、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。
- (3) 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。
- (4) 木材には刻印を付すなど、その所属を明確にしておくこと。

2. 道路、橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努める。

- (1) 每出水期に計画をたてて次の事業を実施する。
 - ア 山側側溝の掘削整備
 - イ 水抜き、暗きよ等の呑口の埋没を防ぐ掘削及び流木の防止措置
 - ウ 橋梁塵除杭の補修及び塵の取り除き
 - エ 橋台石積の洗掘した箇所（根固工を施す。）の補強
 - オ 河川と関連する路側石積の基礎（根固工又は水制工を施す。）の洗掘防止
- (2) 出水期に流失又は埋没の恐れがある橋梁、暗きよに対し、地元民に警戒を依頼するとともに標識を設置する。
- (3) 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行い、危険道路には補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から、逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

3. 指定緊急避難場所

町は、水害時に安全な区域に立地し又は、安全区域外であっても安全構造を維持できる施設について、洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを、水害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。

（※資料編・資料7-1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・土石流・地震）

4. 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

町は、県が管理している河川の水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設定等を行っている情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。ハザードマップの策定に当っては、県は支援を行うものとする。

また、河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、町のタイムライン策定を支援する。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

5. 防災知識の普及

県、町、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

6. 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

7. 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策」による。

第11節 雪害予防対策

冬季の積雪及び凍結による町の雪害予防対策は、次による。

1. 道路施設等の整備

(1) 凍雪害防止事業

町は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準(以下、「採択基準」という。)に適合する道路についての路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施するものとする。

(2) 防雪事業

町は、積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、採択基準に準ずる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行うものとする。

(3) 除雪用機械の整備

町は、道路除雪に必要な除雪ドーザ等、除雪機械の整備を行うものとする。

(4) 道路改築事業

町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下、「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

2. 除雪体制の整備

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、町は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。

加えて、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

3. 緊急輸送活動関係

町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。

4. 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

5. 防災訓練の実施

町は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

6. 防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第12節 涸水等予防対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（町等が運営する飲料水供給施設を含む。以下この項において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

1. 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等は第3章第19節「給水活動」に基づき、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

2. 水道等の整備

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

3. 涸水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努めるものとする。

(1) 広 報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

- ア 防災行政無線の利用
- イ テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- ウ 広報車、掲示板等の活用
- エ 自治会、大口利用者等への節水協力の要請
- オ 「広報ひちそう」への掲載
- カ 七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステムの利用
- キ 町ホームページへの掲載

(2) 給 水

応急給水は、次のいずれかにより実施する。

- ア 簡易浄水機
- イ 給水車（給水タンク車、給水タンク搭載車）
- ウ 街頭給水タンク
- エ 共同給水栓の設置（暫定）
- オ 他の水源からの導水等

4. 給水資機材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の給水資機材として、給水車、給水タンク（搭載用）、ポリ容器、緊急用飲料水製造装置等の確保又は備蓄に努めるものとする。

5. 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

6. 自衛隊の災害派遣による給水

渴水又は災害により飲料水の供給が不能となった場合に、隣接市町村から緊急給水応援を求めて、なお飲料水の確保ができないときは、第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

第13節 観光施設等予防対策

観光施設の利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者等」という。）に対して、次の対策を樹立するよう指導する。

1. 責任体制の整備

観光施設の管理者等は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

2. 気象予警報等の把握と避難

観光施設の管理者等は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

3. 町との連絡体制

観光施設の管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示が行えるようにしておくものとする。

また、町が気象予警報等の情報を得たときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

第14節 孤立地域防止対策

町域の大部分は山地で占められ、山間地に小集落が点在しており、こうした地勢は孤立地域の発生を余儀なくさせることから、本計画の定めるところによりその防止対策を推進する。

1. 通信手段の確保

通信手段については、本章第8節「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

なお、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

2. 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進するものとする。

3. 孤立予想地域の実態把握

町は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

4. 避難所の確保

孤立予想地域ごとに、避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

5. 備蓄

町は、備蓄については、本章第17節「必需物資の確保対策」に定めるところによる。

孤立地域内の生活が維持できるように、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

6. その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、他の対策を実施するものとする。

第15節 避難対策

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1. 避難計画の策定

町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数の河川氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、町は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

町計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮をする者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

また、報告を受けた町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

■計画の内容

- 1 避難情報の発令を行う基準
- 2 避難情報の伝達方法
- 3 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- 5 避難所等の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 6 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2. 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者など及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の移送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3. 避難場所・避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、コミュニティーセンター、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、近隣市町に設けるものとする。

(※資料編・資料7-1、7-2 指定緊急避難場所)

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮する必要がある。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- ア 避難所となる公共施設等のバリアフリー化
- イ 非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備
- ウ 排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用
- エ 男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備
- オ 空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備
- カ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を活かし、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町は、避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難していくことがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ避難ができるよう努めるものとする。

(※資料編・資料8 指定避難所、資料9 福祉避難所)

(3) 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者(自主防災組織等)、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

■避難所運営マニュアルの内容

- 1 避難所開設・管理責任者
- 2 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- 3 避難所生活の基本ルール
 - ・居住区画の設定・配分
 - ・共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ・プライバシーの保護等
- 4 避難状況の確認方法
- 5 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- 6 その他避難所生活に必要な事項
- 7 平常体制復帰のための対策

(4) 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(5) 避難所の施設設備の整備

- ア 避難所開設に必要な施設設備…仮設トイレ、マット、非常電源、通信機器(防災行政無線、衛星携帯電話等)、テレビ、ラジオ等
- イ 避難所生活の環境を良好に保つための設備…換気、照明、冷暖房設備等
- ウ 要配慮者への配慮…スロープ、障がい者用トイレ

(6) 避難所における生活物資の確保

指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(7) 初動体制の確立

町は、避難所の開設における初動体制の責任者を定めるなど、避難措置の万全を期する。

4. 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

5. 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令についてその判断に遅れを生じることがないよう、代理規定等を

整備するように努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

6. 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7. 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水浸水想定区域がに指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するものとする。

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定のあったときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの的所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む町長は、町計画において定められた洪水予報等の伝達

方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

8. 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞りこんで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

9. 要配慮者の避難誘導体制の整備

町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

10. 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

11. 帰宅困難者対策

災害発生時において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに必要に応じて滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して利用者の誘導体制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(※資料編・資料7-1、7-2 指定緊急避難場所、資料8 指定避難所、資料9 福祉避難所)

12. 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

13. 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

14. 感染症の自宅療養者等の避難

町は、県保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、平時から、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第16節 緊急離着陸場等の整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、緊急離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図る。

(1) 緊急離着陸場の選定

町は、陸上輸送が不可能になった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地などとして、ヘリコプターの離着陸が可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。

(2) ヘリポート等の整備

町は、公共建築物の屋上ヘリポート等の整備・確保に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

(※資料編・資料11 防災ヘリコプター緊急離着陸場)

第17節 必需物資の確保対策

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備に努めるものとする。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

1. 災害対策物資の備蓄

(1) 発災初期の備蓄の対応

発災初期については、住民の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後の生活に必要な3日分程度の食料、飲料水、生活必需品は、原則として各世帯が備蓄する。

(2) 公共備蓄の考え方

公共備蓄は次による。

ア 公共備蓄すべきもの

- ① 緊急に必要なもの
- ② 業者の在庫から調達が困難なもの
- ③ 流通在庫の不足量を補完するためのもの

イ 公共備蓄の役割分担

公共備蓄は、町と県が適切な役割分担のもとに行う。

■県と町との役割分担例

	町	県
飲料水、食料	飲料水、携帯用ストロー浄水器、乾パン、米、缶詰（主食、副食）、粉ミルク、クラッカー、飴、氷砂糖、梅干し、みそ汁	
生活必需品	懐中電灯、ロウソク、毛布、寝袋、下着、軍手、生理用品、ゴミ袋、ポリタンク、ボリバケツ、プロパンガス、タオル、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ちり紙、紙おむつ、汚水処理用の水、食器、割り箸、ほ乳びん、雨具、石けん、洗面具	
炊飯装置	炊飯設備（薪、LPG用）、携帯コンロ、ガスボンベ	
暖房装置	石油ストーブ	
医療品	救急箱、消毒液、三角巾、AED	災害用医療資材セット
情報通信機器	携帯ラジオ、携帯無線機、拡声器	
防災活動上の資機材	テント、防水シート、防災シート、リヤカー	発動発電機、投光器、エアント、水槽車、特殊自動車
救助活動上の資機材	担架、ノコギリ、チェーンソー、油圧ジャッキ、ハンマー、バール	舟艇、クレーン車、ファイバースコープ
飲料水供給設備	給水タンク、給水車、浄水装置	飲料水自動給水装置
感染症対策品	マスク、消毒液	
その他	仮設トイレ	

(3) 町の備蓄の原則

町の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

(4) 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(5) 物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(6) 支援物資の輸送体制の整備

町は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

2. 食料及び生活必需品の確保

(1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）計画の策定

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に調達に関する協定を締結する。

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路・ヘリポート等との位置関係から選定した広域防災拠点施設を利用する。

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊出要請先リスト作成

■緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容

- 1 確保すべき品目、数量
- 2 流通在庫の定期的調査
- 3 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- 4 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- 5 調達体制
- 6 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- 7 緊急物資の集積場所
- 8 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- 9 供給計画

(2) 住民は、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）の備蓄

イ アのうち、非常持ち出し品（2～3日程度の食料、懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等の防災用品）の準備

- (3) 自主防災組織は、地域の実情に応じ必要な物資の備蓄に努める。
- (4) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。

3. 飲料水の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。
 - ア 岐阜県水道灾害相互応援協定に基づく他の水道事業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
 - イ 応急給水資機材等の整備
 - ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等
 - ウ 湧き水、井戸水等の把握
 - エ 水道工事業者等との協力体制の確立
 - オ 復旧資材の備蓄
 - カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

■応急給水計画の内容

- 1 臨時給水設置場所の指定、その周知方法
- 2 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制
- 3 応急給水用資機材の確保方法

- (2) 住民は、各家庭において災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。
 - ア 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。
 - イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水容器は、衛生的で安全性が高く水漏れ、破損しないものとする。
- (3) 自主防災組織は、地域における水源等を調査するとともに給水班を編成し発災時の給水活動に備える。

4. 防災資機材の確保

- (1) 町は、災害応急対策に必要な資機材を確保、備蓄する。
また、自主防災組織は防災資機材倉庫等を設置し自主防災活動の充実に努める。
- (2) 町は、災害応急対策に必要な重機類の借り上げ等について、業界団体と協定を締結する。

第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

なお、避難行動要支援者の支援等については、「七宗町避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として実施する。

要配慮者とは、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者で概ね以下の要件に該当する者とする。

- (1)要介護認定3～5を受けている者
- (2)身体障害者手帳1～3級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (3)療育手帳を所持する者
- (4)精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する者
- (5)75歳以上の独居世帯の者
- (6)75歳以上の高齢者世帯の方
- (7)指定難病の医療受給者証の交付を受けている方
- (8)自身で災害時支援を必要と思われる方
- (9)上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

1. 地域ぐるみの避難支援等関係者

町は、町計画において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(1) 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2) 避難行動要支援者名簿

町は、町計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 個別避難計画

町は、町計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援などに携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(※資料編・資料10 要配慮者利用施設)

(5) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は以下のとおりとする。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報

- ・氏名（ふりがな）
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

- ・町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
- ・難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(6) 避難行動要支援者名簿作成に際し情報漏えい防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため避難支援等関係者に必要な措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

ウ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施設可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(7) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおり配慮を行う。

ア 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す

など、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができるとする者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(8) 避難支援等関係者への安全確保

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

ア 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

イ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。

エ 一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

2. 要配慮者に配慮した防災知識の普及等

(1) 町は、要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(2) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に對応する訓練を実施する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る避難確保計画を作成する。また、作成した計画について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(※資料編・資料 10 要配慮者利用施設)

(3) 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。

(4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活について知識の習得に努める。

3. 施設、設備等の整備

(1) 町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。

(2) 要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図る。

(3) 町は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要配慮者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (4) 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。また、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

4. 人材の確保とボランティア活用

- (1) 町は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めるものとする。
- (2) ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。
- (3) 社会福祉施設等の管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

5. 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第19節 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1. 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

2. 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第20節 医療救護体制の整備

地震等災害の発生時には多数の負傷者が発生し、また医療機関の機能停止・混乱も予想されるため、被災者等へ医療を供給することを目的として、医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1. 地震災害等医療救護計画の策定

町は、加茂医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」及び加茂歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、災害発生時における医療救護体制の整備に努める。また、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者に対する自主防災組織等による応援救護班等の活動支援などについて自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

2. 医療器具、医薬品等の確保体制の確立

町は、次のとおり医療救護活動に必要な医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

(1) 初期活動における医療器具、医薬品等の確保

救護所において必要な医療器具、医薬品等については、その施設の設備備品等を用いるほか、医療班が携行する。

(2) 不足が生じた場合の対応

医療器具、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに町本部に必要な数量を連絡し、町本部は、県災害対策支部及び関係機関に応援を要請する。

3. 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

4. 広域医療搬送拠点等の整備

町は地域の実情に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出して置くなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

第21節 防疫対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1. 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

2. 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

3. 感染症患者の医療提供体制の確立

町は、感染症患者または保菌者の発生に備え、町域を管轄する感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

第22節 河川防災対策

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

町における河川の状況及び改修事業の計画は、次のとおりである。

1. 河川の状況

町の河川は、東から南へ流れる飛騨川と、北から飛騨川へ注ぐ神淵川があり、神淵川に注ぐ杉洞川、葉津川、八日市川、奥田川、間見川、葛屋川、飯高川の小河川が存在している。

このうち飛騨川を除く河川は、河床が高いため 100 mmを少し超える降雨量で、河川のはん濫が起こりやすい状況にある。

2. 改 修

「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づく、必要な改修工事の促進を図る。

第23節 砂防対策

町は、地形及び地質等の自然条件からみて災害を受けやすい環境におかれているが、土木施設整備の立ち後れは大きく、このため集中豪雨による中小河川のはん濫及び土石流等による土砂の被害が頻発し、その被害はますます大規模になる恐れが生じてきている。

これに対処するため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

1. 砂防事業

山崩れ、土石流による災害の激化を防ぎ、河床の安定を図るため、土石流災害発生の可能性のある溪流（以下「土石流危険溪流」という。）、人家密集地区に係る溪流等を重点に、砂防ダム及び流路工等の事業の促進を図る。

特に、土石流危険溪流対策については、ハード面の砂防工事の推進を図るとともに、土石流危険溪流の周知や警戒避難体制の確立など、ソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

（※資料編・資料2 土砂災害(特別)警戒区域）

2. 急傾斜地崩壊防止対策事業

傾斜角30度以上、直高5m以上の傾斜地で、崩壊により人家5戸以上に危険を及ぼす恐れの大きい箇所について「急傾斜地崩壊危険区域」として県の指定を受け、一定行為の制限、防災措置の勧告、改善の命令に従い、必要な箇所については県とともに対策工事を実施するものとする。

（※資料編・資料2 土砂災害(特別)警戒区域）

第24節 農地防災対策

風水害によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を実施するものとする。

第25節 治山対策

林地の崩壊に伴う災害の予防のため、積極的な治山事業の実施を推進するとともに、森林は水源の涵養、土砂の流失、崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮に対する住民の要請に応えるため、造林及び間伐の促進を図る。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進するものとする。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進するものとする。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

1. 山地治山事業

山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊の恐れのある箇所及び渓流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に直接被害を与える恐れのある地区について予防治山事業の積極的な推進を図る。

2. 防災対策総合治山事業

山地災害の未然防止と生活環境の保全を目的として、山地防災機能を強化するため保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等を一体的に行う。

また、集落と山地が近接しており災害が発生しやすい地域には、山地災害予知施設の設置も推進する。

3. 保安林整備事業

動物害及び火災、風水害その他の自然災害等の不可抗力的な災害により森林の状況が悪化し保安林としての機能が充分果たし得ない林地に対し、改植、補植、保有及び簡易施設の施行により、保安林を改良してその指定目的の達成を確保する。

4. 国有林野内補助治山事業

国有林野内における治山事業のうち、集落、公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて、災害の防止と民生の安定に資するため、国有林野内補助治山事業の推進を図る。

5. 県単治山事業

国庫補助の対象とならない小規模な荒廃林地の復旧及び荒廃の恐れのある林地の予防工事を、保安林内及び山地災害危険地区において県単治山事業の推進を図る。

6. 間伐促進

災害防止機能の保全と森林の公益的機能を守るために、積極的に間伐の促進に努める。

第26節 土地災害対策

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う災害予防は、次のとおりとする。

1. 災害の未然防止

町は、土地開発による地域の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織の設置促進に努め、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するよう努めるものとする。

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、土地基本法、国土利用計画法、土地利用基本計画、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

2. 施行上の管理

土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発事業者に対し必要な措置をとるよう指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

3. 土砂災害防止対策

土砂災害の恐れのある区域について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」（平成12年法律第57号）に基づき、県は町の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、町は警戒区域ごとに土砂災害に係わる情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。

（※資料編・資料2 土砂災害（特別）警戒区域）

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む）

ア 危険区域等の周知

町計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を土木建設課において一般に縦覧するとともに土砂災害ハザードマップ等の配布や町ホームページに掲載することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

イ 警戒避難体制の整備

警戒区域における、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定め、減災を図る。

第27節 建築物災害予防対策

災害による建築物に関連した被害の防止、あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築物の予防対策は、次による。

1. 建築物防災知識の普及

町及び防災関係機関は、建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは住民に対し、建築物に関する災害予防及び応急対策についての知識、技術等の普及徹底を図る。

(1) 実施者

建築物防災知識の教養普及は、町が県等関係機関の協力を得て行う。

(2) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会をとらえ必要に応じ災害の予想される季節前に重点をおき、次の方法により行う。

ア 写真等による方法

イ ポスター掲示による方法

ウ ラジオ、テレビ、新聞等の報道による方法

エ 「広報ひちそう」その他関係機関の機関誌による方法

オ インターネット等による方法

カ 防災行政無線による方法

キ 講演会、説明会等による方法

(3) 教養普及事項

建築物の防災に関する知識等の普及は、次の事項について行う。

ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を図るため、住民に対して火災、台風、地震等に対する既存建築物の維持補修、補強の方法等を普及する。

イ 建築基準法等の普及

建築基準法施行の徹底を図るため、建設業協会、建築士会、大工組合等を通じて関係業者等に建築基準等の知識、技術等の指導に努めるとともに、これら団体の協力を得て、住民に対する啓発に努める。

2. 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第17節「火災予防対策」に定めるほか次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の耐震不燃化に努めるとともに防災上必要な出入口、非常口、避難設備、消火設備等の施設及び設備の整備保全に努めるものとする。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、法令に規定された防火管理者を選任しその任務を明確にしておくものとする。

(3) 避難等計画の策定

多数の人を収容し、災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等情報の把握や初期消火等災害の防除活動と収容者の避難誘導等の組織及び方法など、防災に関する計画を策定し災害対策の万全を期する。

(4) 空家等の状況の確認

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

3. 公共的建築物の防災体制等

公共的な建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、無人化が進められているが、それを実施するに当たり設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

4. 災害危険区域の指定

がけ崩れ等による危険の著しい区域について、町は県と協議し災害危険区域の指定を受け、建築に関する制限を行う。

第28節 防災営農対策

災害による農業被害の軽減と、農業経営安定のための平常時における営農に関する指導その他の対策は、次による。

1. 防災営農体制

町は、各種災害による被害（病虫害による被害を含む。本項において以下同じ。）の発生の防止、あるいは被害を軽減するために、県が行う防災営農基本方針に基づいて樹立した県防災営農指導計画及び地域別防災営農指導計画による指導の徹底に協力する。

2. 病害虫防除器具の整備

各種災害により併発が予想される病害虫防除に万全を期するため、農業協同組合等関係機関は、病害虫防除器具の保全整備に努めるものとする。

第29節 文教対策

学校その他文教施設の災害予防、あるいは児童、生徒（以下「児童生徒」という。）の避難訓練等文教関係等の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画の定めるところによるが、各施設の管理者等は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別に予防計画を策定し対策の実施に努める。

1. 学校等建物の不燃化構造の促進

学校その他文教施設等の建物、施設の管理者等は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 学校、その他教育施設等

学校、その他教育、研究機関等の建物、施設を火災、台風等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒の安全を図るため、施設の建設にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造等適切な構造物による建築に努める。

(2) 文化財

指定文化財等を災害から防護するため、個別に保管が可能なものについては不燃化建築による収蔵庫等に保管するなど、文化財の保存に努める。

2. 施設の予防対策

学校その他文教施設の管理者等は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防にあたる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備にあたる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(4) 文化財

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消防用設備等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

3. 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

4. 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料等を作成配布し、あるいは講習会等を開催して、防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

また、各学校においては、全職員の協力を得て、児童生徒の発達段階に応じた防災知識の普及を図り、合わせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分修得させる。

(1) 防災知識の普及は、正規の教育課程に位置づけて実施する。

特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。

(2) 災害時においては、児童生徒の生命保護、安全退避を第一義とし、火災、風水害等それぞれの場合における生命、身体の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場合における適切な避難計画を策定し、事前に児童生徒に周知するが、特に低学年の児童や身体的障がいのある児童生徒にはよく理解させ徹底しておく。

(3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設等の安全確認、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を払い、児童生徒に対しても火遊び等しないよう指導する。

(4) 各学校は、児童生徒の通学路に沿う危険箇所について事前に調査し、登下校時の指導や災害予防の知識について理解させる。

(5) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

5. 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び家庭への徹底を図るものとする。

なお、町は学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

6. 避難その他の訓練

学校その他文教施設の管理者等は、関係職員に対して職員自身の防災意識の高揚を図り、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を策定し、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

(3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。

(4) 訓練は毎学期 1 回程度実施する。

- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努める。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

7. 気象予警報等の把握・伝達

町教育委員会及び各施設管理者は、小中学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、その他情報の把握に努める。

なお、気象情報等の伝達は、第3章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき町本部に伝達されるので、教育委員会は、各学校長に対して伝達する。

8. 臨時休校

災害の発生が予想される場合の学校の休校については、町教育委員会が決定して行う。

第30節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、町の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、町にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進めるものとする。

1. 町における業務継続計画の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受入できる体制の確立を図るものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2. 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の分散保存の促進を図る。

町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第31節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や町の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan(以下「BCP」という。))の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町は、県と連携して、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1. 企業の取り組み

企業は大規模災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(Business Continuity Management(以下、「BCM」という。))の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2. 企業防災の促進のための取り組み

町又は商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるB C P策定支援及びB C M構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

第32節 防災対策に関する調査研究

1. 風水害等基礎調査

風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- (1) 町における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

2. 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによつては、大災害をひき起す素因を多くもつている。

町においては、災害救助法の適用を受けるような大火は発生していないが、町は消防対策の樹立を図るため、県及び関係機関と協力して調査研究を推進するものとする。

3. 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

4. リスクの評価

町は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第33節 放射性物質災害対策

放射性物質（「核燃料物質等」を除く。以下において同じ。）の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進める。

(1) 取扱事業所等の把握

町は、放射性同位元素使用施設の把握に努める。

(2) 防護資機材の整備

消防機関は、放射性同位元素使用施設における消火活動等に努めるため、放射性物質に対する防護資機材の拡充強化に努める。

(3) 協力態勢の確立

関係機関は、防災活動に関する協力態勢を確立する。

(※資料編・資料6 危険物取扱施設・保管場所)

第34節 危険物等保安対策

1. 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害の防止あるいは災害時における火薬類の保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流失の恐れなど危険な状態を発見した者は、直ちに関係の防災機関又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

火薬庫を管理する者及び火薬類を使用する者は、県及び中部経済産業局が災害発生防止のため緊急に火薬庫の使用停止、火薬類の取扱の制限、変更の命令を下したときは、その命に従う。

(3) 立入保安検査

火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所あるいは煙火製造場所等は、県及び中部経済産業局が火薬類取締法に基づいて行う立入検査及び施設の保安検査を受ける。

(4) 教養指導

火薬類取扱責任者等は、県及び火薬類関係民間団体が実施する保安教育等を積極的に受け、法令の遵守、保安管理技術の向上に努める。

(5) 災害安全運動

火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所あるいは煙火製造場所等は、従事者に対して保安教育に努める。

(6) 訓練等

火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所あるいは煙火製造場所等は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

2. 高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

高圧ガスを取り扱う各事業所の施設あるいは容器から、ガス漏れ等の危険を発見した者は、直ちに関係の防災機関又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

高圧ガスを取り扱う各事業所は、可茂消防事務組合消防本部及び経済産業省が災害発生防止のため緊急に高圧ガス施設の使用停止、高圧ガスの取扱の制限、変更の命令を下したときは、その命に従う。

(3) 立入保安検査

高圧ガスを取り扱う各事業所は、可茂消防事務組合消防本部及び経済産業省が高圧ガス取締法に基づいて行う立入検査及び施設の保安検査を受ける。

(4) 教養指導

高压ガスの製造者、販売者、消費者は、県及び高压ガス関係民間団体が実施する保安教育等を積極的に受け、法令の遵守、保安管理技術の向上に努める。

(5) 災害安全運動

高压ガスを取り扱う各事業所は、従事者に対して保安教育に努める。

(6) 訓練等

高压ガスを取り扱う各事業所は、高压ガスによる危険発生時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

3. 危険物保安計画

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨町（消防署）及び警察署に通報するものとする。

(2) 規制、立入検査

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、町は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

(3) 輸送対策（移送を含む。）

危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、交通事故による車両火災の予防などについて指導する。

(4) 教養指導

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、県及び関係機関が実施する講習等を受講するよう指導し、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

(5) 自主防災体制の強化

自主防災体制の強化を図るため、各事業所は次の事項を実施する。

ア 危険物施設の整理、清掃

イ 危険物施設の点検、整備

ウ 危険物施設の事故に備え、消火剤及び土のう、油処理剤等の備蓄強化

(6) 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4. 毒物劇物保安計画

毒物劇物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するための計画は、次による。

(1) 危険時の通報

毒物劇物が各種災害により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署又は町、消防署に通報する。

(2) 立入検査

毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、県が実施する立入検査を受ける。

(3) 輸送対策（移送を含む。）

毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、毒物劇物の運搬等に係る容器、積載の方法等についての基準の厳守及び車両火災の予防に努める。

(4) 教養指導

毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者及び業務上毒物劇物を取り扱う者は、毒物劇物の取扱等に関する危害防止規定を作成し、危害の防止に努める。

(5) 自主防災体制の強化

自主防災体制の強化を図るため、各事業所は次の事項を実施する。

- ア 毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止にあたらせる。
- イ 部門責任者は相互に連絡を密にして、業務の円滑な推進に努める。
- ウ 毒物及び劇物取締法の規定により登録又は届出を行っている者は、取扱施設の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施する。

第35節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1. 連携の強化

町は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、定期的に会議等を開催し連携の強化を図るものとする。

2. 事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

3. 代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

第1項 活動体制の整備

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により町本部を設置し、災害発生の恐れが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと町本部長（町長）が認めたときはこれを廃止する。

また、町長は災害地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を置くことができる。

町は、町内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、町本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。なお、町本部の運用に関する計画は次によるほか、防災活動に即応できるように定めるとともに災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

1. 町本部の運用

(1) 体制

町本部の設置及び体制は、次による。

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	体制をとる者 (部、班)	摘要
準備体制	① 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪警報 ② その他県から連絡のあったとき、又は町長がこの体制を命じたとき。	・宿日直者 (在庁時 総務課)	① 災害対策本部は、設置されない。 ② 活動内容は、各種情報の収集連絡
警戒体制	① 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 洪水警報 ② その他町長がこの体制を命じたとき。	・防災当番	① 町長が必要と認めたときは、災害対策警戒本部が設置される。 ② 町長が必要と認めたときは、災害対策本部が設置できる。 ③ 活動内容は、各種情報の収集連絡及び地域の巡視
非常体制	① 気象等の特別警報が発表されたとき。 ② 災害が発生し、町内に大規模な被害が予想されるとき。 ③ 災害救助法が適用される災害が発生したとき。	・全ての部、班	① 災害対策本部が設置される。
その他	町長は、災害の種類、状況その他により、上に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課に対してのみ体制を指示する。		

(2) 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1) に定める体制により難いと認めるときは、特定の課（部、班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、町本部長の代替職員は、次のとおりとする。

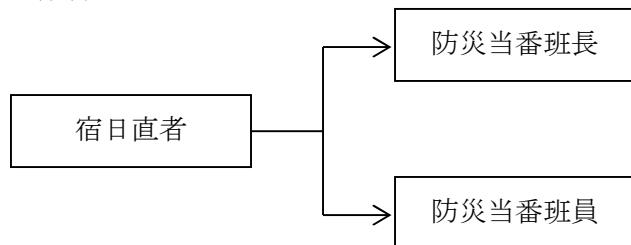
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)
町本部長	参事	教育長	総務課長	課長職の中で年長の者

(3) 体制等の伝達

各体制等の設置が必要になった場合又は町本部の設置が決定された場合は、次の系統によって関係職員及び関係機関に伝達する。

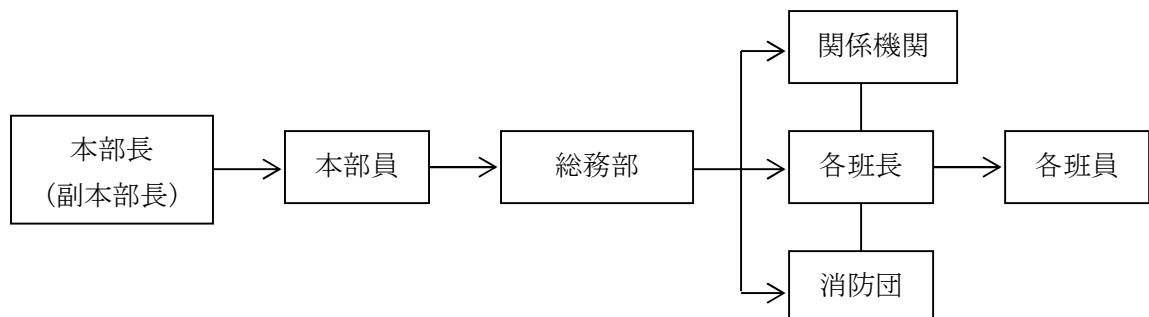
ただし、準備体制については省略することができる。

ア 警戒体制



警戒体制時において防災当番班長は、降雨量、河川の水位、巡視等により災害の発生する恐れがあるときは、直ちに総務課長へその旨を告げる。

イ 災害対策本部設置



(4) 詰 所

各体制時、町本部設置時の詰所は、次のとおりとする。

ア 警戒体制時

本庁及び神渕支所

イ 町本部設置時

本部員は原則本庁、各班員はそれぞれ本庁及び神渕支所

(5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、町本部長（不在時は副本部長又は代理者）がその必要を認めたときは本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

ア 町本部の体制及び職員の動員（各部班の応援を含む。）に関すること。

イ 現地における指揮、視察、見舞等に関すること。

ウ 災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。

エ 災害の防除（拡大防止）対策に関すること。

オ 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。

カ その他災害に関連した必要な事項に関すること。

(6) 本部連絡員室

本部連絡員室は、総務部に置き、おおむね次の事項を処理する。

- ア 本部長の命令指示等の伝達
- イ 本部で掌握した情報等の関係部班への伝達
- ウ 各部班で掌握した情報等の本部への報告
- エ 本部員への本部員会議開催の通知
- オ 本部員会議の庶務及び会議結果の関係部班への伝達

2. 現地本部の運用

(1) 開設の場所

現地本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、支所、学校、コミュニティセンター等公共の施設を利用する。

この場合、自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によることができないときは常時連絡ができる体制をとる。

3. 証票等

(1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「七宗町職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

(2) 腕章

災害応急対策の実施又は事務に従事するものは、腕章を着用する。

(3) 標示

町本部及び現地本部を設置した場合は、設置場所の入り口付近に標示を行う。

(4) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付ける。

（※資料編・資料12 腕章等）

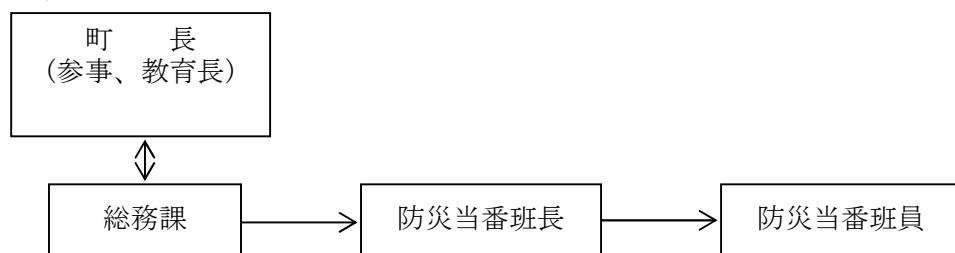
第2項 職員の動員体制

大規模災害の発生時において町における職員の動員は、次による。

1. 動員の伝達系統

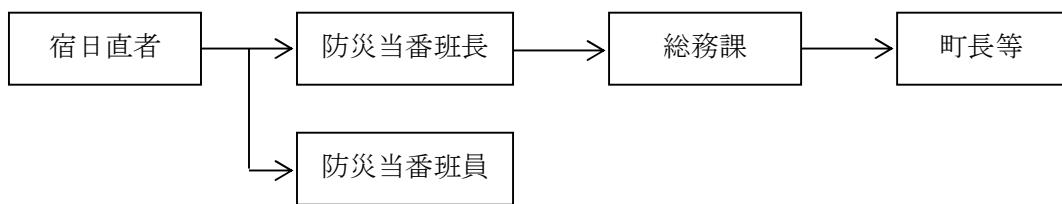
(1) 警戒体制のとき

ア 在序時



当番班長は総務課より気象警報発令の伝達を受け、町長（又は参事、教育長、総務課長）と協議し、警戒に当たる。

イ 退庁時

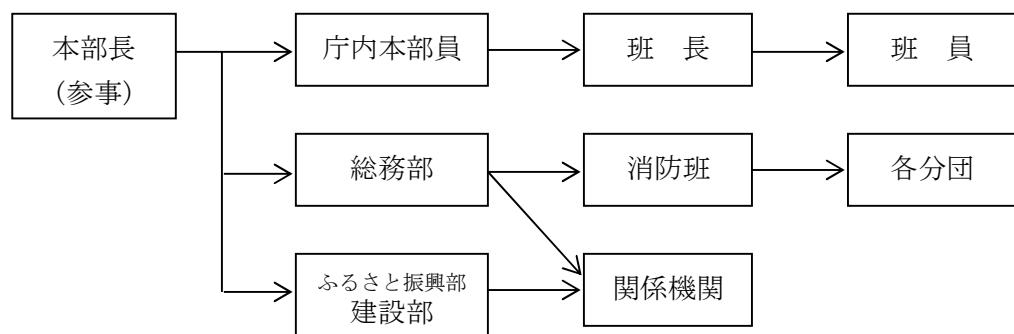


宿日直者は、気象警報が発令されたら直ちに防災当番班長にその旨を報告し、班長の指示事項を当番班員に伝達し、当番班長は、町の気象状況により当番班員の招集又は自宅待機の指示を宿日直者に行う。

また、当番班長は当番班員の招集又は自宅待機にした旨を総務課長に報告し、総務課長はその旨を町長等に報告する。

(2) 町本部が設置されたとき

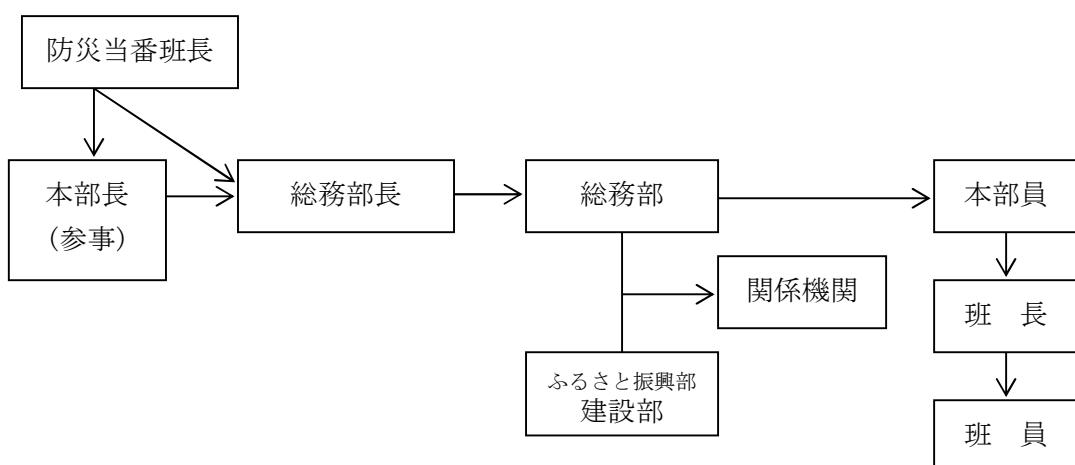
ア 在庁時



総務部は、町本部設置の旨を県支部、消防署等関係機関へ伝達する。

また、ふるさと振興部・建設部は災害発生に備え町内の建設業者等へ連絡し、応急対策の備えに当たる。

イ 退庁時



警戒体制中に防災当番班長は、災害の発生又は発生のおそれが生じたときは、直ちに町長、参事、教育長及び総務課長等に連絡する。

町本部の設置が決定されたら総務部へその旨を告げ、総務部より各本部員へ伝達し、本部員は班長に、班長は班員にそれぞれ伝達し招集する。

総務部は、防災行政無線により各地区へ町本部設置の旨を伝達するとともに、県支部、消防署等関係機関へ伝達する。

また、ふるさと振興部・建設部は災害発生に備え町内の建設業者等へ連絡し、応急対策の備えに当たる。

2. 伝達計画

各課（各部）は、退庁時における職員（班員）への情報伝達計画をそれぞれ確立しておく。

3. 伝達手段

退庁時に職員を動員する場合の伝達手段は、次の順序で行う。

- (1) 電話回線
- (2) 七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム
- (3) 防災行政無線
- (4) 役場に近い職員による伝達
- (5) その他

4. 職員の出動義務

職員は、災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生又は発生の恐れがあることを承知したときは、直ちに自発的に出動し、所定の部署に着かなければならない。

5. 町及び支所付近の職員の動員

準備体制及び警戒体制中又は町本部設置時において、局地的な大雨等により主要道路の寸断等で職員が所定の部署に着くことができないときは、本庁及び支所付近の職員を動員し、又はその職員のみで対策活動に当たる。

6. 職員の応援

各部又は各班における災害応急対策等実施にあたって、職員が不足するときは、各部長は総務部長を通じて本部長に応援要請するものとし、直ちに本部員会議に諮り応援職員の派遣を決定する。

第2節 災害労務対策

災害応急対策実施のための労力及びその動員順序は、次によるが、具体的な方法等は各節の定めるところによる。

- (1) 町災害対策本部職員
- (2) (1) 以外の町職員
- (3) 地域の団体等協力組織
- (4) 技術者等の雇上げ
- (5) 技術者等の強制従事

第1項 町職員の応援体制

町は、職員をもって応急対策に当たるが、職員の動員が不可能又は不足するときは、県に次の条件を示して動員等の要請を行う。

- (1) 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- (2) 所要の人員
- (3) 就労の期間（○月○日～○月○日まで）
- (4) 集合の場所（要員移送の方法）
- (5) その他必要な条件

第2項 協力組織の編成及び活動

災害応急対策の実施にあたり要員が不足する場合は、地域における団体等に協力を要請する。

1. 協力組織の編成

協力組織は、災害応急対策の実施に協力する団体をもって編成する。

- (1) 協力組織は、おおむね次の団体等で構成する。
 - ア 日本赤十字社奉仕団
 - イ 自治会等
- (2) 協力組織は、団体別等に編成する。

協力組織には名称を付し、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮して災害応急活動の実態に即した編成とする。

2. 協力作業

協力作業は、主として次の作業に従事する。

- (1) 炊出その他災害救助
- (2) 清掃
- (3) 防疫
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) 上記作業に類した作業
- (6) 軽易な事務の補助

3. 動員の担当班

町本部が協力組織を動員する場合の担当部は、次のとおりとする。

- (1) 日本赤十字社奉仕団：健康福祉部
- (2) 自治会等：総務部

4. その他

- (1) 町本部各部は、分担する災害応急対策実施のため協力組織による労力提供の必要があるときは、本部連絡員室に連絡し、同室において動員担当部に連絡する。
- (2) 協力組織の労力提供を受けた機関は、おおむね次の事項について記録し保管する。
 - ア 協力組織の名称及び人員並びに氏名
 - イ 作業内容及び期間
 - ウ その他特記事項及び参考事項

第3項 技術者等の雇用

災害応急対策の実施にあたり、町職員及び協力組織の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な要員が必要なときは技術者等を雇上げる。

1. 実施者

技術者等の雇上げは、その職種等によっておおむね次の区分でそれぞれの担当班が行う。

職種	担当班
一般医療衛生関係	健康福祉部
家畜医療衛生関係	ふるさと振興部
土木建築等関係	建設部
農林地関係	ふるさと振興部
上下水道関係	水道環境部
その他特殊な技術職	作業主管部
一般労務者	総務部

2. 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における町内の標準賃金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

3. 技術者等従事記録

技術者等を雇上げたときは、次の記録を作成し整備保管しておく。

- (1) 労務者出役表（様式編・様式1号）
日々の出役の状況を確認記録する。
- (2) 賃金台帳（様式編・様式2号）
日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

4. 災害救助法による基準等

災害救助法による応急救助のための賃金職員等雇上げの範囲、他の基準等は次のとおりである。

(1) 賃金職員等雇上げの範囲

ア 被災者の避難

原則として認めないが、町本部の指示による避難で特に誘導を必要とするとき。

イ 医療及び助産の移送

重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者を、病院、診療所等に運ぶため又は医療班の移動に伴い必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するため必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に必要とするとき。

オ 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料、燃料）の整理、輸送又は配分に必要なとき。

カ 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索に必要なとき、及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に必要なとき。

キ 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するためなどに必要とするとき。

上記以外の救助のため必要が生じた場合は、町本部は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外賃金職員等についての要請を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

① 雇上げを要する目的又は救助種目

② 所要人数

③ 雇上げを要する期間

④ 雇上げの理由

⑤ 雇上げを要する地域

(2) 賃金職員等雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

本項「2. 紙与の支払」による費用による。

(4) 報告その他事務手続き

町本部は、賃金職員等を雇上げたときは、「救助日報」（様式編・様式23号）により毎日その状況を県支部総務班に経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、賃金職員等雇上げに関する記録は、本項「3. 技術者等従事記録」によるが、災害救助分については明確に区分し整理しておく。

5. その他参考事項

- (1) 医療、土木建築関係者等の雇上げにあたっては、従事作業用の器具等を指定し持参させるようとする。
- (2) 土木の応急復旧作業等で、その内容が町等において直接実施するより請負等によることが適当であるような場合は、請負あるいは委託等の方法による。

第4項 技術者等の強制従事に関する対応

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

1. 従事命令の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長、消防団長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災害対策基本法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		同上第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

2. 従事命令の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又は鳶職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (協 力 命 令)	救助を要する者及びその近隣の者

災 害 応 急 対 策 全 般 (災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災 害 緊 急 対 策 全 般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

3. 従事命令等の執行

災害対策基本法に基づく災害応急対策のための従事命令及び協力命令の執行は、総務部が担当する。

なお、警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をするものとする。

(1) 災害対策基本法第 65 条第 2 項に基づいて執行したときは、町本部(町長)に通知するとともに警察署長に報告する。

(2) 災害対策基本法第 65 条第 3 項に基づいて執行したときは、町本部(町長)に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。

(注) 警察官、自衛官が執行する従事命令は、災害対策基本法を適用する程度の災害時においては、災害対策基本法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先するものとする。

4. 公用令書の交付

従事命令及び協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し又は取り消すときは、次に定める令書を交付するものとする。

なお、町長が発する以外の従事命令等については、令書の交付は必要としないものとする。

(1) 従事、協力命令…県計画第3章第2節様式「災害対策基本法による従事協力命令書」(様式編・様式3-1号)

(2) 同上命令の変更命令…県計画第3章第2節様式「災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書」(様式編・様式3-2号)

(3) 同上命令の取消命令…県計画第3章第2節様式「災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書」(様式編・様式3-3号)

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴する。

5. 実費弁償

従事命令等により、災害応急対策に従事したもので、公用令書にかかり実費を要した時は、実費弁償請求書(様式編・様式3-5号)により実費分を弁償するものとする。

6. 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

基 準 根 拠	七宗町消防団員等公務災害補償条例
補 償 等 の 種 類	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償
支 給 額	条例で定める額
請 求 様 式	条例で定める様式

7. その他

(1) 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、県計画第3章第2節様式「従事者台帳」(様式編・様式3-4号)により、従事者台帳を作成し整備するものとする。

(2) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、次の書類を添付して町長に届け出るものとする。

ア 負傷又は疾病により従事することができない場合は医師の診断書

イ 上記以外の事故により従事することができない場合は証明できる書類

8. 慘事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の派遣を要請するものとする。

第3節 ボランティア活動

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1. 町本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

町本部は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び近隣の市町村、報道機関の協力を得て、最優先で求められているボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等についての情報提供を行う。

(2) ボランティア支援体制の確立

町本部は、町社会福祉協議会等が設置する救援本部その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立する。

(3) ボランティアを行っている者への配慮

町本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、ボランティアの活動状況を把握し、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

町本部は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(5) ボランティア活動拠点の確保等

町本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行うとともに、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮するものとする。

(6) ボランティアセンターの設置

町本部は、町社会福祉協議会と協力して町災害ボランティアセンターを設置し、救援護活動における各ボランティア団体等との連絡調整を行う。

2. 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害救援計画を作成し、平常時から防災活動に努めるとともに、災害ボランティアの育成及び登録を行い、災害時に備える。

災害時において、町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が必要と判断し、現地救援事務所を設置した場合は、連携、協力して活動する。

(1) 町社会福祉協議会災害ボランティアセンターの業務

- ア 救援活動に必要な情報の発信
- イ 災害救援ボランティアの調整
- ウ 災害救援ボランティアの受付・登録
- エ ボランティア登録者への活動要請

(2) 被災現場の救援活動

- ア 災害救援ボランティアの要望の受付
- イ 災害救援ボランティアの受け入れ及びコーディネート
- ウ 災害救援ボランティアの救援活動への支援

3. 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関する団体等が、町本部等と連携を密にし、受け入れ、派遣に係る調整等を行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請

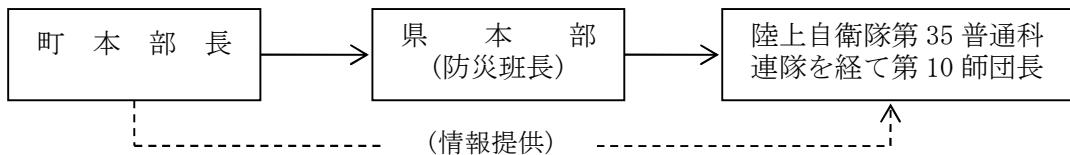
災害に対する応急対策の実施にあたり、町及び防災関係機関等の対応能力では対処し得ない場合は自衛隊に災害派遣を要請する。

1. 自衛隊の災害派遣

自然災害その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合は、県本部長（知事）は、自衛隊に対し自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により部隊等の災害派遣を要請する。

町本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合、要請に際し明確にすべき事項を記載した文書「災害派遣要請依頼」（様式編・様式 4-1 号）をもって知事に要請の依頼を行う。

ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。



2. 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者などの捜索援助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3. 災害派遣要請の手続き

町本部長は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期する。

(1) 派遣要請の要求

町本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は「災害派遣要請依頼書」（様式4-1号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、町本部長は必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

(2) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。

また、必要に応じて地図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努める。

(3) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に關係ある管理者等にも連絡しておく。

(4) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

派遣部隊が宿泊する施設（避難所を除く公共用建物が適當）又は野営施設を準備し、合わせて大型車両の駐車場等を確保する。

また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を仮設する。

(5) 住民の協力

住民は、派遣部隊の活動に積極的に協力する。

(6) 活動状況の報告

派遣部隊の活動状況について隨時知事に報告する。

4. 要請事項の変更

町本部長は、派遣にあたって要請依頼した事項を変更する必要が生じたときは、直ちに県本部防災班に連絡する。

5. 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分において疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定する。

6. 派遣部隊撤収時の手続

(1) 町本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し自衛隊の撤収要請「自衛隊の撤収要請依頼」（様式編・様式 4-2 号）を提出するものとする。

(2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部危機管理統括監が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

7. その他

(1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

ア 派遣要請

① 派遣要請は、様式 4-1 号にその事項を明示。

② 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行う。

イ 離着陸場における安全

① 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撤水し、積雪時は踏み固める。

② 離着陸場の半径 25m以内には人を入れない。

ウ ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備する。

(2) 町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートを確保し、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようとする。

(※資料編・資料 13 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等)

第5節 災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1. 広域応援

(1) 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。

(2) 他の市町村に対する応援要請

町は、当該町の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

(3) 経費の負担

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

(4) 消防活動に関する相互応援協定に基づく応援要請

町は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。

なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(5) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

1. 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、次のとおりである。

(1) 道路法（法第46条）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 道路交通法（法第6条）に基づく規制

警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法（法第76条）に基づく規制

公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2. 規制の実施機関

規制の実施は、次の区分により行い、町内の道路施設にかかる規制は、災害の状況によっては実施者による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町本部は、各道路管理者、警察機関と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮する。

規制実施者	範 囲
国(岐阜国道事務所)	国道
県(県支部土木班)	県道
町(町本部)	町道
公安委員会 (県本部、警察部)	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヶ月を超えるもの
警察署長 (県支部警察班)	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1ヶ月以内)規制
警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にいない場合)

3. 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、大規模災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握するものとする。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

(3) 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4. 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察機関又は町本部に通報するものとする。

通報を受けた町本部は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察機関に速やかに通報するものとする。

5. 実施の要領

町本部は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想され、又は被害が発生したときは、速やかに規制する。

(1) 町以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、町本部は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は町長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行い、町本部はできる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制を行う。

6. 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)による標識を立てる。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方によりとりあえず規制したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において指導に当たる。

(1) 規制標識

道路法又は道路交通法に基づく規制を行ったときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条の規定、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定めるところによって規制標識を設置する。

(2) 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

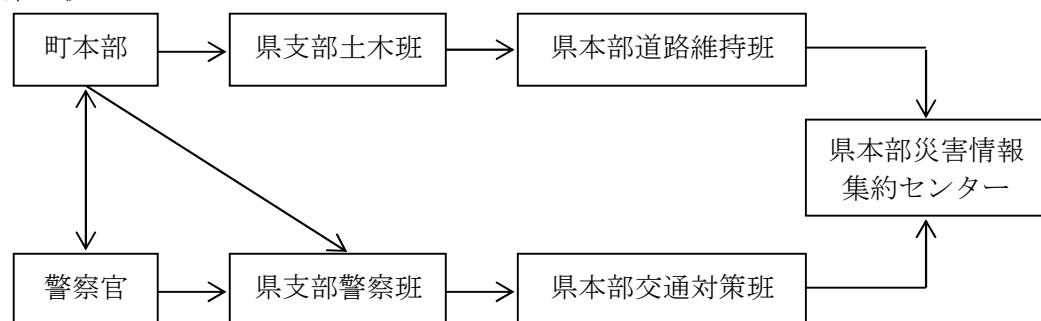
- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ迂回路の表示

警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

7. 報告等

交通規制を行ったときは、次の方法によって関係機関へ報告又は通知をするものとする。

(1) 系統



(2) 報告事項

報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

8. 緊急通行車両の認定

災害対策基本法第76条の規定により緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときに使用する緊急車両の認定は、同法施行令第33条の規定に基づき車両の使用者は、知事又は公安委員会に申し出て標章及び証明書の交付を受けなければならない。

認定を受けた緊急車両の使用者は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に表示するとともに、当該車両を使用するときは常時証明書を携帯する。

第2項 輸送手段の確保

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）のための手段を確保する。

1. 実施機関

災害輸送は、他の計画で定めるもののほか、その応急対策を実施する機関が行う。

2. 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

- (1) 貨物自動車、バス等自動車
- (2) 鉄道等
- (3) 飛行機等
- (4) 労務者等

3. 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、次の方法による。

(1) 確保順位

自動車の確保（借上）は、おおむね次の順位による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体所有の車両等
- ウ 事業者所有の車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 事業用自動車の借り上げ

事業用貨物自動車は、次の区分で借り上げる。

- ア 小型車両 町本部
- イ 大型車両 県本部

ただし、緊急を要するときは町本部で直接大型車両を借り上げても差し支えない。

(3) 町本部における自動車等確保の要請

町本部は、災害輸送に備え事前に町内の事業用貨物自動車所有者との間で、災害発生時における災害輸送に当該車両を優先的に使用できるよう協定を締結し、当該車両を借り上げようとするときは、次の輸送の条件（以下本節において「輸送条件」という。）を明示して確保の要請を行う。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両の台数等
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

(4) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適當なときは、それぞれの実施機関において鉄道等による輸送を行う。

なお、東海旅客鉄道株式会社等により輸送する場合は、「運賃減免実施基準」等を参考に実施する。

(5) 空中輸送

町本部は、一般交通途絶等に伴い災害輸送が不可能であり空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送を要求する。

(6) 労務者による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等により輸送し、輸送のための労力の確保は本章第2節「災害労務対策」の定めるところによる。

(7) 強制従事による輸送力確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。

なお、強制従事の方法は、次の者に対して本章第2節第4項「技術者等の強制従事に関する対応」に定めるところによる。

ア 自動車運送事業者及びその従業者

イ 鉄道事業者及びその従業者

4. 輸送の応援

町本部は、災害輸送実施において自動車等の確保ができず、あるいは道路の被害等による一般輸送の方法が不可能なため等により輸送の円滑が期されないときは、県に応援の要請を行う。

ただし、緊急を要するとき等においては、隣接市町村の災害対策本部に直接応援を要請し、輸送条件を明示して行う。

5. 輸送の記録

災害輸送関係者は、次の車両使用その他輸送に関する記録を作成し、整備保管しておく。

なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を明確に区分整理しておく。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、様式「車両使用書」（様式編・様式 5-1 号）を作成し、所属機関の長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送等を行った機関は、様式「輸送記録簿」（様式編・様式 5-2 号）を備え付け、車両の使用状況を記録し整備保管する。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、様式「救助実施記録日計票」（様式編・様式 24-1 号）を作成し、整備保管する。

(4) 救助の種目別物資受払状況

自動車用等の燃料その他の消耗品については、様式「救助の種目別物資受払状況」（様式編・様式 24-2 号）を備え付け、その出納状況を記録し、整備保管する。

6. 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金(国土交通省の認可を受けている料金以内)による。

なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金(運転手付等)とし、輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね8割程度以内)で各実施機関が所有者と協議して定める。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手雇上げのときは賃金)程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は「輸送明細書」(様式編・様式5-3号)を請求書に添付して提出する。

7. 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア 罹災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

ウ 罹災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

カ 遺体搜索のための輸送

遺体搜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員(健康班員)あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるための必要な人員、遺体の移送

上記によるもの以外の理由(例えば、その地域の火葬場が水没し、他地区で火葬の必要があるような場合)により輸送あるいは移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外輸送についての要請をする。

県本部健康福祉政策班は、要請その他により範囲外輸送の必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。

なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 輸送の種類及び輸送物資の内容等

イ 輸送区間又は距離

- ウ 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- エ 輸送を実施しようとする期間
- オ 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- カ 輸送を要する理由
- キ その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

「6. 費用の基準及び支払」に定める費用の基準による。

(4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施したときは「救助日報」（様式編・様式23号）により毎日その状況を、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、輸送に関する記録は「5. 輸送の記録」によるが、災害救助分については明確に区分整理する。

8. 輸送等にあたっての留意事項

災害の輸送及び移送にあたっては、次の事項に留意し、又は参考として行う。

- (1) 自動車等の借上げにあたっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- (2) 災害輸送にあたっては、輸送責任者を同乗させる等的確な輸送に努める。
- (3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送にあたっては、「救助用物資引継書」（様式編・様式6号）を作成し、授受を明確に記録しておく。
- (4) 自動車の確保にあたっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借り上げる。
- (5) 土木建設業者所有の建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意する。

第7節 通信の確保

被害状況その他情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

(1) 有線通信施設による方法

- ア 一般加入電話（非常通話）
- イ 警察電話
- ウ 鉄道電話
- エ その他有線電話

(2) 無線通信施設による方法

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 警察無線
- ウ 西日本電信電話株式会社の無線電話による通信
- エ 防災相互通信用無線
- オ 非常通信による通信
- カ 衛星電話

(3) インターネット等による方法

(4) 急使による方法

(5) 文書による方法

1. 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 一般加入電話（非常通話）

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、市外通話が困難になった場合は、市外通話が優先的に利用できる「非常通話」により通信を行う。なお、「非常通話」は、102番申込みにより非常扱いの通話である旨を告げて行うが、「非常通話」として扱われる通信の内容及び通信の発着機関は、次のとおりである。

- ア 気象機関
- イ 水防機関
- ウ 消防救助機関
- エ 輸送確保関係機関
- オ 通信確保関係機関
- カ 電力供給関係機関
- キ 警察機関
- ク 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

(2) 警察電話

一般加入電話（非常通話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(3) 鉄道電話

上記（2）と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(4) その他有線電話

上記の他有線専用電話が敷設されている機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

2. 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 岐阜県防災行政無線

有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

(2) 警察無線

岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(3) 西日本電信電話株式会社の孤立防止対策用電話

一般加入電話の途絶により孤立したときの通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等の活用により、通信確保を行うものとする。

(4) 防災相互通信用無線

災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(5) 非常通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、他機関の無線局の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

3. インターネット等による通信

電話等による通信が不可能で、パソコンによるメール通信が可能な場合は、インターネットを活用する。

4. 急使による通報

上記の方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

5. 文書による通報

通信にあたっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、本章第9節「災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

災害応急対策活動に役立てるため、気象台及び関係機関は、気象、水防、土砂災害及び火災に関する警報、注意報及び情報の発表、伝達並びにその周知を迅速かつ的確に把握するよう努める。

1. 警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次の区分による。

(1) 気象警報等の発表基準

気象及び気象と関連する異常現象等について、岐阜地方気象台が発表する警報、注意報、情報の種別と発表基準は、次表のとおりである。

■主な気象警報等の種類と発表基準

種 別		概 要
1 気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
2 気象警報	暴風警報	暴風(平均風速17m/s以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	暴風雪警報	暴風雪(雪を伴う平均風速17m/s以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨警報	次の条件に該当し、大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 【大雨警報(浸水害)】 雨量基準：1時間雨量が70mm以上 【大雨警報(土砂災害)】 土壤雨量指数基準：117
	大雪警報	次の条件に該当し、大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 24時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合
3 洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 雨量基準：1時間雨量が70mm以上 流域雨量指数基準：神渕川流域=19、飛騨川流域=67 複合基準：—

4 気象注意報	風雪注意報	風雪(降雪を伴い、平均風速 12m/s 以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風(平均風速 12m/s 以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	大雨注意報	次の条件に該当し、大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 雨量基準：1時間雨量が 40mm 土壌雨量指数基準：76
	大雪注意報	次の条件に該当し、大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 24 時間の降雪の深さが 20 cm 以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため視程が 100m 以下になると予想され、交通機関に著しい支障をおよぼすおそれがあると予想される場合に発表される。
	雷注意報	落雷等によって被害があると予想される場合に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気が乾燥し(気象官署の実効湿度 60% 以下で最小湿度 25% 以下)、火災の危険が大きいと予想される場合に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	次の条件に該当し、なだれによって被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 ①24 時間降雪の深さが 30 cm 以上で積雪の深さが 70 cm 以上になる場合 ②積雪の深さが 70 cm 以上あって、日平均気温が 2 ℃ 以上の場合 ③積雪の深さが 70 cm 以上あって、降雨が予想される場合
	着氷・着雪注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	融雪注意報	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
5 洪水注意報	霜注意報	最低気温が 3 ℃ 以下になると予想され、早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
		次の条件に該当し、河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 雨量基準：1時間雨量が 40mm 流域雨量指数基準：神渕川流域=10、飛騨川流域=54 複合基準：—

6 気 象 情 報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
	土砂災害警戒情報	大雨警報発令中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難情報を発令する判断や住民の自主避難の参考となるよう発表される。

- 注) • 発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想するときの目安である。
 • 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

■大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キックル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キックル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キックル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>

■早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨、大雪、防風（雪）に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（2）水防活動用警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区分	警報等の内容	
1 水防活動用気象注意報	気象注意報のうち、大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語は付けない。	
2 水防活動用気象警報	気象警報のうち、大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語は付けない。	
3 水防活動用 洪水注意報	一般河川	気象洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報を発表する。水防活動用の語は付けない。
4 水防活動用 洪水警報	一般河川	気象洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報を発表する。水防活動用の語は付けない。

注) 協議河川とは本節2(2)の河川をいう。

(3) 水防警報等

洪水予報に関連して、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報、情報である。

区分	警報等の内容
水防警報準備	基準地点（神淵川飯高橋、右岸水位計）の水位が4.0m（警戒水位）に達し、なお水位上昇のおそれがあるとき。
水防警報出動	基準地点の水位が5.5m（危険水位）に達し、水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めたとき。
水防警報解除	基準地点の水位が警戒水位を下回り、水防活動の必要性が無くなったとき。

なお、巡回方法については、資料編の〈消防防災段階別活動編〉に基づいて行う。

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。

ア それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。

イ 技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

(5) 火災警報

町は、岐阜県総合防災ポータル等により、火災気象情報の伝達を受けたとき、町内で空気が乾燥し風が強い時等、火災の危険が予想される場合は可茂消防事務組合管理者を通じて火災警報を発表する。

2. 警報等の発表及び解除

気象その他の警報等は、次の方法でそれぞれの機関が発表及び解除する。

(1) 気象注意報、警報等

気象注意報、警報、情報及び洪水注意報、警報等（協議河川を除く。）は、岐阜地方気象台が発表する。

注意報、警報等の内容説明に用いられる町の地域区分は、次のとおりである。

- ・府県予報区：岐阜県
- ・一次細分区域名：美濃地方
- ・地域の名称：加茂
- ・市町村の名称：七宗町

(2) 水防活動用気象注意報、警報等

ア 国の機関が行う洪水予報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所と岐阜地方気象台又は名古屋地方気象台は、共同して水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川（国指定洪水予報河川）について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除するものとする。

イ 知事が行う洪水予報

県と岐阜地方気象台は、共同して水防法第11条第1項の規定により県知事が指定した河川（以下「県指定洪水予報河川」という。）について、それぞれの河川名を付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

3. 気象警報等の伝達

気象警報等（火災警報を除く）を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達、徹底を図る。

(1) 伝達の方法

各注意報、警報等の伝達は、岐阜県防災行政無線により県本部消防班から音声、岐阜県総合防災ポータル及び衛星ファクシミリによって伝達される。町総務部は、必要があると認めたときは、その内容を関係する各部及び関係機関に口頭、文書、電話、電子メール又はファクシミリによって伝達するが、退庁時における伝達は、宿日直者が同様の方法で行う。

(2) 伝達の系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報 がある場合	水位情報 がない場合	土砂災害 に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 (浸水害) ・危険度分布 (災害切迫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 (土砂災害) ・危険度分布 (災害切迫)
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の危険度分布 (危険) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル1 (白)	早期注意情報（警報級の可能性）			

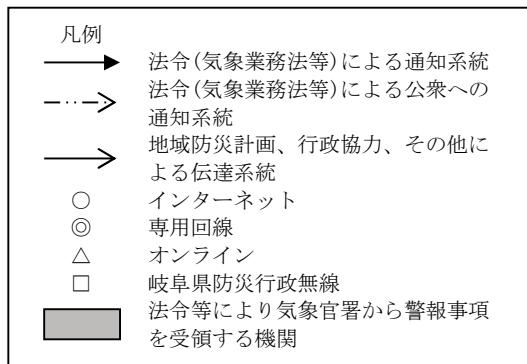
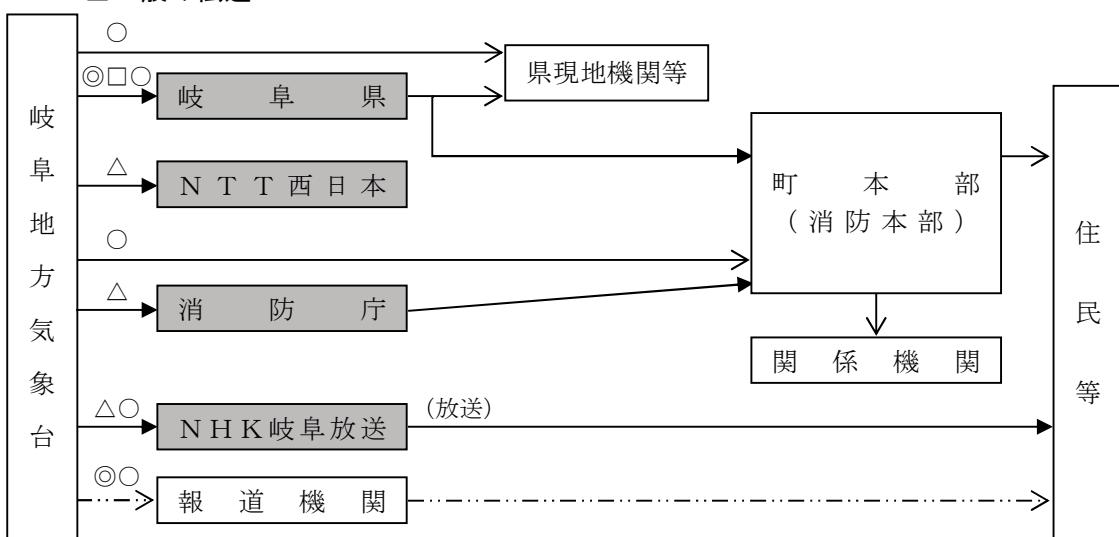
なお、町及び防災関係機関は、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

町等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達するものとする。

■一般の伝達



※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

(3) 警報等の住民への周知徹底

気象警報等の発表及び解除が県より伝達されたり、次のうち実情に即した方法で住民に伝達する。

ア 町防災行政無線により伝達し、午後 10 時から翌日午前 6 時までの間に発表された場合においては、原則として伝達しないが、町長（町本部長）が必要と認めるときは伝達する。

また、この間、解除については行わない。

注意報については、住民への伝達は行わないが、農作物等の被害を防止するための霜注意報及び低温注意報の場合は、町防災行政務線により住民に伝達し注意を促す。

イ 広報車又は携帯型ハンドスピーカーにより、職員が巡回して住民に伝達する。

この場合、住民に対して伝達漏れがないよう十分注意する。

ウ 伝達組織（自主防災組織、自治会等）による伝令による伝達をする。

4. 異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は町長に、火災に関する場合は可茂消防事務組合七宗出張所又は町長に、土砂災害に関する場合は町長に、また他の現象の場合は、町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報するとともに、加茂警察署長に通報する。

(3) 町長の通報

上記（1）及び（2）によって異常現象を承知した場合、町長は直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

ア 県本部及び岐阜地方気象台

イ その異常現象によって災害の予想される隣接市町村災害対策本部

ウ その異常現象によって予想される災害と関係のある県支部各機関

(4) 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、町及び各機関は、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

周知の方法は、本項 3. 「(3) 警報等の住民への周知徹底」の方法による。

5. 町本部の対策

警報等の伝達、連絡を受け又は火災警報を発しあるいは異常現象を承知したときは、次の方針により住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講じる。

- (1) NTT西日本からの伝達は警報の種別のみであることから、県防災行政無線及びテレビ・ラジオ放送の視聴・聴取あるいは駐在所、可茂消防事務組合七宗出張所等との連絡を密にし、地域の的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともに、その現象によって予想される災害について隣接市町村本部に連絡する。
- (3) 関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。
- (4) 県本部消防班から火災気象通報の伝達を受けたときは、本章第11節「消防・救急・救助活動」の定めるところに従い、可茂消防事務組合管理者を通じて火災警報を発する。
- (5) 警報等を住民等に周知徹底するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。
- (6) 巡回するときは、住民の動向に関する情報を収集する。
- (7) 警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部（県本部から放送機関へ送付する様式に準ずる。）を通じて行う。

6. 雨量観測による気象状況の把握

町本部は、自ら設置した簡易雨量計及び町内の雨量観測実施機関の協力を得て、町内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防の亀裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県本部に連絡するものとする。

第9節 災害情報等の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や住民等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれの応急対策に関連する計画の定めるところによる。

1. 情報の収集・連絡手段

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

(1) 情報の収集

町は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

道路等の途絶による孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災町に連絡するものとする。また、被災町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、町は必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

(2) 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

(3) 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) 被害状況等の報告方法

町は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害対策基本法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡がとれ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関(県事務所等)に応援を求めて行う。

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。

被害状況の調査及び報告をする事項は、即時報告(災害即報)をはじめ次のとおりとし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告等に合わせて行う。

- ア 即時報告(災害即報)
- イ 住家等一般被害状況の調査報告
- ウ 社会福祉施設等被害状況の調査報告
- エ 医療、衛生施設被害状況の調査報告
- オ 商工業関係被害状況の調査報告
- カ 観光施設被害状況の調査報告
- キ 農業関係被害状況の調査報告
- ク 林業関係被害状況の調査報告
- ケ 土木施設被害状況の調査報告
- コ 都市施設被害状況の調査報告
- サ 教育・文化関係被害状況の調査報告
- シ 町有財産被害状況の調査報告
- ス 消防職員活動状況の調査報告
- セ 消防関係の即報(火災即報)
- ソ 水防の情報
- タ 総合被害状況調

(2) 一定規模以上の災害

町は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、町は震度 6 弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

種 別 区 分	調 査 報 告 事 項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (即報要領様式 1 号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (即報要領様式 2 号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき (即報要領様式 2 号)
確定(詳細) 調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後 20 日以内 (即報要領様式 2 号)

3. 被害状況の調査実施

町本部は、被害状況の調査を次表に掲げるとおり関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施し、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つ。

町本部は、被害の調査が被害甚大で町本部のみにおいて不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町本部単独ではできないときは、県支部等の応援を要請する。

■調査事項と担当調査班等

調査事項	調査班	協力・応援機関
住家等一般被害	住民保険班、福祉班、建設班	県支部総務班
社会福祉施設等被害	福祉班、子育て支援班	県支部総務班
医療、衛生、上下水道施設被害	健康班、水道班、下水環境班	県支部保健班、県支部用水道事務班、県支部環境班、県支部土地改良事業班
商工業関係被害	振興班	商工会、商工会議所、県支部総務班
観光施設被害	振興班	県支部総務班
農業関係被害	農務班	県支部総務班、県支部農業改良普及班、県支部家畜保健衛生班、県支部土地改良事業班、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合
林業関係被害	林務班	県支部総務班、県支部山林事業班、森林組合
土木施設被害	建設班	県支部土木班
都市施設被害	建設班	県支部土木班
教育・文化関係被害	学校教育班、生涯学習班	県支部教育班
町有財産被害	財政管財班	
火災の情報	消防班	可茂消防事務組合
水防の情報	行政防災安全班	
総合被害状況	行政防災安全班	

注) 土木施設については、県管理分も町において一括調査するが、県支部土木班は共同して調査を行う。

4. 被害の調査報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、人的被害(行方不明者の数を含む。)と直接つながる被害(住家等一般被害状況)の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

5. 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査は、次の各号のいずれかに該当したときに、被害のあった事項について行う。

- (1) 本章第1節「1. 町本部の運用」による準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県全域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

6. 町本部における情報の収集、報告

町本部は、次により情報を収集し、報告（即時報告、概況調査報告、確定調査報告）する。

- (1) 調査した被害報告をとりまとめること。
- (2) 収集、掌握した被害状況及び災害応急対策の実施状況等を、県支部又は県本部に報告するとともに、加茂警察署、可茂消防事務組合等関係機関に連絡するが、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

[消防庁報告先]

回線別		平日（9:30～17:45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号：048-500-7527	選択番号：048-500-7782
	FAX	選択番号：048-500-7537	選択番号：048-500-7789

7. 調査、報告の留意事項

被害状況の調査、報告にあたっては、全般的に次の事項に留意する。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 概況調査、報告

本調査、報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかに概況を的確に調査、報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査、報告

本調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

本調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担額が決定されるような場合もあるので、正確な被害の調査、報告を要する。

なお、本調査にあたっては、各応急対策の計画で定める調査報告事項と合わせて行う等できる限り正確を期する。

(5) 電話報告と文書報告の関係

本計画による報告は、通常電話報告によることとなるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6) 報告用紙の印刷

町本部総務防災班は、電話の発受あるいは文書報告のため、所要様式（県本部の部門別被害状況等の調査報告様式）を事前に印刷保管及びパソコン等に記録保存しておく。

(7) 情報発受記録の整理

情報の発受にあたっては、発受両機関とも記録を整理保管し、電話、口頭等による発受は、様式によって記録する。

(8) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

(9) 情報の共有化

町は、災害事態について県との認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

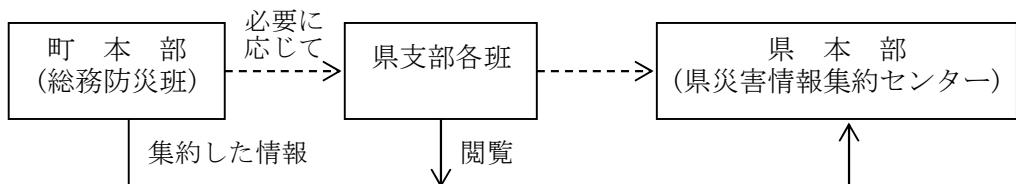
8. 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他の状況と、実施しあるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の方法でそれぞれ取り扱う。

(1) 災害報告

災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため収集し、報告する。

ア 報告の系統



「岐阜県被害情報集約システム」に入力することにより報告する。
(災害状況の概略を優先)

(注) 応援要請等の緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

<手順>

- ① 町本部（総務防災班）で各班からの情報を集約
- ② 岐阜県被害情報集約システムに入力
- ③ 必要に応じて、町と県の各担当部署間の連絡を行う

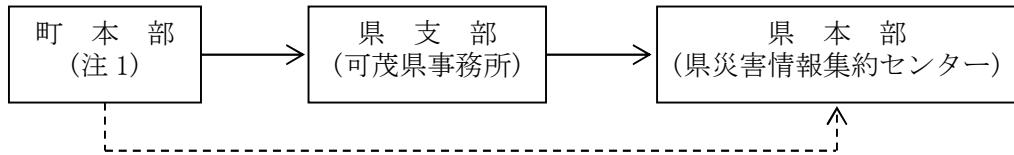
イ 報告事項

県計画（県計画第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」による。以下本節において同じ。）様式「即時報告（災害即報）」（様式編・様式7号）に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊災害派遣の要否等について報告する。

(2) 住家等一般被害

人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法、その他による応急救助等実施の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 1. 町本部担当：住民保険班、福祉班、建設班

2. 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式 8-1 号) 及び「住家等一般被害調査表」(様式編・様式 8-2 号) に定める各事項。

ウ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分等は、おおむね次表「被害等の区分と判定基準」の基準による。

エ 調査の方法

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくないが、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえ、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についてもその地域の平均世帯人員によって計上する等の方法も考えられる。
- ② 詳細（確定）調査にあたっては、「住家等一般被害調査表」(様式編・様式 8-2 号) によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とするが、調査にあたっては、現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給等の諸記録とも照合し、的確を期する。
- ③ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、警察官及び自衛官等により避難情報の発令を行った場合は、町本部に通知することとされている（本章第 17 節「避難対策」参照）ので、この情報をとりまとめて報告する。
- ④ 「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式 8-1 号) に定める調査報告事項については、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

オ 報告の方法

被害状況その他の報告にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 本報告は、町本部の責任において実施する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延につながるため速やかに行う。

- ② 中間報告を要する災害にあっては、毎日午前 10 時までに報告する。
- ③ 町本部は、報告責任者を定めておくとともに毎年度 4 月 30 日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告し、報告事項に異動が生じた場合はその都度報告する。
 - a 町の救助実施機関名、所在地、電話番号
 - b 報告責任者の所属、職名、氏名
 - c 報告副責任者の所属、職名、氏名

■被害等の区分と判定基準

被害等区分	判 定 基 準
死 者	死亡が確認された者又は死亡したことが確実な者
行 方 不 明	1. 所在不明となり、死亡した疑いのある者 2. 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重 傷	1か月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 失 (全壊、全焼、全 流 失)	1. 損失部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 3. 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半 失 (半壊、半焼)	1. 損失部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの 2. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの 3. 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床 上 浸 水	床上に浸水した建物又は土石・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床 下 浸 水	住家の浸水が床上に達しない建物
一 部 破 損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以外の被害を受けた全建物を計上する。
1 棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1 戸	住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を1世帯とする。）

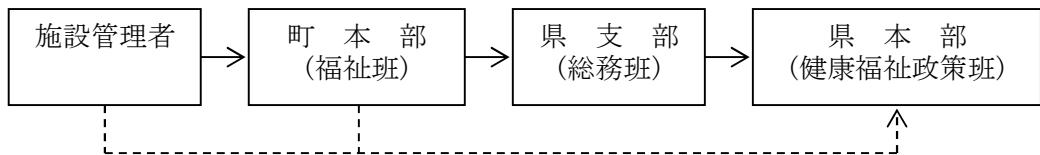
注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

- ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- 4 遺体の調査計上は、罹災町において行うが、遺体が漂着した場合で罹災地が明確でない場合にあっては、その者の罹災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）町の被害として計上する。
- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。
なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

(3) 社会福祉施設等の被害

社会福祉施設等の被害に伴う収容者の保護と、施設応急復旧対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、施設管理者及び町本部は直接県本部に報告し、同時に町本部及び県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「社会福祉施設等被害状況等報告書」(様式編・様式9-1号)に定める各事項。

ウ 社会福祉施設の範囲

社会福祉事業法にいう第1種及び第2種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く。）並びに国民健康保険の諸施設について行う。

エ 調査、報告の方法

- ① 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式8-1号)と重複計上されるものであるから、調査、報告あるいは集計にあたって留意する。
- ② 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」(様式編・様式9-2号)を添えて提出する。

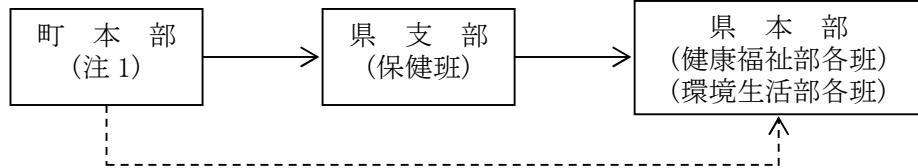
オ 報告書記載作成の方法

- ① 町本部は、各施設管理者等からの報告書を受け、集計して本報告書を作成する。（文書による提出にあたっては、各施設別報告書を添付する。）
- ② 報告にあたっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載する。

(4) 医療、衛生、上下水道等施設の被害

医療、衛生、上下水道等（浄化槽施設を含む）施設の災害による被害の状況を把握し、医療救助その他衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 1. 町本部担当：健康班、水道班、下水環境班

2. 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「医療、衛生施設被害状況等報告書」（様式編・様式10号）に定める各事項。

ウ 医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民営全てについて計上する。

エ 調査、報告の方法

被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書」（様式編・様式8-1号）と重複計上されるものであるが、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

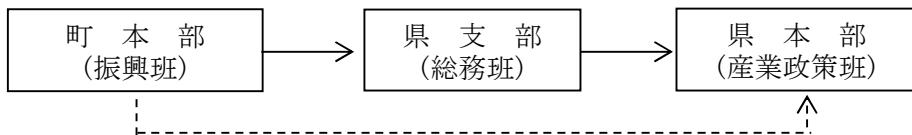
オ 報告書記載作成の方法

応急対策その他の状況の記載にあたっては、国保施設、県営病院も含めたその地域における総合的な状況による。

(5) 商工業関係の被害

商工業関係の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「商工業関係被害状況等報告書」(様式編・様式11号)に定める各事項。

ウ 調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査するが、県営施設については町本部では計上しない。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては次の基準による。

- ① 建物の被害棟数は、一部破損以上の建物を計上するが、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているものについては、本調査では棟数を計上せず、件数と被害額のみを計上する。
- ② 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の、製品、商品、仕掛け品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- ③ 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- ④ 浸水による被害については、その程度を床上、床下に区分する。
- ⑤ 共同施設欄には、事業協同組合、協業組合、商工組合等の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- ⑥ 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少等を計上する。

オ 調査、報告の方法

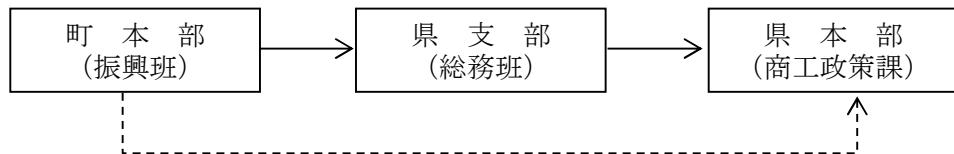
調査、報告にあたっては、次の点に留意する。

- ① 本被害のうち、建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式8-1号)の非住家と重複計上されるものである。
- ② 県営施設等の調査にあたっては、「県営施設被害調査表」(「社会福祉施設等被害調査表」(様式編・様式9-2号)に準じて作成)によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。
- ③ 被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努める。(例 材木、農産加工製造品等)

(6) 観光施設の被害

観光施設の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「観光施設被害状況等報告書」(様式編・様式12号)に定める各事項。

ウ 調査施設の範囲

観光関係の全般について調査するが、県営施設については町本部では計上しない。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては次の基準による。

- ① その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光ヤナ、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- ② 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- ③ 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- ④ 浸水による被害については、その程度を床上、床下に区分する。

オ 調査、報告の留意点

- ① 本被害のうち、建物被害については、「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式8-1号)の非住家と重複計上されるものである。
- ② 県営施設等の調査にあたっては、「県営観光施設被害調査表」(「社会福祉施設等被害調査表」(様式編・様式9-2号)に準じて作成)によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(7) 農業関係の被害

農業関係（農業集落排水関係、水産業含む）の被害状況を把握し、応急対策等を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



（注）緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「農業関係被害状況報告」他（様式編・様式13-1号～13-8号）に定める各事項。

ウ 報告期限

文書による報告書の提出期限は、県農政部長が指示した場合を除き次によるが、災害の程度等により期限前に報告を必要とするときは、その都度電話によって行う。

報告種別	報告書提出期限 (町本部→県支部)
概況報告	災害発生後 3日以内
中間報告	災害発生後 9日以内
確定報告	終息後 15日以内

エ 調査の基準等

被害状況の調査、計上にあたっては、次の基準による。

① 農地等の被害区分

流失：その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のもの。

埋没：土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。

② 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

③ 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

オ 調査の方法

被害状況の調査は、次の方法によって行う。

① 農業関係

農業関係の被害については、農業共同組合等の協力を得て、また、必要に応じて県支部農業普及班の立会を求めて調査する。

② 耕地関係

農地及び農業用施設の被害については、土地改良区、農業共同組合等の協力を得て、また、必要に応じて県支部農地整備班の立ち会いを求めて調査する。

加茂農林事務所が所管する事業（県営事業）の被害については、加茂農林事務所（県支部農地整備班）が行う。

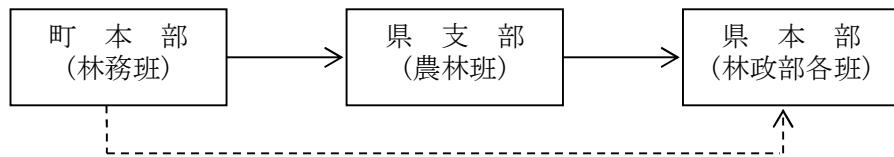
カ 報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、「町有財産被害状況等報告書」（様式編・様式18号）によって町有財産として報告する。

(8) 林業関係の被害

林業関係の被害状況を把握し、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「林業関係被害状況等報告書」他（様式編・様式 14-1 号～14-11 号）に定める各事項。

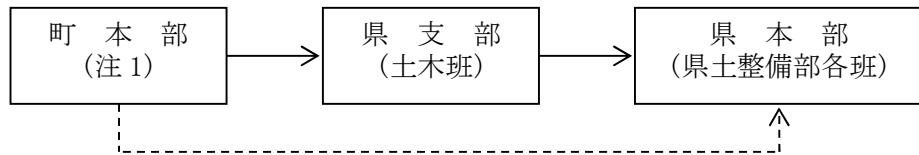
ウ 調査の方法

- ① 調査は、農林班が森林組合の協力を得て、また、必要に応じて県支部関係職員の立会を求めて行う。
- ② 林業被害のうち、次の被害については県支部農林班が行う。
 - a 施工中の県営事業及び補助事業に関連する被害
 - b 県有林（部分林含む）の立木及び林地被害
 - c 県有種地の苗木等の被害

(9) 土木施設の被害

土木施設の被害状況を把握するとともに、水害の防止、道路交通の確保等応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 1. 町本部担当：建設班

2. 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「土木施設被害状況報告書」（様式編・様式 15 号）に定める各事項。

ウ 調査、報告の方法

- ① 調査は土木建設班が行うものとし、県管理の土木施設については県支部土木班員と共同して行う。
- ② 国の直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告にあたっては（ ）外書とする。
- ③ 雨量及び主な河川の水位状況は、別に定める様式により通報する。

(10) 都市施設の被害

都市施設の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



(注) 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「都市施設被害状況報告書」(様式編・様式16号)に定める各事項。

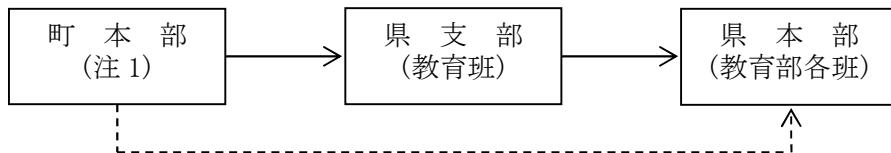
ウ 調査、報告の方法

調査は建設班が行い、県管理の都市施設については県支部土木班員と共同して行う。

(11) 教育・文化関係の被害

教育・文化関係施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



- (注) 1. 町本部担当：学校教育班、生涯学習班
2. 緊急を要する場合、町本部は直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項

「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式編・様式 17 号）に定める各事項。

ウ 被害程度判定の基準

被害程度の判定は、おおむね次の基準による。

① 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

② 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

③ 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準による。

① 建 物

当該学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

② 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物（自転車置場・吹き抜けの渡り廊下等）をいう。

③ 土 地

建物敷地、運動場、校地造成施設をいう。

(注) 校地造成施設：がけ地土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く）等

④ 設 備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ 被害状況の集計

県立施設分については、() 内書きとする。

カ 報告書記載作成の方法

① 区分欄は、次のように区分する。

保育所、小学校、中学校、教職員住宅、コミュニティーセンター、体育施設、学校給食センター等

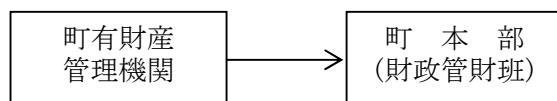
② 文化財に被害があったときは、「その他」の欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載する。

③ 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上するが、要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(12) 町有財産の被害

町有財産の被害状況を把握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査、報告事項

「町有財産被害状況等報告書」(様式編・様式18号)に定める各事項に準じる。

ウ 調査の基準

建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式8-1号)の判定基準による。

エ 調査、報告の方法

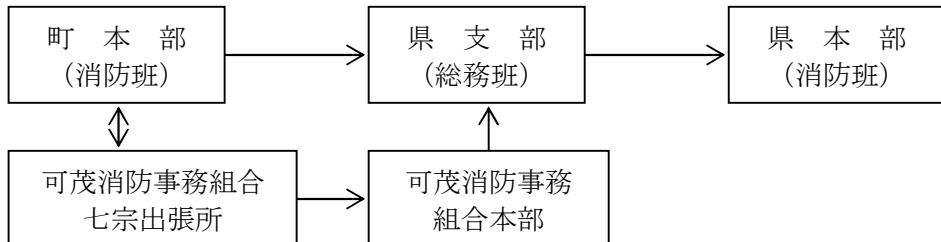
- ① 財産管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、管財班に報告する。
- ② 調査にあたっては、「町有財産被害状況等報告書」(様式編・様式18号)に準じて施設別に作成し、これを集計して報告する。
- ③ 本被害のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」(様式編・様式8-1号)の住家及び非住家その他と重複計上されるものである。

(13) 消防職団員（消防職員及び消防団員）の活動

災害時における消防機関の活動状況等を把握し、応急対策の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は、町本部消防班及び可茂消防事務組合七宗出張所が行い、次の系統により報告する。



イ 調査、報告事項

災害が発生し、又は発生する恐れがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときに、「消防職団員活動状況報告書」（様式編・様式19号）に定める各事項について調査、報告する。

ただし、町長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、本節8.「(15) 水防の情報」に定める計画による。

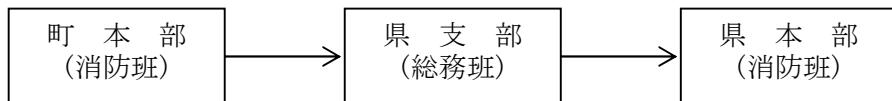
ウ 調査報告の方法

- ① 活動状況については、出動月日につき1枚とする。
- ② 消防本部、消防団を区別して記入する。

(14) 消防関係の即報

火災による消防機関の活動状況等を把握し、応急対策の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査、報告事項

「消防関係報告書（火災即報）」（様式編・様式20号）に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって電話等により即報し、その後速やかに「火災報告取扱要領」に定めるところによる「火災詳報」の各事項について調査、報告する。

ウ 即報する災害の規模

火災、爆発等による災害が発生した場合あるいは風水害等により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等で、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。

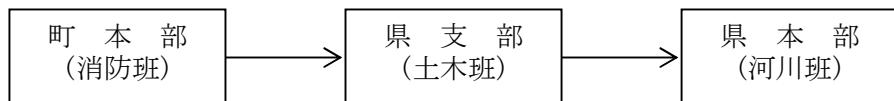
(15) 水防の情報

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の基礎資料として、必要な事項を調査し、報告する。

ア 雨量の通報

相当の降雨量があったと認められるときは、雨量の通報を行う。

① 通報の系統



② 雨量情報の記録

町本部建設班は、注意報又は警報が発表されているときは、次の事項を記録する。

- a 降り始めの時刻
- b 毎時間ごとの時間雨量及び積算雨量
- c 雨が止んだときの時刻及び積算雨量

イ 水位の通報

① 通報の系統



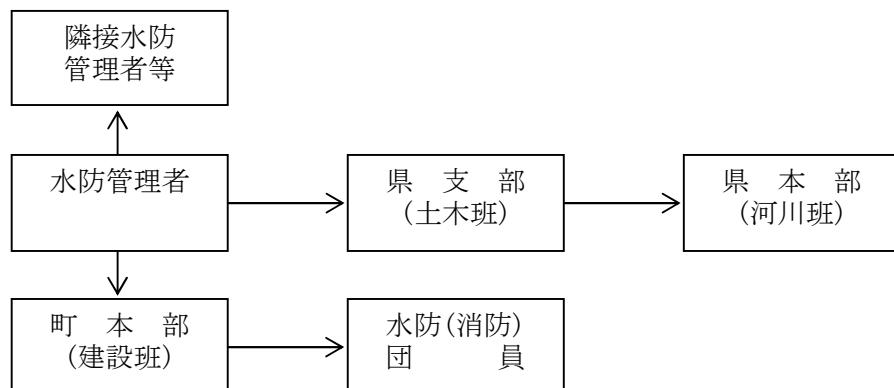
② 水位の通報事項

町本部建設班は、洪水の恐れがあることを察知し又は洪水予報の通知を受けたときは、岐阜県水防計画の定めるところにより、水位の変動についてその状況を報告する。

- a 観測場所
- b 観測日時
- c 水位
- d 増減の傾向及び見込み

ウ 破堤等の通報

① 通報の系統



(注)隣接水防管理者等とは、堤防等が破堤したときに氾濫が予想される方向の隣接する水防管理団体、町本部をいう。

② 破堤等の通報

水防管理者は、堤防等が破堤し又は決壊しそうになったとき、あるいは住民の避難指示等を要する状態になったときは、その状況を通報する。

エ その他の通報

① 水防管理者は、水防（消防）団員又は消防機関を出動させた河川の巡回警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を、県支部土木班を経て県本部河川班に報告する。

② 水防管理者は、他の機関の応援を求めたとき又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部土木班を経て県本部河川班に通報又は要請報告を行う。

(16) 総合被害状況調

総合被害状況調は、系統別に調査した被害を取りまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係機関に通報するとともに、住民等へ提供する情報の基礎資料とする。

ア 被害の集計

町本部における被害の集計は、「総合被害状況調」（様式編・様式21号）の事項に分類して行う。集計は部門別被害状況報告書を資料とする。

イ 被害の通報

総合被害状況を取りまとめたときは、次の各機関に通報する。

① 町防災会議構成委員の所属機関

② 町本部各部・班

③ 報道機関

第10節 災害広報

町は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者の置かれている生活環境および居住環境等が多様であることに鑑み、情報を共有する媒体に配慮して被災者等への広報活動を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

1. 報道機関への情報発表

災害発生時においての報道機関への対応は、発表情報の相違等を避けるため町本部総務防災班が担当し、各班は隨時収集情報を総務防災班に報告する。

なお、この場合スピーカーは、総務部長が当たる。

また、報道機関への情報発表は、電話、FAX等により迅速かつ的確に行うよう努めるとともに、報道機関を活かした応急対策（避難世帯等への災害情報の伝達等）に心がけるものとし、報道機関への情報発表は、次の事項とする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生日時
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害調査及び発表の时限
- (4) 被害状況
- (5) 町本部等における応急対策の状況

なお、情報発表は、県支部への報告と相違ない内容にするとともに、確実に判明している事項についてのみ行う。

2. 町内各機関への報告

町本部は、災害発生時において町内の各機関へ被害状況その他災害に関する各種情報を連絡し、それぞれの機関での災害応急対策のための情報を提供するが、各班が担当する連絡機関は、資料編・資料14のとおりである。

（※資料編・資料14 町内の機関と連絡担当班）

3. 住民に対する広報

（1）広報の手段

災害広報にあたって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(2) 広報の内容

町は、災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

[広報事項]

ア 事前情報

- ① 気象の情報
- ② 河川水位の情報
- ③ 公共交通機関の情報等

イ 災害発生直後の情報

- ① 災害の発生状況
- ② 住民等のとるべき措置
- ③ 避難に関する情報（指定避難所、指示等）
- ④ 医療救護所の開設状況
- ⑤ 道路及び交通機関の情報等

ウ 応急復旧時の情報

- ① ライフライン施設の状況
- ② 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- ③ 公共土木施設の状況
- ④ 公共交通機関の状況
- ⑤ ボランティアに関する情報
- ⑥ 義援金、援助物資の受入に関する情報
- ⑦ 被災者相談窓口の開設状況等

4. 災害情報等の収集

本章第9節「災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害関連情報は、次の要領によって収集する。

- (1) 本部長は、災害の記録を残すため行政防災安全班の職員を災害現地に派遣し、写真の撮影を行わせるが、行政防災安全班の職員が他の災害事務遂行のため派遣できないときは、その他の班から派遣可能な職員を派遣する。
- (2) 関係機関、住民等が撮影した写真の収集を行う。
- (3) その他現地における資料や情報の収集を行う。

5. 記録写真等の公表

町本部が記録用に撮影した写真の一部を、県支部に送付し、県内あるいは県外の公共施設において貼付し、PRに努める。

6. 災害広聴

町本部住民部は、災害時における住民等の要望を速やかに把握することに努め、また、相談窓口を設置し、被災住民の災害復旧等に対する相談に応ずる。

(1) デマ等の発生防止対策

町及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

(2) 被災者等への広報の配慮

町等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(3) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

(4) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

(5) 観光における風評被害対策

町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

(6) 安否不明者等の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、県と連携を図りながら、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表に努める。

第11節 消防・救急・救助活動

消防関係機関は、災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出・救助を行う。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

1. 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の気象条件に該当する場合に岐阜地方気象台から県本部（危機管理部門）岐阜県総合防災ポータルを経て通報されるものである。

<美濃地方>（岐阜地方気象台の値）

ア 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想されるとき。

イ 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上継続して吹くと予想されるとき。（降雨、降雪中は通報されない場合もある。）

(2) 火災警報の発令

町本部長は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、可茂消防事務組合管理者を通じて火災警報を発令するとともに、住民等への周知と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、気象状況を把握するため気象観測器具（湿度計、風速計）を設け、その観測に努める。

(3) 消防職団員（消防職員及び消防団員）の対応

火災警報が発令されたとき消防職団員は、次の要領で待機する。

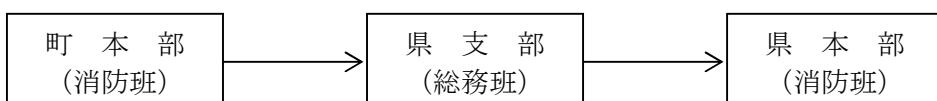
ア 可茂消防事務組合職員は、自宅にて待機するものとし、外出する場合は常に連絡できるようにしておく。

イ 消防団員は、管轄地域の巡回及び住民への防火啓発にあたるとともに、消防機械器具の確認等を行い、状況に応じ自宅又はコミュニティー消防センターで待機する。

2. 火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査報告は、次の方法による。

(1) 報告の系統



(2) 報告の種別及び報告期限

報告種別	報告期限（町→県支部）
火災月報	翌月 5 日
火災報告	翌月 5 日
火災詳報	県支部長の指示する日
火災即報	即時

(3) 火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出する。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告する。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、「消防関係報告書（火災即報）」（様式編・様式20号）及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行い、火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによる。

3. 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

町は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

(3) 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。町は、火災の状況が町の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

4. 消防職団員の火災出動

防災情報ネットワークメール及び町防災行政無線等により火災の発生を覚知した消防職団員は、次により出動する。

(1) 消防職員

- ア 第1出動…出張所出勤職員による出動
- イ 第2出動…アに可茂消防各署、各出張所を加えた出動
- ウ 第3出動…イに非番職員等を加えた出動

(2) 消防団員

- ア 民家火災 全団員出動
- イ 山林火災 神渕地内…第1分団、第2分団出動
上麻生地内…第3分団、第4分団出動
(規模の大きい山林火災等の場合は全団員出動)

5. 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者の措置

- ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施
- イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置
- ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、町への通報、付近住民への避難の周知
- エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び県警察の措置

- ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施
- イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令
- ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- エ 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

6. 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DM A T)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ア 救出活動

- ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。
- ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

- ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
- ・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定(平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長)に基づき相互に協力するものとする。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

7. 災害時における相互応援

町本部長は、災害により町の消防団及び可茂消防事務組合職員の出動でなお不足し、他市町村の消防団の応援を得ることが効果的であると認められるときは、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく近隣市町村に対する応援、あるいは県を通じ緊急消防援助隊等の応援を求めるものとする。

なお、消防相互応援協定を締結している市町村から要請があった場合は、応援隊を結成し応援に当たる。

(1) 応援部隊の指揮

可茂消防事務組合（消防団）は、応援部隊の受入れにあたって、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

(2) 応援部隊の誘導

応援部隊を受入れた際は、消防団等の誘導員を配置し、的確な誘導を行うものとする。

8. 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

9. 慣事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の慣事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

10. 救急業務

社会環境の複雑化に伴い、交通事故その他の事故が増加傾向にあるため、これらによる負傷者の救急のため可茂消防事務組合は、常に組織及び施設設備の整備にあたり、救急業務の万全を期する。

11. 災害時における火薬、ガスの保安

可茂消防事務組合消防署長は、火薬及び高圧ガスの保安責任者が災害時に、それら施設の危険防止措置を講ずるよう監督指導を行うとともに、必要があると認められるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

12. 消防信号

信号別	打鐘信号	余韻防止付サイレン信号
火災警報	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1点と4点との斑打)	●— ▽▽ 約30秒 ●— ▽▽ 約6秒 (数回)
近火災出動	●—●—● ●—●—● (3点)	●— ▽▽ 約5秒 ●— ▽▽ 約6秒
山林火災出動	●—●—● ●—● (3点と2点との斑打)	●— ▽▽ 約10秒 ●— ▽▽ 約2秒

(注) 1 信号継続時間は適宜とする。

2 消防職団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

第12節 水防活動

町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任があり、町長、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防すべき区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるとともに、一般住民にも水防の義務が課せられている。

町が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、本計画の水防に関連した他の計画に定めるもののほか、「岐阜県水防計画」及び「七宗町消防活動計画」の定めるところによる。

第13節 雪害対策

降雪時における交通の確保その他雪害に関する計画は、町計画の定めるところによるが、道路の除雪に関する細部の対策は、県の「道路除雪実施要領」の定めるところによる。

1. 町道（バス路線等）の除雪等

町本部は、町道（おおむねバス路線等）の除雪及び積雪予防業務を次のとおり業者委託し、降雪時の交通の確保に万全を期する。

(1) 業務委託期間

毎年12月1日から翌3月31日までの間

(2) 委託業者

町内各建設業者

(3) 除雪機器及び融雪剤

除雪の用に供する機械器具は、それぞれの業者所有のもので対処し、融雪剤については町が購入し委託業者に除雪のために使用させる。

(4) その他

委託業者は、降雪時に町道が積雪又は積雪すると予想されるときは、自発的に予防対策あるいは除雪を直ちに行うとともに、町本部より特別な指示があった場合には、その指示に従って作業を行う。

2. 道路管理者の除雪

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予想の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

3. その他町道等の除雪

1及び2に定める以外の町道等の除雪については、特別な場合を除きその付近の居住者等が行うが、融雪剤については、自治会単位あるいは自主防災組織単位での要望分のみについて支給する。

4. 孤立地域の対策

町本部は、積雪により交通、通信が途絶した地域において住民の危険が予想される場合には、職員を派遣する等その状況把握に努め、必要な応急対策を講ずる。

第14節 県防災ヘリコプターの活用

災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1. 防災ヘリコプターの災害応急対策

町本部長は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの支援を要請する。

2. 防災ヘリコプターの支援要請

町は、防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- オ その他必要事項

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町長等からの知事に対する支援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」による。

(2) 災害対策基本法（第68条）に基づく支援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプターの支援が必要な場合は、知事に対し支援を要請する。

第15節 孤立地域対策

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。

このため、孤立が予想される地域が多数存在する町の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

1. 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

町本部は、災害発生時に平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

2. 救助・救出活動の実施

孤立が生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。町本部は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3. 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第34節「通信施設の応急対策」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の借用により通信手段の確保を図るものとする。

4. 食料等生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

5. 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

6. その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、他の対策を実施するものとする。

第16節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分に熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の準備に努め災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

1. 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁がある。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

2. 被害状況の把握

町が被災した場合には、速やかに被害状況の把握を行い把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

3. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次の基準等で適用される。

(1) 適用の基準

町長は、災害により、次の各号の一以上に該当する被害で、災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対してその旨を要請する。県知事は、町長の要請に基づき必要があると認めたとき、災害救助法を適用する。

ア 町内の住家全失世帯が30世帯以上に達したとき（人口5,000人未満）。

イ 全失世帯がアの世帯数に達しないが、県下の全失世帯が2,000世帯以上の場合は、町内の全失世帯が15世帯以上に達したとき。

ウ 全失世帯がア及びイに達しないが、県下の全失世帯が9,000世帯以上に達した場合で、町内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助が著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命もしくは身体に被害を受け、又は受けた恐れが生じたとき。

なお、災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引きによるものとする。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等は、次の方法による。

- ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は、3分の1として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば、3世帯として計上する。
- ウ 下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。
- エ 災害の種別については限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、人災的なものであっても差し支えない。

(3) 災害救助法適用下の救助の程度

災害救助法が適用された場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めによるところであるが、災害の種別、地域条件その他の状況によって県本部長が必要と認める範囲において実施されるものである。

4. 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日以内	町本部(行政防災安全班、学校教育班)
炊出及び食品の供給	7日以内	町本部(学校給食班)
飲料水の供給	7日以内	町本部(水道班)
被服、寝具及び生活必需品の供給	10日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当、配分=町本部(福祉班)
医療	14日以内	医療班派遣=県本部、日赤支部、
助産	分娩した日から 7日以内	町本部(健康班) その他=町本部(健康班)
学用品の支給	教科書:1ヶ月以内、 文房具及び通学用品:15日以内	確保、輸送=県本部 調査、報告、割当、配分=町本部(学校教育班)
被災者の救出	3日以内	町本部(消防班)
埋葬	10日以内	町本部(福祉班)
仮設住宅の建設	着工20日以内	町本部(行政防災安全班)
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町本部(行政防災安全班)
行方不明者の捜索	10日以内	町本部(消防班)
遺体の処置	10日以内	町本部(福祉班)
障害物の除去	10日以内	町本部(建設班)

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施にあたっては、県本部実施分を町本部が、また町本部実施分を県支部等が実施することが適當と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。
- 2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により町本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定による知事の権限に属する事務を町長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 町本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するが、実施にあたって連絡及び指示を得る時間がないとときは、町本部が実施し、その結果を報告する。
- 4 実施期間は災害発生の日からの期限(仮設住宅の建設については着工期限)を示す。従ってこの期間内に救助を終了(着工)するようにしなければならない。

(※資料編・資料15 岐阜県災害救助法施行細則)

5. 町本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、町本部は町計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊出あるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県支部総務班を経由し県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、実施した応急救助について災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、町単独の救助として処理する。

【参考】

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきであるが、現実においては災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには、相当の時間を要するときが多く、応急救助の実施を先に着手する場合が多い。

すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては災害が発生したときは直ちに被災者の救出、避難所の開設、炊出の実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用の指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。

なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限って必要な救助を行い、直ちに救助を行う必要のない場合は、被害状況を県本部へ報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき実施すべきである。

6. 救助実施状況の報告

町本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは「救助日報」（様式編・様式 23 号）により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編・資料 16 による。

（※資料編・資料 16 救助別報告事項）

7. 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は次による。

- (1) 救助実施記録日計票（様式編・様式 24-1 号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 24-2 号）

第17節 避難対策

町長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう避難情報を発令する。住民は、避難情報を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、町は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難情報の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で危険な場所から避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、避難所を開設し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する避難情報及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

区分	災害種別	実施者	根拠法令
指示	災害全般	町長	災害対策基本法第 60 条
		知事	災害対策基本法第 60 条（町長がその事務を行うことができないときの代行）
		警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
		自衛官（災害派遣）	自衛隊法第 94 条（その場に警察官がない場合に限る）
洪 水	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条	
		町長	水防法第 29 条
	地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	土砂災害	町長	災害対策基本法第 60 条
	避難所の開設、収容	町長	災害救助法第 23 条、第 30 条

避難情報の発令から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあっては、町独自の応急対策として町長が実施するが、本計画の実施者は、緊密な連絡を保って応急対策に当たる。

2. 避難情報発令の判断基準の基本的考え方

町は、対象とする災害の種別ごとに避難情報を発令し、対象地域において、立退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難情報は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民は避難行動が必要なのかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難情報の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難情報により立退き避難が必要な住民に求める行動

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。・要配慮者は、立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・全員立ち退き避難する。

3. 高齢者等避難

町本部は、気象や河川水位の状況などから判断し、継続的に激しい気象状況が続くと避難を要する可能性がある場合、余裕をもって適切な避難行動がとれるよう、高齢者等避難を発表する。

この場合、特に避難に時間をおこすと考えられる要配慮者については、あらかじめ定められた計画により、自主防災組織及び関係機関等が連携し、避難行動を開始する。

4. 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立退きの指示を行うものとする。

(1) 町長の指示（災害種別に限定なし。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第 60 条第 1 項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第 60 条第 3 項）

町は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 警察官の指示（災害種別に限定なし。）

警察官は、町長が避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の指示を行うものとする。（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

(3) 自衛官の指示（災害種別に限定なし。）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。（自衛隊法第94条第1項）

(4) 洪水のときの指示

町長は、知事又はその命を受けた職員と連携し、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立退き若しくは、屋内での安全確保措置を指示する。（水防法第29条）

町長が上記指示をする場合には、加茂警察署長にその旨を通知する。

(5) 地すべりのときの指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、地すべり等防止法第25条に基づき立退きを指示し、加茂警察署長にその旨を通知する。

5. 避難情報の解除

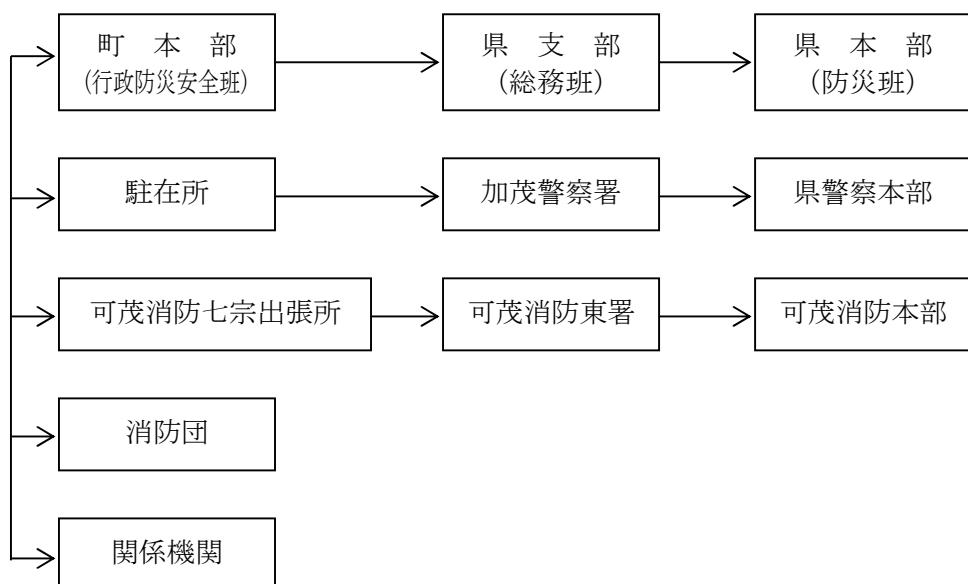
避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

6. 避難の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、高齢者等避難を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。

また、町は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

(1) 関係機関への通知及び連絡系統



(2) 住民等に対する周知

ア 事前措置

町本部長は、避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の万全を図るために、避難所等を広報誌、ハザードマップ等に掲載し、あらかじめ住民に徹底しておく。

イ 指示等の周知徹底

町本部長は、高齢者等避難を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内の安全確保措置の勧告又は指示をしたとき、若しくはその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図り、その際、要配慮者等に配慮する。

[周知の方法]

- ① 防災行政無線
- ② 自治会（自主防災組織）による伝達
- ③ 消防団の連絡網
- ④ 広報車による巡回広報

- ④ 放送機関（ラジオ、テレビ等（県本部経由））
- ⑤ 七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム
- ⑥ 災害情報緊急速報メール

ウ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に対し、避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘信号		乱打			
		60秒	60秒	60秒	60秒
サイレン信号		○————	○————	○————	○————
		5秒休止	5秒休止	5秒休止	5秒休止

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

7. 避難者の誘導及び移送

(1) 避難の配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(2) 移送の方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。

ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、自主防災組織（自治会等）において車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退きを要し、町本部において対処できないときは、町本部は県支部総務班に避難者移送の要請を行うが、事態が急迫しているときは、町本部は、直接隣接市町村、加茂警察署等と連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を最少限度に制限し、円滑な立退きについて誘導する。

(5) 帰宅困難者の保護

町本部は、旅行者、滞在者等で帰宅困難な者が発生した場合は、最寄りの避難所に収容し保護する。

(6) その他

避難者の移送は、各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。

なお、実施の方法、費用の基準等は、本章第24節「救助活動」の定めるところによる。

8. 避難場所及び避難所の開設及び運営

(1) 避難場所及び避難所の開設場所

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊(派遣を行った場合のみ)等関係機関に連絡するものとする。

(3) 指定避難所における措置

指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 避難者の受入れ
- イ 避難者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 避難者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 受入れ者

避難所へは、次の者を受入れる。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退く者
 - イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
- ただし、上記の者であっても、被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りではない。

(5) 受入れ期間

災害救助法による避難所の開設、受入れ、保護の期間は、災害発生の日から 7 日間とするが、それ以前に必要のなくなった者は順次退所を促し、期間内に完了する。

ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少數）であれば以降の受入れは、災害救助法によらず町独自の受入れとして行い、8 日目以降においても多数の受入れ者を続けて受入れる必要のあるときは、災害発生後 5 日以内に町本部は、県支部総務班を経て県本部健康福祉政策班に開設期間の延長を要請するが、要請にあたっては次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する避難所名及び受入れ人員
- オ 延長を要する期間内の受入れ見込み
- カ その他

(6) 費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び受入れのため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(7) 所要物資の確保

避難所開設及び受入れ保護のための所要物資は、町本部において確保する。

ただし、現地において確保出来ないときは、町本部は県支部総務班に避難所用物資確保についての要請を行う。

(8) 町職員等の駐在

町本部は、避難所を開設したときは、各避難所に町職員等を派遣駐在させ、駐在員は、施設の管理と受入れ者の保護、被災者情報、支援対策の広報等にあたる。

なお、町本部及び駐在員は、次の各種記録を備え付け整備する。

- ア 救助実施記録日計票（様式編・様式 24-1 号）
- イ 避難所設置及び収容状況（様式編・様式 25-1 号）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式編・様式 24-2 号）
- エ 避難所用施設及び器物借用整理簿（様式編・様式 25-2 号）

(9) 避難所の運営管理

町は、指定避難所の運営が定められた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した N P O ・ ボランティア等のた外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- オ 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。
- ク 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ケ 受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- コ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。
- サ 自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 避難所開設状況の報告

町本部は、避難所を開設したときは速やかに県支部総務班経由で県本部健康福祉政策班に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「救助日報」(様式編・様式23号)により報告する。

報告は、次の事項について電話、ファックス等によって行う。

ア 開設状況報告

- ① 避難所開設の日時
- ② 避難所開設の場所及び施設名
- ③ 収容状況（うち避難指示による者）（施設別に）
- ④ 開設期間の見込

イ 収容状況報告

- ① 収容人員（施設別に）
- ② 開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

- ① 閉鎖した日時（施設別に）

(11) ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(12) 避難所

避難所及び収容可能人員数は、資料編・資料7～9のとおりである。

（※資料編・資料7-1、7-2 指定緊急避難場所 資料8 指定避難所 資料9 福祉避難所）

9. 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

10. 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

■警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

町は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

11. 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

12. 避難先の安全管理

町及び加茂警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

13. 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

町は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情

報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

14. 要配慮者への配慮

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

15. 広域避難

(1) 町の役割

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるとときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 関係機関の連携

国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

国、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

16. 広域一時滞在

町が被災した場合は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

17. 駅、道の駅の避難

(1) 上麻生駅の避難

上麻生駅からの避難は、広報車で呼びかけるとともに、消防団員が最寄りの避難所に誘導する。

(2) 道の駅の避難

道の駅からの避難は、館内放送及び呼びかけ等で周知するとともに、消防団員が最寄りの避難所に誘導する。

18. 帰宅困難者対策

(1) 住民、事業所等の啓発

町は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(2) 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

■避難に係る広報文（例）〔水害（土砂災害）時〕

① 高齢者等避難

総務課からお知らせします。

○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発表しました。高齢の方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

[昨日からの大雨により、○時間後には○○川の水位が危険水位に達する恐れがあります。]

[昨日からの大雨により、○○谷で土石流の恐れがあります。]

② 避難指示

こちらは七宗町長の○○です。○時○分に○○地区に対して避難指示を発表しました。[○○川が危険水位を突破し大変危険な状態です。] [○○谷が大変危険な状態です。]

避難中の方は直ちに○○へ避難を完了してください。

十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。

なお、浸水により○○道は通行できません。

【参考】 ■避難指示等が出された場合の心得

- ① 火の始末や戸締まりを確実にする。電気は配電盤のブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。
- ② 消防、警察など防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。
- ③ 避難の際は、がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避け、やむを得ず通らなければならないときは十分注意する。
- ④ 高齢者、障がい者、乳幼児などのいる家族は早めに避難する。
- ⑤ 服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくるものから身を守るために、頭には、帽子、頭巾、ヘルメットなどをかぶり、露出部分の少ない服装で避難する。
- ⑥ 携行品は必要品のみとして、背負うようとする。
- ⑦ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対触れないようにする。

【参考】 ■土砂災害の前兆現象

がけ崩れ・地すべり	<ul style="list-style-type: none">・がけから小石がパラパラ落ちてくる。・がけに割れ目が見える。・がけや斜面から水がわき出してくれる。・斜面にひび割れができる。・家や建物、木や電柱が傾く。・家や建物にひびが入る。・沢や井戸の水が濁る。
土石流	<ul style="list-style-type: none">・川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。・山鳴りがする。・雨が降り続いているのに川の水位が下がる。

第18節 食料供給活動

災害時において、食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれのある場合、被災者及び応急対策従事者等に対し、炊出及び食料の応急供給を行う。

1. 実施者

炊出及び食品の供給の実施は、町本部学校給食班が行うが、町本部において実施できないときは、県支部又は隣接市町村災害対策本部に要請し、応援を得て実施するものとする。

町における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるとは、県は要求をまたないで町に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

また、被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

なお実施者は、食中毒予防の観点から、自身の下痢・嘔吐等の症状の有無に留意し、健康管理に努める。

2. 実施場所

炊出の実施は、炊事施設のある建物に避難所を開設した場合はその施設を利用し、炊事施設のない場合は適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

3. 炊出の方法

炊出は、町本部が自主防災組織、ボランティア等の協力により行うが、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出の基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

(2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

(3) 提供する食事は、食中毒を予防するため、次のことに留意する。

ア 加熱が必要な食品は、中心部までしっかりと加熱する。

イ 消費・賞味期限や保存状態に十分配慮のうえ、できる限り速やかに配布し、期限内に消費する。

ウ 食器・器具の取り扱いは、衛生面に十分配慮する。

(4) 炊出場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたるものとする。

4. 主食料の一般的確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊出及び食品供給のために必要な米穀等は、原則として町本部において、管内の米穀販売業者等から購入する。

5. 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記「4. 主食料の一般的確保」が困難な場合は、県等関係機関に応援を要請し、主食料の確保を図る。

6. その他

物資の確保、応援等の手続、食品衛生、災害救助の基準等の対策については、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第19節 給水活動

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

1. 実施者

飲料水の供給は、町本部水道班が実施するが、町本部において実施できないときは、県支部又は県本部あるいは隣接市町村災害対策本部に要請し、応援を得て実施する。

町は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請するものとする。町が被災し県に要請を行った場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、町における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する給水応援を実施するものとする。

また、町は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

2. 給水の方法

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク積載車）、又は容器により供給拠点等に運搬し供給する。
- (2) 水道水源が汚染したと認められるときは、十分な消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (3) 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (4) 消毒の方法については、本章第26節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。
- (5) 給水にあたっては、避難施設、医療機関等への供給に配慮する。

3. 応援等の手続

町本部において飲料水の供給ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他規定に基づき、県支部保健班に次の事項を明示して応援等を要請し、緊急を要するときは、直接隣接市町村災害対策本部に要請する。

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル等）
- イ 供給の方法（自動車輸送、その他）
- ウ 供給期間
- エ 供給地区
- オ その他必要事項

4. 水道施設の対策

町本部は、災害による水道施設の事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講じる。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じる。
- (3) 断水のため飲料水の供給が必要になったときは、町本部は、隣接水道からの給水、給水車による給水等適宜の措置をとるが、水道施設に被害があったときは、町本部は、速やかに「医療、衛生施設被害状況等報告書」(様式編・様式 10)により、県支部保健班を経由し県本部健康福祉部に報告する。

5. その他

災害救助法に基づく実施の基準その他は、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第20節 生活必需品供給活動

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、適切な措置を行う。

1. 実施者

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が町計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。ただし、町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

2. 対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

3. 世帯構成の調査報告

町本部は、「住家等一般被害調査表」（様式編・様式8-2号）による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式編・様式26号）を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、報告にあたっては緊急を要するので、文書の提出に先立って電話によって行う。

4. 物資供給の基準額

供給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことのできる程度のものとし、災害救助法に基づく応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により供給する。

5. 物資供給の期間

県本部より供給を受ける救助用配給物資は、災害発生の日から10日以内に各世帯に対し供給を完了するが、10日以内に供給することができないと認めたときは、期限内に速やかに県支部総務班を経由し県本部健康福祉政策班に次の事項を明示して期間延長の要請をする。

- ア 延長する期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する地域ごとの世帯数

6. 物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、町福祉班において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

7. 物資の供給方法

被災世帯に対する物資の供給は、町本部福祉班の責任者を中心にして行う。

物資の一時集積場所は道の駅ロック・ガーデンひちそうとし、物資供給の場所は、物資の管理上等から役場及び神渕支所等において実施することとし、福祉班よりあらかじめ供給の場所、日時を被災者に通知するとともに関係事項を記録するが、供給場所を避難所とする場合は、避難所の責任者が給与責任者を兼ねることができる。

8. 物資の保管

県本部より物資の引継を受けたときは速やかにこれを供給し、供給した後の残余物資については町本部において厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

9. その他

物資の確保、輸送、割当、その他事務手続等については、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第21節 要配慮者、避難行動要支援者対策

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

1. 避難行動要支援者対策

町は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあっては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町、県に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、

また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町、県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町、県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配意する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

3. 外国人対策

(1) 正確な情報の伝達

町は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通した正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努めるものとする。

第22節 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対し、仮設住宅の建設等応急対策を実施する。

1. 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対象種別			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4	災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1	自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3	災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。
	4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1	自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2. 住宅対策等の調査報告

町本部福祉班は、災害後、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し、報告する。

(1) 調 査

被災者に対して、次の住宅対策の希望者を調査する。

① 公営住宅入居希望者	⑥ 社会福祉施設入居希望者
② 公庫資金借入希望者	⑦ 仮設住宅入居対象者
③ 生活融資資金借入希望者	⑧ 住宅応急修理対象者
④ 母子福祉資金借入希望者	⑨ 障害物除去対象者
⑤ 寡婦福祉資金借入希望者	

調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 制度種別が多く、その内容がそれぞれ異なるため、被災者に対して十分その内容を説明する。

イ 建設、融資等の時期が異なるため、変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するよう努める。

ウ 各制度別重複計上を避けることに留意し、第1希望のみによって計上することなく、世帯条件等も考慮し適切な種別を選択できるよう指導する。

エ 各種制度別のうち、次の制度間においては重複して差し支えない。

- ① 応急仮設住宅と各種公営住宅
- ② 応急仮設住宅と各種資金融資
- ③ 住宅の応急修理と各種資金融資
- ④ 障害物の除去と各種資金融資

オ 各制度別の調査方法は、県計画の定めによる。

(2) 報 告

町本部は、災害発生後5日以内に、「住宅総合災害対策報告書」（様式編・様式27号）により、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

3. 応急仮設住宅の供与及び入居

災害により住宅を失った者で直ちに住宅を確保できない者に対して、災害救助法により応急仮設住宅を供与する。

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、町本部行政防災安全班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町本部（町長）が行うものとする。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料 17 のとおりである。

（※資料編・資料 17 応急仮設住宅建設可能用地）

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

町本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から入居予定世帯を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」（様式編・様式 28-1 号）により、災害発生後 5 日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア 住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ 居住する仮住居がなく又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 自己の経済力では、住宅を確保することができない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定し、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。

(3) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。

(4) その他

建設基準、建設期間、仮設住宅の管理等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

・応急仮設住宅入居者台帳（様式編・様式 28-2 号）

・災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式編・様式 28-3 号）

4. 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、町本部行政防災安全班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するが、町本部において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

町本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から修理予定世帯を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式編・様式 29-1 号）により、災害発生後 5 日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア 住家が半失（半焼、半壊又は半流失）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ 自己の経済力では、住宅の応急修理ができない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定する。

(3) 適切な管理のなされていない空家等の措置

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(4) その他

修理基準、修理期間等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

- ・住宅応急修理記録簿（様式編・様式 29-2 号）

5. 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、町本部建設班が直接又は建設業者に請け負わせて実施するが、町本部において実施できないときは、県支部総務班に応援を要請する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

町本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者から除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式編・様式 30-1 号）により、災害発生後 5 日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害のある世帯であること。

イ 自己の経済力では、障害物を除去できない世帯であること。

ウ 高齢者世帯、母子世帯等で自力では除去できない世帯であること。

選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、必要度の高い世帯から選定する。

(3) その他

除去の基準、除去の期間等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

- ・障害物除去記録簿（様式編・様式 30-2 号）

6. 低所得世帯等に対する融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

ア 生活福祉資金の災害援護資金

イ 母子福祉資金の住宅資金

ウ 寡婦福祉資金の住宅資金

エ 災害援護資金の貸付

7. 社会福祉施設への入所

町本部福祉班は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することができなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。

町本部は、被災者の避難状況等に鑑み、他市町村等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

第23節 医療・救護活動

災害の発生のため、数多くの負傷者、被災者等被災地の住民に医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は七宗町地震災害等医療救護計画、七宗町災害救急医療マニュアル及び岐阜県地震災害等医療救護計画による。

1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。）が行い、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町本部が行うが、町本部健康班のみでは実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部あるいは日本赤十字社及び加茂医師会が、それぞれ医療班を派遣する等の方法によって実施する。

また、災害時であっても平常の医療が可能なとき又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。

ただし、本部長から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

町の行う医療救護活動としては、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。

2. 医療班の編成

被災地において医療、助産救助を実施するため、次の医療班を編成し、町本部の要請により出勤し、救助の実施に当たる。

(1) 編成

町本部の医療班は、医療関係者をもって次のとおり編成し、必要に応じ出動する。

(2) 編成基準

医療班の編成は、おおむね次の基準による。

ア 医 師	1名
イ 看護師、助産師又は保健師	2名
ウ 事務職員	1名

(3) 医療班の携行品

医療班は、被災地域へ出動する場合には最低限度必要な治療器具及び医薬品等を携行する。また、医薬品等については、災害協定等により平常時から体制・整備を整えておく。

3. 救助対象者

(1) 医療救助

- ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の機会を失った者
- イ 災害時における異常な状況で、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的な配慮のうえから医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内、死産、流産を含む。）に分べんした者で、災害のため助産の機会を失った者

4. 医療救護活動の原則

医療救護活動は、町の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

5. 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等により一定し難いが、おおむね次の方法による。

(1) 医療班の派遣による方法

被災地の現地において医療、助産の必要があるときは、町本部は医療班を派遣して行う。

この場合、被災現地の医療施設を利用することができるときは、町本部は施設所有者等と協議して使用する。

また、町本部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市町村等と連携をとり、初期医療体制の充実を図る。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、町本部は、当該医療機関（医療施設）の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施する。

なお、この場合救助対象者は、医療券を提示して診療を受ける。

（注）1. 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含む。

2. 医療券は、可茂県事務所長が本部長（町長）の要請に基づき生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして直接救助対象者に発行する。

なお、町長は可茂県事務所長に医療券の発行を要請する時間のないときは、連絡表（診療依頼書）等を発行し、連絡表等に「災害」と朱書きして直接救助対象者に交付するとともに、その旨を可茂県事務所福祉課に連絡する。

3. その他、軽度のものは各避難所において応急処置をする。

(3) 移送、収容

医療を要する者の状態が重傷病で医療施設（病院等）への収容を必要とするときは、町本部は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、医療を行う。

(4) 応援要請

町本部は、町内において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方により他機関と共同して実施する。

ア 医療班の報告その他により、県支部保健班にその旨を連絡又は報告し、応援を要請する。

イ 連絡及び報告並びに応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 医療、助産救助実施の場所
- ② 対象者及び医療機関の状況
- ③ 実施の方法及び程度（医療班何箇班派遣、何科○名入院等）
- ④ その他必要な事項

ウ 災害派遣医療チーム（D M A T）、日本災害歯科支援チーム（J D A T）等の派遣要請

町は、必要に応じて、県災害対策支部（保険班）に対し、災害派遣医療チーム（D M A T）、日本災害歯科支援チーム（J D A T）等の派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

6. 後方医療活動の要請

(1) 広域後方医療活動の要請

町は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(2) 広域搬送拠点の確保、運用

町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。

なお、非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

7. 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲並びに程度は、おおむね次の基準による。

(1) 医療の範囲

ア 診 療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看 護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程 度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度による。

(4) 期 間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から 7 日以内（災害発生前後 7 日以内に分べんしたもの。）
- ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部保健班（総務班と連絡）に実施期間の延長を要請する。
- エ 期間延長の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。
 - ① 延長に要する期間
 - ② 延長を要する地域
 - ③ 延長を要する理由
 - ④ 救助を要する理由
 - ⑤ その他

8. 医療品、衛生材料の確保

町本部は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具について調達する。

ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

9. その他

費用の請求等、保険制度等への切替、報告その他事務手続きは、岐阜県災害救助法施行細則等に定めるところによる。

第24節 救助活動

災害のため生命身体が危険な状態にある者は、一刻も早く救出・救助する必要があり、町本部及び関係機関は迅速な救出・救助活動を実施し、自主防災組織、住民等は、安全確保のうえ救出・救助活動に協力する。

1. 実施者

被災者の救出は、町本部消防班が自主防災組織等の協力を得て、必要な器具を使用して実施することを原則とするが、町本部で実施できないときは、県支部総務班若しくは隣接市町村災害対策本部に応援を要請する。

2. 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行うが、本救出は、災害にかかった原因の種別、住家の被害等とは関係なく、救出を要する状態が発生したときは、速やかに救出作業を行う。

- (1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残された場合
 - イ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
 - ウ がけ崩れ等により生き埋めになった場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ様々な状況から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者
- (3) 多数の死傷者がいるような交通事故等で、多くの人手と時間を費やすなければ救出できない状態にある者

3. 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、町本部は救出を要する状態が発生したときは、直ちに県支部の関係組織と連絡を密にし、速やかに救出作業を行うものとする。

なお、作業は、消防団員、本部職員、協力組織員等が行い、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

4. 応援要請

町本部のみでは救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができるときは、県支部総務班に応援等の要請を行う。

5. その他

災害救助の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第25節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

災害時において、行方不明又は死亡者が発生したときは、遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め広域調整を行う。

1. 行方不明者の搜索

町は、行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるとき、加茂警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは、速やかに収容するものとする。

(1) 搜索の方法

ア 町は行方不明者の搜索の必要があるときは、消防班、県支部警察班（警察官）と協議してその対策をたて、その実施を消防班又は協力組織に要請する。

イ 搜索作業は、消防班長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本項第8節「被災者救出計画」に定める方法によって行う。

(2) 応援の要請

ア 町は災害条件あるいは行方不明者が他市町村へ流失したこと等により町本部においてその実施ができないときは、県支部総務班に応援を要請し、急を要する場合等で隣接市町村災害対策本部又は下流の市町村に応援を求めることが適当なときは、直接市町村災害対策本部に搜索応援を要請する。

イ 応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 行方不明者が埋没しあるいは漂着していると思われる場所
- ② 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- ③ 応援を求める人数、舟艇、器具等
- ④ その他必要な事項

2. 遺体の見分、処置

町は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに県支部警察班（警察官）に届け出を行い、警察機関は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は遺族等へ引き渡す。

なお、見分後、身元の判明していない遺体及び遺族への引渡しが困難な場合は、町が遺体の処置を行う。

- (1) 遺体の識別のため医療班により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
- (2) 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
- (3) 医師による死因その他についての検査を行う。

3. 遺体の埋葬等

災害の際死亡したもので町本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行う。

(1) 実施者及び方法

町本部は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収藏する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

- ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。
- ウ 火葬能力の範囲内の場合は、各施設に分散して行うが、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施し、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。
- エ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4. その他

町は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

また、災害救助法による場合の基準等については、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第26節 防疫・食品衛生活動

災害時における生活環境の悪化は、被災者の病原体等に対する抵抗力の低下等悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、迅速かつ的確な防疫措置及び保健衛生活動を実施する。

1. 実施者

災害時における被災地域の防疫は、町本部健康班が県支部保健班の指導、指示に基づき実施するが、被害が甚大で町本部において実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援を要請する。

2. 防疫の実施組織

災害防疫実施のための組織は町本部によるが、各種作業実施の直接組織として次の班を編成しておく。

(1) 感染症予防担当職員の選任

町本部は、知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）第35条第1項の規定による感染症予防担当職員を選任し、防疫活動に従事させる。

(2) 防疫班の編成

町本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おむね衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員3名をもって編成する。

3. 防疫の種別と方法

防疫の活動は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次 の方法によって行う。

(1) 検病調査及び健康診断

検病調査は、県支部保健班で編成する検病調査班が実施し、町本部及び関係機関は、的確な情報の提供等調査に協力する。

なお、必要があるときは、感染症予防法第17条及び第45条の規定による健康診断を実施する。

(2) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県支部保健班は対象者及び期日を指定して、臨時予防接種を実施する。

ただし、町本部において実施することが適当と認め県本部長に命ぜられた場合は、町本部において実施する。

(3) 清潔方法

町本部は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本項第13節「清掃計画」の定めるところにより、ごみ及びし尿の処理等を実施するが、特に、道路、水路、公園等公共の場所を中心に行う。

(4) 消毒方法

町本部は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施するが、実施にあたっては、感染症予防法施行規則第14条の定めるところによる。

(5) ねずみ・昆虫等の駆除

町本部は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、ねずみ・昆虫等の駆除を実施するが、実施にあたっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところによる。

(6) 生活の用に供される水の供給

町本部は、感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、生活用水の供給を実施するが、実施にあたっては、本項第4節「給水計画」の定めるところによる。

(7) 避難所の防疫指導等

町本部が避難所を開設したときは、町本部は、県本部又は県支部の防疫関係職員の指導を得て、防疫指導等防疫活動を実施する。

4. 報 告

災害時における防疫に関する報告は、次による。

(1) 被害状況の報告

町本部は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療、衛生施設被害状況等報告書」（様式編・様式10）により防疫に関する情報を、県支部保健班を経由して県本部健康部に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫完了報告

町本部は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から20日以内に「災害防疫完了報告書」（様式編・様式32）を作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。

5. 記録の整備

町本部は、おおむね次の書類を整備して、保管しておく。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ・昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

第27節 保健活動・精神保健

災害により被害を受けている住民を対象に、町が県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全體に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1. 保健活動

(1) 体制

町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

(2) 活動内容

町は県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。

2. 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

第28節 清掃活動

災害時における被災地域では、多量の災害廃棄物の発生や、ごみ、し尿、瓦礫等の災害廃棄物により処理機能の低下などが予想されることから、関係機関と連携し的確な処理を実施する。

1. 実施者

災害時における被災地域の清掃等は、町本部下水環境班が中心になって実施するが、町本部のみにおいて実施できないときは、県支部総務班に連絡し県支部又は隣接市町村から応援を得て実施する。

2. 清掃班の編成

災害時（特に水害時）におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。

清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するが、1ヶ班の編成は、次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて班員及び装備を増減する。

区分		ごみ収集運搬班	し尿収集運搬班
班員	班長	1	1
	運転手	6	6
	作業員	10	6
作業器具	スコップ	10	—
	クサミ	10	—
	トラクターショベル等	随時	—
車両	ダンプカー（6t車）	1	—
	ダンプカー（4t車）	4	—
	特殊車	1	—
	バキューム車	—	1.8k1車 5 9.0k1車 1

(注) 1 班長は、本部職員がつく。

2 作業員は、ボランティアの動員又は労務者を雇い上げる。

3 車両等は、町本部所有のもので不足するときは、民間から借り上げる。

3. 清掃方法

(1) ごみ処理

ア 収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地区から順次実施するが、実施にあたっては、次の点に留意する。

- ① 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地区から実施する。
- ② 被災世帯における屋内の清掃状態を考慮する。
- ③ 感染症発生の恐れのある地域を優先する。

イ 収集方法

- ① 各班の担当区域を明確にする。
- ② 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災地域の住民及び各清掃班に周知徹底する。

ウ ごみの処分

- ① 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。
- ② 収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。
- ③ フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

(2) し尿処理

ア し尿の収集

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。実施にあたっては、ごみ収集と同様の点に留意する。

イ し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

(3) 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

(4) 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4. 清掃の事務

災害時における清掃等応急対策を完了した場合、町本部は、次の報告書を、県支部総務班を経由して県本部環境生活部（廃棄物対策班）に提出する。

(1) 廃棄物処理施設等被害状況報告

1 施設の復旧事業に要する経費が次表に掲げる限度未満のものは、報告を必要としない。

し尿処理施設	80万円
地域し尿処理施設	80万円
生活排水処理施設	

(2) 災害廃棄物処理事業報告

事業に要する経費が、40万円未満の場合は報告を要しない。

5. その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次による。

(1) 野外便所の仮設

避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、民間所有のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

なお、町においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 死亡獣畜処理

牛、馬、豚、山羊、鶏等の死体処理については、死亡獣畜埋却場を選定して埋却処分する。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により流失した埋葬遺体の処置については、漂着地市町村が本章第25節「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」に定める方法に準じて処置する。

第29節 愛玩動物等の救援

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されているため犬、ねこ等の動物）等が生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

1. 被災地域における動物の保護

町は、県等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等に協力する。

2. 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

また、県に協力し、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

3. 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県等と連携し、必要な措置を講じる。

第30節 災害義援金品募集配分

被災者及び被災施設その他に対する義援金品の募集、輸送及び配分は、関係機関が協力し、迅速かつ的確に実施する。

1. 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うことを原則とするが、災害の規模等により各機関が単独で行うことが適當な場合は、各機関限りで行う。

(1) 町単位機関

町本部、日本赤十字社七宗町分区、共同募金会七宗分会、民生委員児童委員協議会、小学校児童会、中学校生徒会、各区、その他の各種団体

(2) 加茂郡単位機関

県支部、日本赤十字加茂地域、共同募金会加茂支部、郡町村会、その他郡単位の各種団体

(3) 岐阜県単位機関

県本部、日本赤十字社岐阜県支部、県共同募金会、日本放送協会、各新聞社社会事業団、県市町村会、その他県単位の各種団体

2. 募 集

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合に次の方針によって行う。

(1) 県又は郡の機関から通知を受け、あるいは町内の関係機関が協議して募集することを決定したときは、募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

(2) 募集内容の決定にあたっては、被災地における物資購入の可否、輸送に要する労力経費の状況を考慮し、例えば、被災地において物資が購入でき、かつ物資の輸送に多額の経費を要するようなときは、募集にあたって物資の拠出は廃品回収方式による換金措置をとる等実情に即して決定する。

(3) 義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速の仕分け、配送に十分配慮した方法とする。

3. 募集の基準

募集の基準は、おおむね次の基準で実施する。

(1) 町単位募集

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| ア 管内災害 | 全失世帯 | 40 以上の被害 |
| イ その他県内災害 | 全失世帯 | 500 以上の被害 |
| ウ 近県災害 | 全失世帯 | 1,000 以上の被害 |
| エ その他地域災害 | 全失世帯 | 5,000 以上の被害 |

(2) 県下全域募集

- | | |
|-----------|------------------|
| ア 県内災害 | 全失世帯 500 以上の被害 |
| イ 近県災害 | 全失世帯 1,000 以上の被害 |
| ウ その他地域災害 | 全失世帯 5,000 以上の被害 |

(注) 1 町単位募集の災害については、町長が必要と認めるときは、基準に達しなくとも実施できる。

2 町単位募集のイからエまでは、(注) 1以外のときは、県下全域募集として実施する。

4. 集 積

募集に基づきあるいは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法による。

- (1) 各家庭から募集したときは、地区自治会、民生委員会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。
- (2) 小中学校の児童生徒あるいは事業所等における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (3) 個人等で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度又は一定期間をまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。
- (4) (1)によるときは「義援金品拠出者名簿」(様式編・様式33-1号)を、(2)によるときは「義援金品引継書」(様式編・様式33-2号)を、(3)によるときは「義援金品受領書」(様式編・様式33-3号)を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管する。

5. 引 繼

募集期間で受付集積した義援金品の輸送及び引継は、次の方法による。

- (1) 義援物資の引継
集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付する。
ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合等においては、郡、県単位機関の指定する場所に集積し、まとめて配分機関に送付する。
- (2) 義援金の引継
集められた義援金については、町単位機関扱い分は郡単位機関に引継、郡単位機関から県単位機関に引継、県単位機関から配分機関に引き継ぐ。
ただし、それぞれの募集(受付)機関において直接配分機関に送付することが適當と認められる場合は、直接募集機関から配分機関に引き継ぐ。
- (3) 引継の記録
受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(4) 引継をする配分機関

義援金品の引継は、おおむね次の区分による配分機関へ行う。

ア 県外の災害

災害が2市町村以上のときは県単位機関に、単独市町村のときは市町村単位機関に引き継ぐ。

イ 県内の災害

災害が単独市町村のときはその市町村単位機関に、また同一郡内で2町村以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは県単位機関に引き継ぐ。

ただし、郡あるいは県単位機関に引き継ぐべき災害であっても、募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき、又は郡あるいは県単位機関が調整して直接引継市町村を指定したときは、市町村単位機関に引き継ぐ。

ウ 引継を受ける配分機関

義援金品の引継は、次の機関とする。

- ① 市町村本部 市町村本部長
- ② 県支部 県事務所長
- ③ 県機関 県知事、県共同募金会長

6. 配 分

引継を受け、あるいは受け付けた義援金品は、おおむね次の方法によって配分する。

(1) 配分の基準

ア 一般家庭用物資

- ① 全失世帯 1
- ② 半失世帯 1/2
- ③ 床上浸水世帯 1/3

イ 無指定金銭

- ① 死者（行方不明で死亡と認められる者含む） 1
- ② 重傷者 1/2
- ③ 全失世帯 1
- ④ 半失世帯 1/2
- ⑤ 床上浸水世帯 1/3

（注） 1 床上浸水 10 日以上の世帯にあっては、物資、金銭とも半失の基準による。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがある。

(2) 町における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、又は町単位機関で受け付けた義援金品は、(1)に定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

なお、各世帯配分にあたっては、本項第5節「物資供給計画」に定める配分手続に準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えない。

(注) 死亡者、負傷者等に対しての金銭は、その者の住所で行うが、他県で死亡した者でも関連災害の場合は、その者の住所で配分することがある。

(3) 配分の時期

配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

第31節 その他被災者の保護対策

本章第16節から第30節までに定める以外の、災害時における被災者の救助保護は、次による。

1. 在宅の要配慮者対策

町本部は、消防機関及び警察と連携してあらかじめ定めた避難計画に従い、住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

町本部及び町社会福祉協議会は、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、独居高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用するなどして、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

なお、要配慮者を発見した場合は、避難所への移動、施設緊急入所等の緊急措置、居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等を中心に地域ぐるみで協力支援する。

2. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときには、あらかじめ定めた避難等の方法により入所者の安全を確保するとともに、町本部等の協力を得つつ施設機能の回復を図る。

(2) 被災者の受入れ

被災を免れた施設又は被災地に隣接する施設においては、入所者の安全な生活を確保した後、余裕のスペースなどを活用して一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

(3) 食料供給等の確保

災害による施設の被害等により食料又は飲料水を得ることができないとき、若しくは医療その他の救助を必要とするときは、町本部に応援を要請する。

(4) 職員の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町本部及び関係機関に連絡しその応援を要請する。

3. 要保護児童の措置

災害地域において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに保護措置をとる。

(1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所での保育を行う。

(2) 保護者を失った児童があるときは、中濃子ども相談センター又は可茂県事務所に連絡して収容施設に収容保護する。

なお、既に収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがある。

4. 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して確保されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後 14 日以内）をまって平常医療制度に移行される。

したがって、災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、町本部健康班及び関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま受診できるよう努めるとともに、できるかぎり速やかに町本部において被保険者証を再交付する。

5. 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、町本部は民生委員・児童委員と連絡を密にし、県支部総務班にその旨を報告し、保護の要否を速やかに決定するよう要請する。

6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

町本部は、「七宗町災害弔慰金の支給等に関する条例」により、自然災害によって死亡したものの遺族に対して 500 万円を限度額として災害弔慰金を、また精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して 250 万円を限度額として災害障害見舞金を支給する。

第32節 産業応急対策

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

第1項 商工業の応急対策

災害時における商工業の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1. 災害融資計画

被災商工業者のうち事業資金を希望する者の方へ、町本部振興班は相談窓口を開設し、事業資金の融資について総合的なあっせんを行う。

2. 復旧資材等の調達

町本部振興班は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは、関係機関、団体等に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんに努める。

第2項 観光客等の応急対策

旅館及びキャンプ場、体育館、町民運動場、博物館、景勝地等（以下「観光施設」という。）の観光客等あるいは合宿等スポーツ施設利用者等の災害時における応急対策は、本計画の定めるところによる。

1. 応急対策

観光施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策にあたる。

2. 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町本部（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をするものとする。

なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

第3項 農作物の応急対策

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画に定めるところによる。

1. 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、町本部は県支部農林班を経由して県本部農政部へ確保についてあっせんの要請をするものとする。

2. 病害虫防除対策

災害時における病害虫の防除対策は、次による。

(1) 病害虫防除指導の徹底

災害により病害虫の発生が予想され又は発生したときは、病害虫の発生予察情報に基づき、町本部は県支部農林班と連絡を密にし、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病害虫防除の指導徹底にあたる。

なお、病害虫発生予察情報は、県支部農林班より伝達される。

(2) 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、町本部が県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんの要請をするものとする。

(3) 防除器機具の整備

町本部その他関係機関は、県本部農政部の指導を受け病害虫防除機具の整備に努めるものとする。

なお、緊急防除に当たって器具が不足する場合で、町において確保できないとき町本部は、県支部農林班を経由して県本部農政部に応援を要請するものとする。

3. 肥料等の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないとき町本部は、県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんを要請するものとする。

第4項 畜産の応急対策

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによる。

1. 家畜の診療

畜産農家が、災害のため平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、町本部において診療するものとするが、町本部において実施ができないときは、県支部家畜保健衛生班又は農林商工班に家畜の診療について要請するものとする。

2. 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、県支部家畜保健衛生班が防疫班を派遣して実施し、町本部農務班はこれに協力する。

3. 家畜の避難

浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、町本部はその他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他対策について指導する。町本部は、県支部農林班から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

4. 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないとき町本部は、県支部農林班に確保についてあっせんについての要請をする。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 要請をする飼料の種類及び数量
- (2) 納品及び引継ぐ場所及び時期
- (3) その他必要事項

5. 青刈飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を実施する。

- (1) 全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- (2) 一部分の被害で回復の見込みのあるのは、速効性の肥料を施用し、成育の促進をするよう指導する。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、町本部は県支部農林班を経由して県本部農政部に確保についてあっせんを要請する。

6. 牛乳の集乳対策

酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、町本部は、県支部農林班に集乳搬送についての協力を要請する。

第5項 林地、林産物等の応急対策

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1. 林地の対策

災害により発生した林地被害が、緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要あるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものについて、町本部は、県支部農林班を経由し県本部林政部にその緊急復旧を要請するものとする。

2. 造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次による。

- (1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、町本部は、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう林家等に指導するものとする。

なお、財産区等町有林については、財産区委員会等の協力を得て町本部が実施する。

- (2) 資材等の調達

町は、災害に備えて森林組合等とともに倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請するものとする。

3. 苗木等の対策

風水害等により苗畠が被害を受けあるいは種子、苗木が不足する場合等の対策は、次による。

(1) 苗木種子の確保

町本部は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請するものとする。

(2) 病害虫の防除

町本部は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペストロチア病等の防除について指導の徹底を図るものとする。

4. 一般林産物及び施設の対策

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次による。

(1) 被害木の処理

町本部は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。

(2) 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配慮をするものとする。

(3) 浸水製材施設の処理

町本部は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るよう指導徹底にあたるものとする。

5. 特用林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ等の特用林産物及びその施設の対策は、次による。

(1) 復旧用原木ほだ木等の確保

町本部は、災害のため特用林産物あるいはその施設が被災し、その復旧に必要な原木あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請するものとする。

(2) しいたけ等の病害虫対策

町本部は、森林組合等と協力して、災害時における「あなたけ」「しわたけ」等の雑菌防止についてその指導徹底にあたるものとする。

なお、雑菌防止のための薬品については、森林組合、生産者等が備蓄しておくよう努めるが、災害が発生しその確保ができないときは、町本部は、県支部農林班を経由し県本部林政部に確保についてあっせんを要請する。

6. 復旧資金の融資

林産物に關係した災害対策のため必要な資金は、「天災融資法による資金」等により融資する。

第6項 干害応急対策

干害に伴う農地等の応急対策は、次による。

1. 干ばつ被害の報告

水田及び一般畠については、連続干天日数（日雨量5mm未満を含む。）が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60mm以下となり、干ばつ被害が発生したときは県支部農林班に報告する。

2. 応急対策

町本部は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

第33節 公共施設の応急対策

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した応急的な措置により施設復旧を行う。

第1項 公共施設の応急対応

1. 道路施設の応急対策

- (1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察、可茂消防事務組合、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。

2. 河川施設の応急対応

町その他の河川・ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い被害状況の把握に努める。

3. 土砂災害防止施設の応急対策

- (1) 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握
町は県に協力して土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

町は、がけ崩れ等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

- (2) 応急対策

土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所について、町は被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所について、ビニールシートで覆う等応急処置を施し、県の応急復旧に備える。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

4. 治山施設の応急対策

- (1) 治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。
- (2) 治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な措置をとるものとする。

(3) 公共建築物の応急対策

町の施設管理者は、官公庁舎、学校施設その他公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、可能な限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

5. 町有財産の対策

(1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の使用管理をしている機関（課）の長が行う。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の維持管理に努めるとともに、台風発生時等においては、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し被害の予防に努める。

なお、物品についても保管（所属）及び保全に努め浸水の恐れがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期する。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又はその業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係機関に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入等の処置を要するものがあるときは実情に即して適宜の処置をする。

第2項 鉄道等の応急対策

災害時における鉄道等の交通施設の応急対策は、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）と連携して応急対策を実施し、確実な輸送の確保を図る。

1. 応急対策

災害発生時には、JR東海から被害状況、列車の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関等への正確・迅速な伝達に努める。また、二次災害の防止と応急復旧への協力をJR東海及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。バス代行輸送体制に関する現地情報を集約しJR東海及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

2. 救出活動

乗務員は、車両火災、脱線、転覆、衝突、パニック等が発生したときは、直ちに運転を停止し負傷者の救出等について、町長、消防署、警察署、最寄駅等に通報し、救援を求める。

3. 応急復旧

災害により交通施設等に被害が生じた場合は、速やかに救護措置及び応急復旧に当たるが、復旧作業が困難である場合には、臨時車両等による代行運転により輸送の確保に努める。

4. 自衛隊の派遣要請

鉄道等交通施設の応急対策の実施が、JR東海及び関連企業の組織によってもなお不可能な場合は、自衛隊の派遣要請を行う。

なお、要請の手続は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

第34節 ライフライン施設の応急対策

第1項 通信施設の応急対策

災害時における通信施設に関する応急対策は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）と連携し、確実な情報伝達、通信環境の確保を図る。

1. 応急対応

災害発生時には、NTT西日本から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。また、二次災害防止と応急復旧への協力をNTT西日本及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

2. 緊急臨時電話の架設

町本部長は、現地災害対策本部を設置したとき、又は被災地の通信確保のため必要があると認めたときは、NTT西日本に対して緊急臨時電話の架設を文書（様式はNTT西日本指定のもの）により要請するが、事前に文書の提出ができないときは口頭で行い、事後速やかに文書を提出する。

ただし、設置及び通話に要する費用は、町本部において負担する。

3. 防災機関への優先復旧

NTT西日本は、災害対策上の必要度を勘案し、その度合の高いものから優先して復旧する。

4. 自衛隊の派遣要請

通信施設の応急対策の実施が、NTT西日本及び関連企業の組織によってもなお不可能な場合は、自衛隊の派遣要請を行うが、要請の手続は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

第2項 電力施設の応急対策

災害時における電力施設に関する応急対策は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力パワーグリッド」という。）と連携し、安定した電力の確保を図る。また、二次災害の防止と応急復旧への協力を中部電力パワーグリッド及び電気工事関係団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

1. 応急対策

町は、災害発生時には中部電力パワーグリッドから被害状況、関連施設の運営状等の情報を収集し、関係機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

2. 災害時における電気の保安

中部電力パワーグリッドは、災害時における電気の保安をはかるため、次の処置をとるが、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等人的危害の防止に当たる。

(1) 火災時の措置

火災の発生を承知したときは、直ちに緊急要員を現場に派遣し、火災又は注水により危険があると認められた場合および消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電する。

(2) 非常災害時

暴風雨、水害等非常災害時においては、住民生活の安定、重要機関への送電確保のため、極力送電を維持するが、冠水等で危険と認めた場合は、当該範囲の送電を停止する。

3. 災害復旧

中部電力パワーグリッドは、被災施設の早期復旧に当たるが、復旧にあたっては、住民生活の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合の高いものから優先して復旧する。

4. 災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、町本部をはじめ関係の防災機関に通知するとともに、住民に対しては新聞、ラジオ、テレビ等を利用し、あるいはポスター、チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等により周知する。

5. 関係機関相互の連絡調整

電力機関における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため、必要があるときは関係機関と密接に連絡し、その協力を得て実施する。

また、応急対策の実施上、他機関が電力施設等の利用が必要なときは、最寄の事業所に要請し、その協力を得る。

6. 自衛隊の派遣要請

電力に関する応急対策の実施が、電力機関における組織によってもなお不可能又は困難な場合は、自衛隊の派遣要請を行うが、要請の手続は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

第35節 文教災害対策

文教関係の災害対策は、他の計画に定めるもののほか、本計画の定めるところによるが、各施設の管理者等は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその対策を策定しておく。

第1項 施設等の応急対策

町は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。

1. 災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

2. 応急復旧等の処置

文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

3. 清掃等の実施

学校が浸水した場合等にあっては、直ちに清掃を行い衛生管理と施設の保全の万全を期するものとする。

なお、清掃にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 浸水した校舎等は、なるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。
- (2) 泥水等で汚染された建具、床板、校具等は、よく洗浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭淨する。
- (3) 浸水した便所は、よく洗浄した後石灰酸水(石灰酸3：水7の割合)、クレゾール水若しくはフォルマリンをもって拭淨し、又はこれを散布し、便池には煅製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

第2項 学用品等の支給

災害により教科書、文房具等を失った児童、生徒に対し、学用品の支給及びあっせんを行う。

1. 支給の種別

学用品等の支給あるいはあっせんは、被害の程度によって次の種別に区分して扱う。

(1) 災害救助法による支給

災害救助法適用地域で、住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童、生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」による。

(2) 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあっせん

教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、経費は本人の負担とし、調達方法は救助法適用分と合わせて調達する。

(3) 他市町村に災害救助法が適用された場合のあっせん

町は災害救助法の適用を受けなかつたが、同一時の災害で県内他市町村が適用されたときは、(2) と同様に一括あっせんする。

(4) その他の場合のあっせん

平常時におけるあっせんの方法による。

2. 支給の実施者

教材、学用品の支給は、次の区分に従って行う。

(1) 災害救助法による場合

ア 被災児童、生徒の調査	町本部（学校教育班と学校で調査照合）
イ 被災教科書の調査報告	町本部（各学校で調査し、学校教育班、福祉班で協議）
ウ 教科書、文房具の調達	県本部、ただし、県本部が指示したときは、県支部又は町本部
エ 調達物資の輸送	県本部（町本部まで輸送）
オ 教科書、文房具の支給	町本部（学校教育班又は学校）

(2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合

(1) の場合に準ずるが、教科書のみについてあっせんする。

(3) 災害救助法が適用されなかつた場合

町本部においてあっせんするが、町本部において対処できない場合は、県本部において調達あっせんする。

なお、輸送は平常時の方法による。

3. 被災児童、生徒及び教科書被害状況の調査報告

(1) 被災児童、生徒の調査

各学校班において、災害終了後できる限り速やかに児童、生徒について「被災児童生徒名簿」（様式編・様式31-1号）を作成する。

本名簿には住家の被害がなくても教科書を失った者は調査、作成する。

本名簿作成にあたつての被災程度の区分は、町本部で調査、作成されている調査表又は罹災者台帳等による程度区分に従う。

(2) 被災教科書等調査集計

「被災児童生徒名簿」により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」（様式編・様式31-2号）を作成する。

(3) 被災教科書等の報告

支給の種別（1）～（3）の場合は、前項の「被災教科書報告書」を作成し、速やかに（災害発生後5日以内）県支部へ提出する。

4. 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の調達（あっせん分を含む。）輸送は、学校教育班と福祉班（災害救助法を適用しない災害の教科書の調達あっせんは学校教育班単独）が協議して行う。

なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、おおむね次のとおりとするが、各学校の意見を聴き、できるだけ必要なものを調達する。

(1) 教科書

被災教科書の報告に基づき調達する。

(2) 文房具（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（町教育委員会で承認した学用品を含む。））

災害救助法適用時ののみ調達する。

(3) 通学用品（雨具、カバン、履物等）

災害救助法適用時にのみ調達するが、物資輸送にあたっての授受は、「学用品引継書」（様式編・様式31-3号）によって記録を残す。

（注）教科書の輸送が販売取扱店から直接学校教育班及び校長へ送付されたときは、納品書を学校教育班においてとりまとめ、県本部健康福祉政策班に提出する。

5. 学用品の割当及び保管

町本部学校教育班は、学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当て支給する。

(1) 割 当

県本部（県支部経由）からの学用品支給基準（1人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」（様式編・様式31-4号）により割当て支給する。

(2) 剰余物資の保管

調達された学用品が指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておく。

6. その他

災害救助法による学用品支給条件、その他事務手続きについては、岐阜県災害救助法施行細則等の定めるところによる。

第3項 小中学校関係の対策

1. 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育館を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大分部が使用できない程度の場合

コミュニティーセンター等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、被災を免れたコミュニティーセンター等公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎を建設する。

上記施設の決定にあたっては、関係各機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に周知する。

(2) 施設の応急復旧

町本部は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。

ただし、処置（応急復旧）を行う場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影保存に留意する。

(3) 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合は、次の方法により当該施設管理者の応援を得る。

ア 町内施設利用の場合

町本部教育部において関係者協議のうえ行う。

イ 管内他市町村施設利用の場合

町本部は、県支部教育班に対して施設利用の応援を要請する。

ウ 応援要請事項等

応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

① 応援を求める学校名

② 予定施設又は施設種別

③ 授業予定人員及び室数

④ 予定期間

⑤ その他の条件

なお、応援の要請にあたっては、町副本部長（教育長）は、町本部長（町長）と協議して決定する。

2. 教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補う。

(1) 学校内操作

欠員が少數の場合には、学校内において操作する。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、校長は、町本部学校教育班に派遣の要請をする。

町本部は、町内の学校間において操作する。

(3) 県支部内操作

町内操作において解決できないときは、町本部は、県支部教育班に教職員派遣の応援要請を行う。

(4) 応援要請事項等

教育職員派遣の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 応援を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）

エ 派遣予定期間

オ 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請にあたっては、教育長（副本部長）は、町長（本部長）と協議して決定する。

3. 応急教育

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは、臨時に授業を行わないが、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努める。

ただし、応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

(1) 災害時の授業にあたっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童生徒が負担にならないように留意する。

(2) 教育の場がコミュニティーセンター等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

(3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

(4) 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童生徒に対し、それぞれに支障とならないように充分配慮する。

(5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知する。

(6) 授業の不可能な状態が長期にわたるときは、学校と児童生徒との連絡方法、組織等を整備する。

(7) 公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

4. 教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童生徒に対する支給及びあつせんは、本章第35節第2項「学用品等の支給」の定めるところによる。

5. 被災児童生徒の調査報告

町本部は、各学校の協力を得て、様式「災害により被災した児童生徒数調」（様式編・様式34-1号）に定める事項について速やかに調査し、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告する。

第4項 学校保健の対策

被災時における学校給食及び児童生徒の保健対策は、本計画の定めるところによる。

1. 給食に関する被害の調査報告

給食関係の被害状況の把握と、災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため、次の事項を速やかに調査し、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告する。

① 学校給食用物資の被害状況調

学校給食用物資の被害を、様式「学校給食用物資被害状況報告書」（様式編・様式34-2）により速やかに調査し、報告する。

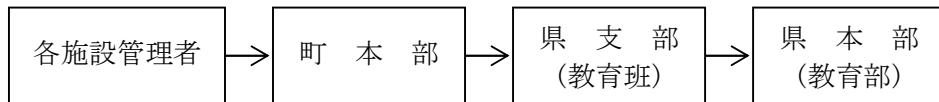
② 児童生徒被災状況調

小中学校児童生徒の属する世帯の被害状況を、様式「児童生徒被災状況報告書」（様式編・様式34-3）により速やかに調査し、報告する。

(1) 実施者

調査報告は、町本部が実施するが、直接の実施者をあらかじめ施設別に定めておく。

(2) 報告の系統



2. 給食の実施

町本部は、災害により被害が発生しても授業を行うときは、できる限り給食も実施するよう努める。

災害時における給食の実施にあたっては、特に次の点に留意を要する。

(1) 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあっては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭净し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰等を撒布する等衛生管理に配意する。

(2) 従事者の保健

調理及び配膳等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施するとともに健康管理を行い、特に下痢症状のある者は、従業を禁止し検便を行う。

なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理者の手洗いを励行させる。

(3) 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用する。

なお、浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行う。

(4) 食品衛生

災害時における給食は、感染症、中毒等の発生防止のため、調理の方法、献立、使用原材料等に十分注意するとともに、食事前には必ず手洗いを励行させる。

(5) その他

ア 炊出との調整

学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災用炊出施設に利用されるが、学校給食と被災者炊出との調整に留意する。

イ 被害物資対策

町本部は、被害を受けた給食用原材料の処分については、県本部の指示があるまでの間保管し、指示に従って処分する。

3. 児童生徒の保護

学校等は、洪水等の災害時にあっては児童生徒の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。

防疫の実施は、本章第26節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによるが、特に次の点に留意する。

- (1) 県支部保健班あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進にあたる。
- (2) 保護者その他の関係者に対して、患者の発生状況を周知し協力を求める。
- (3) 児童生徒の食生活について、十分の注意と指導を行う。
- (4) 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともに、その原因の除去に努める。

4. 児童生徒の安全措置

校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒を避難させる方法等を確実に把握する等、それぞれの災害の状況に応じた救急処置及び安全措置を講ずる。

(1) 登下校

地域やその時の状況判断により、町本部等との連携を密にしながら登下校の可否を決める。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できる限り児童生徒の家庭と連絡をとりながら原則引き渡しなど、児童生徒の安全を確保する。

(2) 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行う。

(3) 死傷者等の報告

災害による児童生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、町教育部及び県支部教育班へ速やかに報告する。

第5項 文化財、その他文教関係の対策

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1. 被災教育職員の調査報告

町本部は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を様式「公立学校共済組合員被害状況報告書」（様式編・様式35）により調査し、県支部教育班を経由し県本部教育部に報告する。

2. コミュニティーセンターその他社会教育施設の対策

町本部は、文化財、コムニティーセンターその他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。

なお、被災時において、コムニティーセンターその他社会教育施設等は、災害応急対策のため避難所等に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

3. 被害報告

文化財、コムニティーセンターその他社会教育施設等に被害が発生したときは、町本部は、県支部教育班を経由して県本部教育部に報告する。

なお、報告は「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式編・様式17）により行う。

4. 文化財の対策

被災文化財について、町文化財保護審議会委員、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。

第36節 災害警備活動

災害の発生にともなう社会的混乱のなか、地域住民の安全確保あるいは避難世帯の避難後の空家等への盗難等各種犯罪の予防に対する警備は、別に定める計画のほか、本計画の定めるところにより取り締まり、被災地における治安維持を図るための必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努めるものとする。

1. 災害発生の危険察知

町本部消防班は、災害の発生を未然に防止あるいは拡大を防止するため、危険箇所等の調査を実施するが、調査にあたっては、防災関連機関と綿密な連携をとり、おおむね次にあげる対策を講ずるものとする。

- (1) 同期警備体制の確立
- (2) 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- (3) 被害実態の早期把握
- (4) 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- (5) 行方不明者の調査
- (6) 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- (7) 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- (8) 住民等による地域安全活動への指導、連携
- (9) 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
- (10) 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- (11) 不法事案等の予防及び取締り
- (12) 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- (13) 避難路及び緊急交通路の確保
- (14) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (15) 広報活動
- (16) 死体の見分、検視等
- (17) 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

2. 調査の実施と災害発生未然防止の措置

(1) 調査の方法

調査は必ず2人1組になって行い、危険箇所には近づかない。

(2) 報告

危険な状態を発見あるいは確認したときは、直ちに町本部に報告する。

(3) 未然防止の措置

町本部は、(1)、(2)により報告を受けたときは、直ちに必要適切な措置を講ずる。

3. 盗難等の対処

町本部消防班は、避難世帯の避難後の空家等への盗難等に対処するため、その付近の警備を厳重に行うとともに、不審人物、不審車両等を発見したときは、直ちに警察官に連絡する。

第37節 航空災害対策

航空機の墜落等航空事故による多数の死傷者等の発生を伴う航空災害が発生した場合は、迅速な救急救助とともに、災害の拡大を防止し、被害の軽減と輸送の確保を図る。

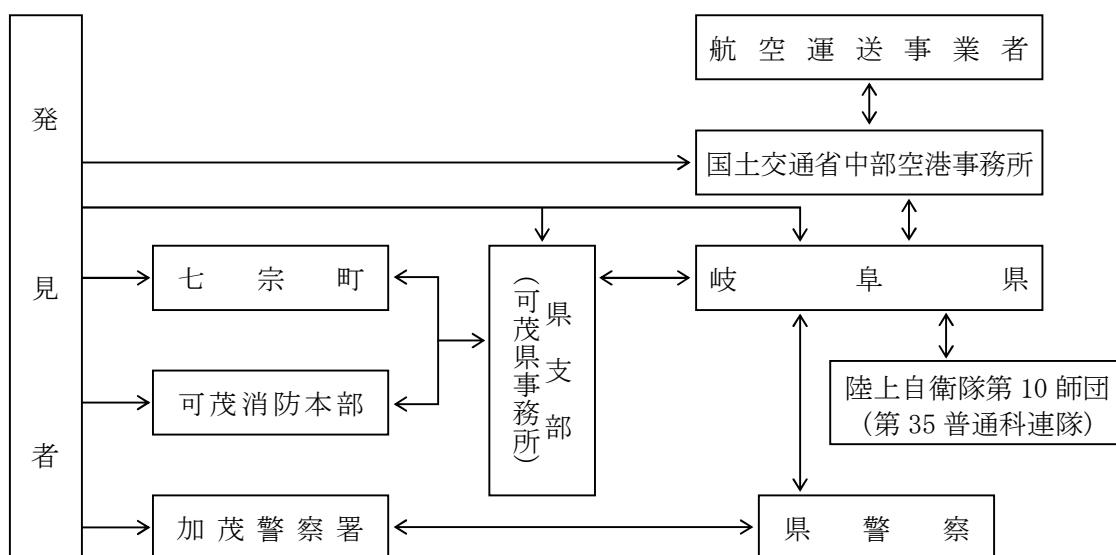
また、事故災害に対処するため、事業者及び関係機関は、平常時から資機材の確保に努めるとともに、緊密な連絡体制を構築する。

1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

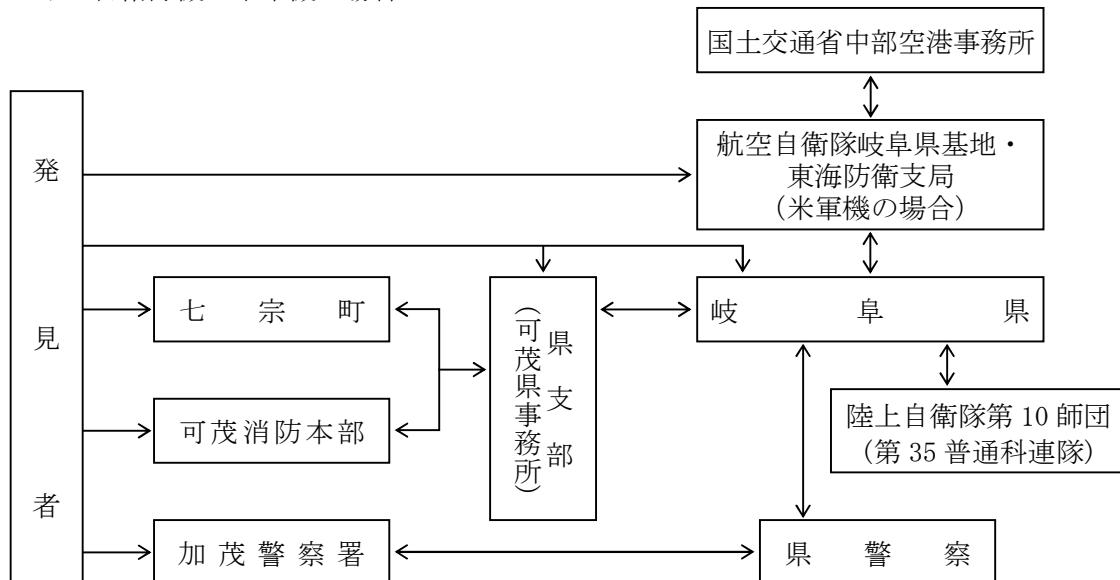
(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機・米軍機の場合



(2) 応急活動情報の連絡

- ア 町は、県に応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。
- イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

- ア 航空運送事業者、町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2. 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、町本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町は、町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を要求する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

なお、要請の手続については、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

3. 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急、消火活動

ア 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により広域的な応援を求め実施する。

イ 消防機関による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき広域的な応援を求め実施する。

ウ 資機材等の調達等

町は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 緊急輸送のための交通の確保

町及び防災関係機関は、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、緊急輸送等のための交通規制を行う。

なお、交通規制にあたって、警察機関及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

4. 関係者等への情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 町及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 町及び防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ 情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

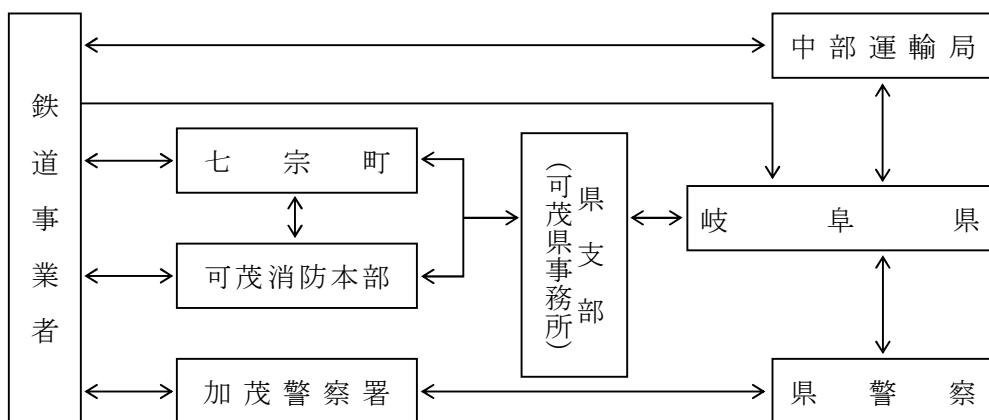
第38節 鉄道災害対策

多数の死傷者を伴う列車の衝突等、鉄道事故災害が発生した場合は、迅速な救急救助と災害の拡大を防止し、被害の軽減と輸送の確保を図る。

また、事故災害に対処するため、事業者及び関係機関は、平常時から緊密な連絡体制を構築する。

1. 情報伝達系統

町及び関係機関は、鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



2. 活動体制の確立

町及び関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3. 救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ隣接市町村等の機関に応援を要請するものとする。

(2) 医療活動

町は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4. 関係者等への情報伝達

鉄道事業者、町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第39節 道路災害対策

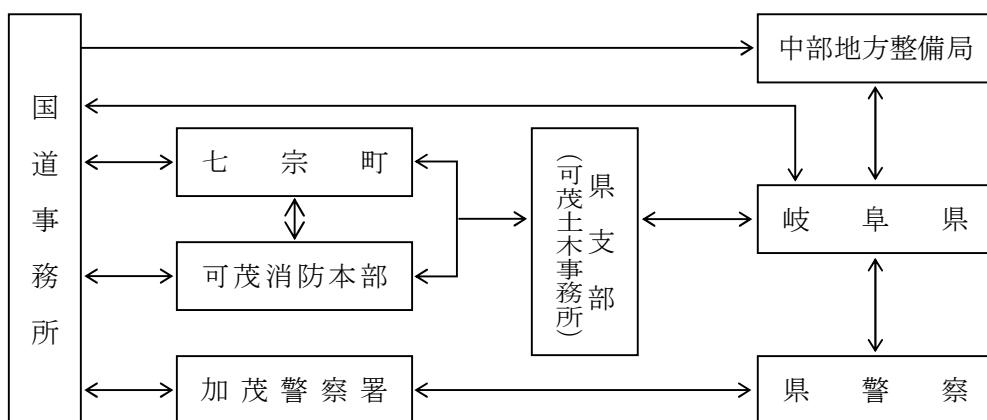
道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要となる災害が発生した場合は、迅速な救急救助とともに、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

また、事故災害に対処するため、道路管理者及び関係機関は、平常時から緊密な連絡体制を構築する。

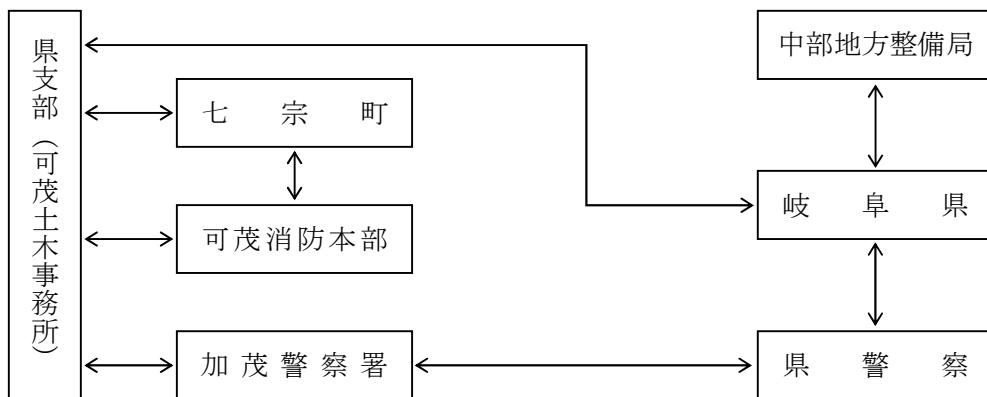
1. 情報伝達系統

町及び関係機関は、道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

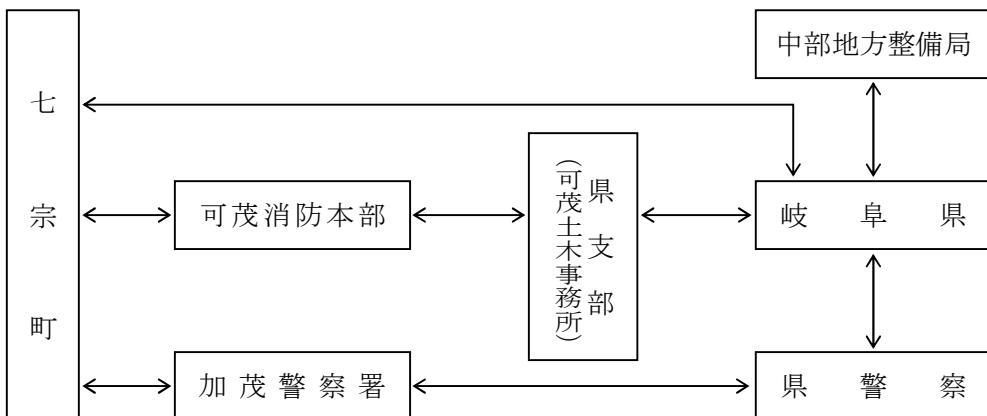
(1) 国が管理する道路



(2) 県が管理する道路



(3) 町が管理する道路



2. 活動体制の確立

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

3. 救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力するものとする。

(2) 医療活動

町は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

4. 危険物の流出に対する応急措置

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

5. 道路施設等の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

6. 関係者等への情報伝達

道路管理者、町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

7. 交通マネジメント

町は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等が必要であると判断した場合には、必要に応じて、県を通じて、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請するものとする。

※ 交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※ 交通需要マネジメント

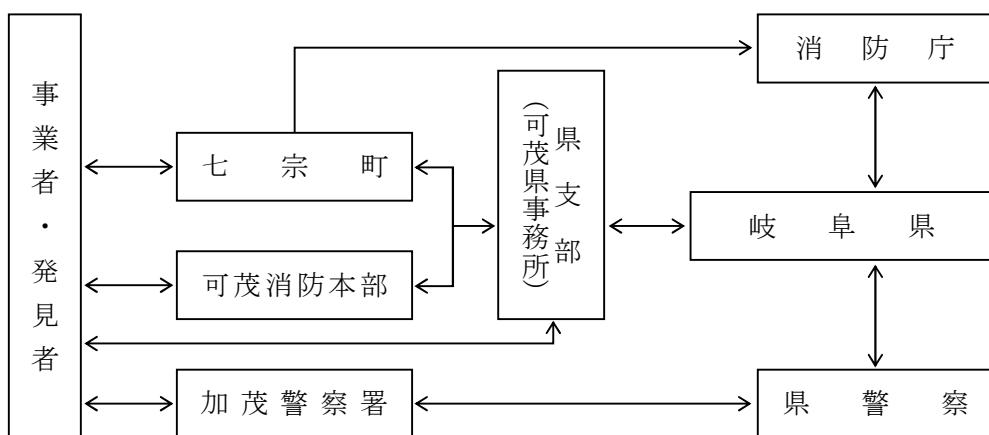
自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

第40節 危険物等災害対策

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1. 情報伝達系統

町及び関係機関は、危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



2. 活動体制の確立

町及び関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 災害の拡大防止活動

町及び関係機関は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

危険物等取扱事業者に対し、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。

4. 救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

町は、救急・救助活動を行うとともに、早急な被害状況の把握に努める。

危険物等取扱事業者に対し、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

(2) 医療活動

町は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(3) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

5. 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に流出した場合、災害の原因者等は迅速に拡散防止措置をとる。
- (2) 町は、危険物等が河川等に流出した場合、関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の拡散防止及び処理等必要な措置をとる。

6. 避難活動

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第17節「避難対策」によるものとする。

7. 関係者等への情報伝達

町は、危険物等取扱事業者及び関係機関と協力して、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第41節 林野火災災害対策

林野火災は、地形、水利、交通等の条件から、消火作業が困難なため大規模な火災となる恐れがあり、発生原因の多くは人為的なものによることから、町及び関係機関は、予防対策を実施するとともに、気象状況等により火災発生の恐れがある場合は、広報活動により住民等に注意を喚起する。

林野火災発生時は、関係機関は連携し初期消火及び延焼防止に努めるとともに、情報の収集、状況の分析を行い、必要に応じて航空機による消火活動を要請する。

1. 林野火災に強い地域づくり

(1) 林野火災特別地域

町は、林野火災特別地域に指定されており、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設等の整備を推進するが、事業計画に定める事項は次のとおりである。

- ア 防火意識の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎよ訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 火災警報発令時等の措置

町は、火災警報発令時における火の使用制限の徹底を図るとともに、火災多発危険期における巡視及び監視の強化、火入れを行う者に対し適切な指導を行う。

なお、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有（管理）者は、次のとおり火の使用制限を行う。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じること。

(3) 防災意識の普及啓発

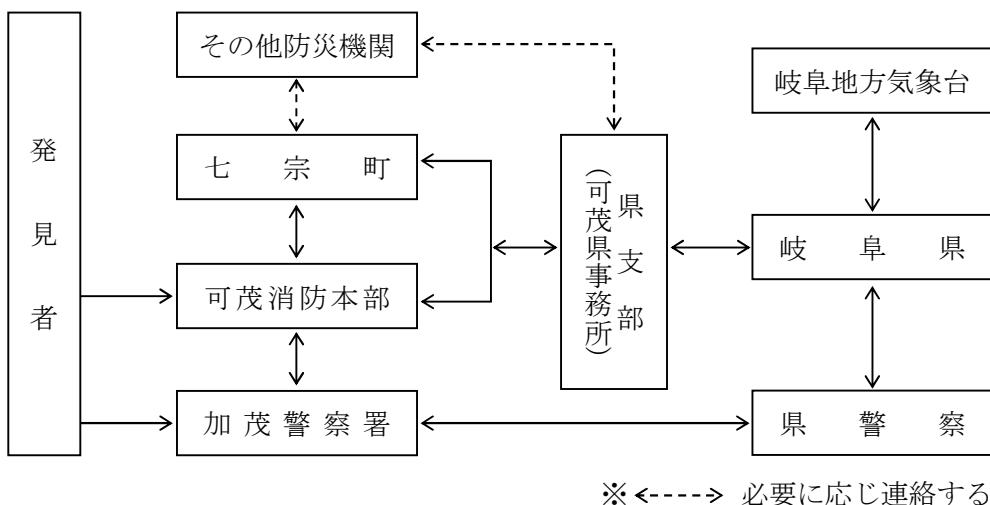
町及び関係機関は、山火事予防運動期間、林野火災予防運動等を通じて、防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなど入山者への啓発に努める。

なお、住民等への啓発は、火災多発危険期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向に留意する。

2. 災害応急対策

(1) 情報伝達系統

町及び関係機関は、林野火災が発生した場合、それぞれ火災発生情報・被害情報等を連絡するものとし、情報伝達系統は、次によるものとする。



(2) 活動体制の確立

町及び関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 救助・救急活動等

ア 救助・救急活動

町等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。
なお、詳細については、第3章の第11節及び第16節から第31節による。

イ 医療活動

町は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて県に応援を要請する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

消防機関等は、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失すことなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

(4) 避難活動

町は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第17節「避難対策」によるものとする。

(5) 関係者等への情報伝達

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 二次災害の防止

町及び関係機関は林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等危険箇所の点検を要請するものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、できるだけ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を要請するものとする。

第42節 大規模な火事災害対策

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

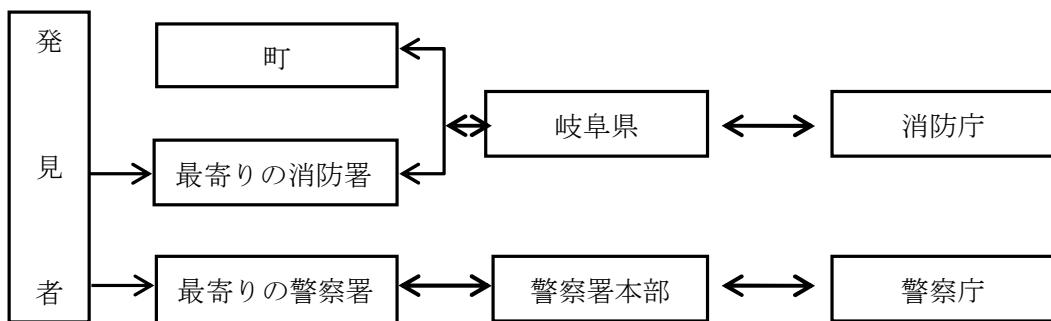
1. 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

町は、火事の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第5節第3項「通信の確保」による。

2. 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、町等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3. 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

なお、詳細については、本章第11節「消防・救急・救助活動」、第24節「救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣の要請を行う。なお、詳細については、本章第23節「医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

4. 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第17節「避難対策」によるものとする。

5. 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第43節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。

1. 広報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

2. 応急対策

町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

3. 電力供給

電気事業者は、町等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車による緊急的な電力供給を行うものとする。

4. 通信機器等の充電

町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、町、県及び国の適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、町、県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2項 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施するものとする。

(2) 復旧・復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第3項 人的資源等の確保

町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

町は、町の被災施設について、復旧工法の早期立案の支援を必要とする場合、県に対し、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（D R S）」を被災地へ派遣を要請する。

第4項 その他

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

1. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」等の定めるところによる。

2. 公共土木施設の災害復旧

公共土木施設の管理者は、速やかに被災施設の原形復旧を行う。

道路、河川、下水道等は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設となり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

なお、災害復旧事業の種類は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- オ 道路災害復旧事業
- カ 下水道災害復旧事業
- キ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3. 農地・農業施設の災害復旧

農地・農業用施設は、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象施設となり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がされる。

4. 住宅復興に関する計画

災害により住宅が滅失又は損壊した場合の住宅対策は、第3章第22節「応急住宅対策」等の定めるところによる。

5. 激甚災害に関する対応計画

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、町（総務防災班等）は災害の状況を速やかに調査し、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられるよう対処する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町は県とともに早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

1. 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 簡易水道施設災害復旧費補助

2. 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3. 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 被災者の生活確保

民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係機関と協力し、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施や災害の規模に応じて貸付等必要な措置をとり、被災者の生活確保を図るため相談窓口を開設し対処するなど、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援や、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、収入が一定額に満たない者に対する支援対策は、本節及び第3章第30節「災害義援金品募集配分」等の定めるところによる。

1. 生活相談

町本部福祉班は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2. 被災者への生活再建等の支援

被災者に対しては、次の資金援助等支援を行うほか、第3章第31節「その他被災者の保護対策」に定める保護措置を講じる。

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「七宗町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しのために、被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行うものとする。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援金を支給するものとする。

また、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

(3) 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は「生活福祉資金貸付制度要綱」により、災害により被害を受けた収入が一定額に満たない世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、災害援護資金の貸付を行う。

(4) 住宅復興資金

住宅金融支援機構は住宅に災害を受けた者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は購入資金の貸付を行う。

(5) 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を貸付ける。

(6) 罹災証明書の交付

町は、県が開催する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会に参加が可能となるよう、ビデオ会議システムを活用するよう努めるものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(7) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(8) 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3. 租税の減免

町本部住民部は被災者に対する税の減免等、納税緩和措置を講じる。

4. 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

なお、町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。

第5節 災害援護資金等の貸与

被災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他少額融資は、本計画の定めるところによる。

1. 資金の種別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）
- (3) 母子福祉資金
- (4) 寡婦福祉資金
- (5) その他一般資金

災害の規模その他により、被災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次的一般資金を融資する。

- ア 特別給付全国庫債券担保貸付金
- イ 恩給担保貸付金
- ウ 特別弔慰金全国庫債券担保貸付金

2. 貸付条件等の概要

各資金別の貸付その他条件等の概要は、次のとおりであり、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区分	災害援護資金	生活福祉資金 (福祉資金(福祉費))	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	罹災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯。※災害援護資金借受世帯は対象外）	被災母子世帯 被災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	原則として特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有350万円 住宅損害無250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は400万円	事業開始283万円 事業継続142万円 住宅200万円
貸付期間	10年	7年以内	事業開始7年 事業継続7年 住宅7年
償還方法	年賦等	月賦等	月賦等
貸付利率	年1.5%	無利子（連帯保証人が無い場合は1.5%）	年1.5%

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによる。

3. 災害援護資金の貸付

町は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付機関

町本部とする。

(2) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主を対象とする。

(3) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「2. 貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 保証人：1人

イ 違約金：延滞元利金額につき年10.75%

(5) 提出書類：災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

4. 生活福祉資金の貸付

被災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付は、次のとおりである。

(1) 貸付機関

生活福祉資金（福祉資金（福祉費））の貸付は、県社会福祉協議会が行い、次の各機関は、本貸付にあたってはそれぞれ協力をする。

ア 民生委員・児童委員

イ 町社会福祉協議会

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

ア 低所得の世帯であること。

イ 融資によって独立自活できると認められる世帯であること。

ウ 債務額がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

エ 多額の負債がなく、自己破産手続き中や任意整理中でない世帯であること。

（注） 1 世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

2 貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

3 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

(3) 資金の内容

福祉資金（福祉費）は、日常生活を送る上で又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費として貸し付けられるものであり、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費としても貸し付けられる。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「2. 貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

ア 保証人：1人

借受人と別世帯であり65歳未満で安定した収入のあることが条件となる。

イ 利子：連帯保証人を立てる場合、貸付利子は無利子。連帯保証人が立てられない場合、貸付利子は年1.5%

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生委員・児童委員に提出する。

ア 借入申込書（用紙は、町社会福祉協議会備付）

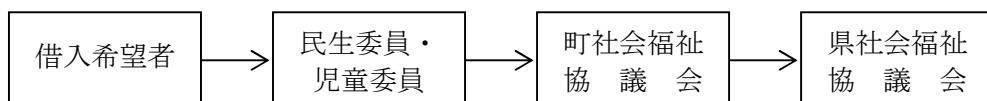
イ 借入申込者及び連帯保証人の資力がわかる書類（住民税課税証明書、源泉徴収票、確定申告等のいずれか）の写し

ウ 官公署が発行する罹災証明書又は被災証明書、経費見積書・カタログ等

エ その他世帯で収入がある方について収入が確認できる書類（年金通知・パート給与証明書等）の写し

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



5. 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

被災母子世帯及び被災寡婦世帯に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の融資は、次の方法による。

(1) 貸付機関

県本部児童家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるが、申込その他に当たっては、町本部及び県支部救助班（母子相談員）及び民生委員・児童委員等が協力する。

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

(3) 資金の種別

本資金の融資は次による。

ア 事業開始資金及び事業継続資金

イ 住宅資金（新築は除く。）

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「2. 貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

- ア 保証人：1名以上
- イ 違約金：延滞元利金につき年10.75%

(5) 提出書類

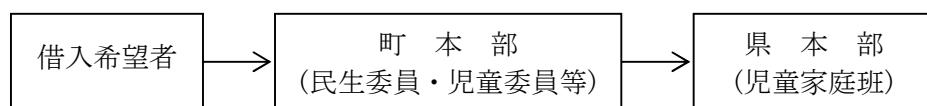
借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

なお、申請書等は町本部に備え付けられている。

- ア 貸付申請書
- イ 戸籍謄本
- ウ 罹災証明書
- エ 税額及び資産等証明書
- オ 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）
- カ 補修計画書（住宅資金について）

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出する。



(注) 1 住民部長は、貸付申請調査書及び意見書を作成して申請書に付する。

2 民生委員・児童委員等は、貸付申請調査書及び意見書を作成する。

第6節 被災商工業者の振興

町本部及び関係機関は、被災商工業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等を的確に把握し、被害の規模に応じて必要な措置を講じるものとし、被災商工業者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

1. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」等の定めるところによる。

2. 支援体制

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3. 自立の支援

災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災商工業者の自立を支援するものとする。

また、町は、被災商工業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

4. 被災商工業者の資金対策

被災した商工業者に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

5. その他支援対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免等
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 被災農林漁業者への支援

町本部及び関係機関は、被災農林漁業者の施設について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等を的確に把握し、被害の規模に応じて必要な措置を講じるものとし、被災農林漁業者の利便を図るため相談窓口を開設し対処する。

1. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のための必要な被害調査、報告は、第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」等の定めるところによる。

2. 被災農林漁業者の支援対策

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るために、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公社から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

なお、被災農林漁業者等への支援融資に有効な対策は以下に示すとおり。

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金